（平成15年６月30日公表）

中山間地域等直接支払制度の取組事例

平成15年６月

農林水産省農村振興局

目　　次　（全125事例）

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例（23事例）＞

○交付金全額を共同取組にあて農業用水路を自力設置（岩手県盛岡市　砂子沢上）―― 1
○非対象農用地も一体的に管理（秋田県由利郡鳥海町　上川内第２）―― 3
○機械導入による管理作業の効率化（山形県西田川郡温海町　早田）―― 5
○高齢化等による耕作放棄や猪被害の防止対策の推進（群馬県甘楽郡甘楽町　田口）―― 7
○美しい花桃にあふれる山里づくりに向けて（埼玉県秩父郡東秩父村　上ノ貝戸）―― 9
○高齢者の「助け合い」精神による集落活動の展開（埼玉県児玉郡神泉村　住居野）―― 11
○離島における未舗装農道の整備等の取組（東京都八丈町　三根Ａ）―― 13
○交付金を活用し、農道の整備及び簡易補修（神奈川県足柄上郡山北町　村雨）―― 15
○交付金を活用して農道を開削（静岡県清水市　木山野）―― 17
○耕作者マップによる課題の共有（岐阜県郡上郡和良村　宮地）―― 19
○共同作業による周辺林地と水路等の管理の取組（愛知県東加茂郡下山村　羽布）―― 21
○イノシシによる農作物への被害防止に向けた取組（愛知県南設楽郡作手村　小田）―― 23
○高齢者の農地を借りて、そばの集団栽培を実施（滋賀県高島郡マキノ町　野口）―― 25
○棚田オーナー制度と獣害被害防止対策（大阪府豊能郡能勢町　長谷）―― 27
○地域・周辺農家と連携した取組（奈良県宇陀郡室生村　大野上出）―― 29
○草生栽培による果樹園の保全管理（和歌山県東牟婁郡古座町　重畳山果樹園）―― 31
○機械の共同購入で農用地維持管理の負担軽減（鳥取県倉吉市　三江開田農地管理組合）―― 33
○イノシシ防護柵を設置し営農意欲が向上（広島県安芸郡蒲刈町　宮盛）―― 35
○営農組合による農作業受託（山口県柳井市　木部）―― 37
○徹底した鳥獣害防止対策の実施（徳島県美馬郡脇町　横倉）―― 39
○機械の共同購入による農作業受委託に向けた取組（高知県吾川郡吾北村　栃ノ瀬）―― 41
○農用地の持つ多目的機能の維持確保に向けた取組（高知県高岡郡梼原町　井の谷）―― 43
○農道舗装による生産性の向上（宮崎県西臼杵郡高千穂町　下野西）―― 45

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例（34事例）＞

○理想郷タシロピアの実現をめざして（青森県三戸郡階上町　田代）―― 47
○地域資源として棚田を有効に活用し環境美化も推進（岩手県東磐井郡大東町　大原）―― 49
○集落のアイデアで多様な活動（宮城県白石市　犬卒都婆）―― 51
○畦塗り機の共同利用と減農薬を推進（秋田県由利郡象潟町　関）―― 53
○鯉の養殖で転作田を有効利用（福島県安達郡大玉村　西栄）―― 55
○農地保全と学童農園への取組（茨城県高萩市　秋山上・北方）―― 57
○景観形成作物を主体とした集落環境保全の推進（栃木県那須郡黒羽町　滝沢）―― 59
○棚田オーナー制度を活用し地域の活性化を図る（千葉県鴨川市　釜沼千枚田）―― 61
○ホタルの生息に配慮した水路の維持管理を実施（千葉県館山市　山下）―― 63
○棚田を保全し景観の維持に取組む（山梨県中巨摩郡敷島町　窪田）―― 65
○地区の景観維持と農地保全に取組む（山梨県北都留郡上野原町　芦垣）―― 67

○多面的機能増進活動としての多様な取組の展開（長野県長野市　坂中）――― 69
○共同取組活動に交付金全てを活用して集落の事業を推進（長野県飯山市　小菅の里）― 71
○環境に配慮して自然と共生する地域づくり（静岡県静岡市　水見色）――― 73
○体験農園の開設による子どもたちとの交流（富山県氷見市　論田）――― 75
○農村景観の形成等による世代間交流の取組（富山県婦負郡八尾町　河西）――― 77
○棚田オーナー制度を活用した農用地の保全（福井県丹生郡越前町　梨子ヶ平）――― 79
○集落の景観形成とむらおこしに向けた取組（福井県三方郡三方町　下白屋）――― 81
○棚田を通じた都市住民との交流（岐阜県恵那市　第三区）――― 83
○景観作物を作付け、農村らしい景色を保全（愛知県西加茂郡藤岡町　北曽木）――― 85
○体験農園を中心とした取組（愛知県東加茂郡足助町　下国谷・白倉）――― 87
○棚田オーナー制度で都市住民との交流（三重県員弁郡北勢町　川原）――― 89
○人と人との交流を目指した活力ある村づくり（京都府綾部市　戸奈瀬町営農組合）―― 91
○体験農園を通じた住民との交流（大阪府南河内郡太子町　畑）――― 93
○棚田保全に向けた取組（大阪府南河内郡千早赤阪村　東坂・森屋）――― 95
○景観作物の作付けと都市住民との連携（奈良県桜井市　三谷）――― 97
○豊かな自然を生かした交流による地域づくり（島根県出雲市　山寄）――― 99
○魚類・昆虫類の保護（ビオトープ）に向けた取組（岡山県上房郡有漢町　鈴岳）―― 101
○カブトムシの保護・育成による自然保護活動の推進（岡山県真庭郡湯原町　野田）―― 103
○地域の伝統的な跳ね天秤を復元（広島県竹原市　郷区中山間地会）――― 105
○ビオトープ、トピアリーによる環境づくり（徳島県勝浦郡勝浦町　石倉谷）――― 107
○地域の伝統的祭りを核とした取組（徳島県三好郡山城町　黒川谷）――― 109
○棚田を活用した地域の活性化（福岡県八女郡星野村　６区）――― 111
○花いっぱい運動とイベントの開催で地域の活性化（佐賀県鳥栖市　神辺地区上の車）　113

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例（20事例）＞

○施設野菜や新規作物等の高収益農業に向けた取組（秋田県仙北郡西木村　十二峠）― 115
○転作でソバの栽培とソバ粉の販売（福島県田村郡常葉町　早坂）――― 117
○みんなの手で守り残したい　この風景と農業（茨城県東茨城郡御前山村　三丸田）― 119
○地域の特性に適した高収益･高付加価値型作物栽培の展開（埼玉県入間郡越生町龍ヶ谷）121
○農業経営の将来を見据えた新規作物の模索（神奈川県足柄上郡松田町　大寺）――― 123
○遊休農地解消を目標に町特産の大豆栽培に取組む（山梨県南巨摩郡中富町　宮木）― 125
○農地の利用集積による生産性・収益の向上（長野県諏訪市　大字豊田　上野）――― 127
○農産物加工で女性・高齢者も参画できる場づくり（新潟県中頸城郡吉川町　大賀）―― 129
○日本五大銘茶の安定生産、品質向上に向けた取組（滋賀県甲賀郡信楽町　奥山）―― 131
○「そば」を活用した高付加価値型農業の展開（兵庫県美方郡温泉町　春来）――― 133
○地元産小麦を使用したうどん、パンづくり（奈良県奈良市　大柳生町）――― 135
○機械施設の共同利用に向けた取組（奈良県奈良市　阪原）――― 137
○「柿まつり」を開催し柿の美味しさをＰＲ（島根県平田市　晩鐘営農組合）――― 139
○集落営農による共同機械購入・共同防除の取組（岡山県真庭郡湯原町　牧）――― 141
○消費者を見据えたミカンの有利販売（愛媛県東宇和郡明浜町　宮野浦）――― 143

○収益向上を目指したマルチ栽培（愛媛県北宇和郡吉田町　法花津）―――――― 145
○高付加価値型農業を目指した有機肥料の推進（福岡県八女郡立花町　鹿伏）――――― 147
○ミカン園の潅漑施設を整備（熊本県熊本市　東門寺）――――――――――― 149
○集落営農組織を中心とした農業生産活動（鹿児島県伊佐郡菱刈町　東市山）――――― 151
○シークヮーサーの生産振興に向けた取組（沖縄県名護市　勝山）――――――― 153

＜担い手の定着に特徴のある事例（10事例）＞
○将来の担い手の育成・確保を目指した施設整備（北海道足寄郡足寄町　白糸第３）― 155
○若手を中心にパソコン導入による農業経営の合理化（青森県南津軽郡平賀町　広船） 157
○高齢者活動・担い手育成のため研修活動センターの設置（青森県三戸郡新郷村扇ノ沢4）159
○担い手の定着に向けて現地講習会を開催（秋田県鹿角市　水沢農地保全管理組合）― 161
○認定農業者・新規就農者の啓蒙・掘り起こし（福島県須賀川市　鍛冶屋作）――――― 163
○計画的な条件整備で集落の農地を守る（新潟県西頸城郡能生町　高倉）――――― 165
○若手担い手を育成する「夢づくり」計画（石川県羽咋市　神子原）――――――― 167
○農地の利用集積を進め担い手・新規就農者を育成・確保（和歌山県海草郡下津町市坪） 169
○若者を中心とした地域活性化への取組（島根県那賀郡旭町　中重富）――――― 171
○機械利用組合を地域の担い手として営農活動が活性（長崎県壱岐郡勝本町片山触仲田）173

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例（８事例）＞
○４つの協定集落の協力によるコントラクター組織の設置（北海道富良野市　山部地区） 175
○特定農業法人等に農地集積・農作業委託（福島県大沼郡昭和村　中向）――――― 177
○担い手の定着による耕作放棄地の有効活用（長野県北佐久郡御代田町　塩野）――――― 179
○直接支払制度を契機とした集落営農の展開（新潟県中頸城郡清里村　北野）――――― 181
○集落営農組織を設立し営農の仕組みづくりを開始（山口県岩国市　二鹿）――――― 183
○３集落協定間で営農組合を組織（香川県三豊郡財田町　長樋－16・17・18）――――― 185
○個人配分あとまわし！集落営農の生産条件を整備（大分県宇佐郡安心院町　松本）― 187
○集落営農体制の確立に向けた取組（大分県下毛郡山国町　共和）――――――― 189

＜耕作放棄地を有効に活用している事例（８事例）＞
○耕作放棄地のソバ畑への復旧と集落の将来ビジョンの策定（岩手県和賀郡東和町舘迫）191
○集落ぐるみで耕作放棄地を解消（宮城県栗原郡栗駒町　渡丸）――――――― 193
○耕作放棄地を復旧しソバを作付け（山形県最上郡戸沢村　上台（開田））――――― 195
○耕作放棄地を復旧して観光果樹園等に有効活用（福島県田村郡三春町　過足）――――― 197
○棚田保全ボランティア等による耕作放棄地の解消（兵庫県城崎郡日高町　八代）――― 199
○休耕田を利用した小学生の農作業体験（鳥取県八頭郡船岡町　大江本谷）――――― 201
○荒廃農地等を活用した「あじさいの里」づくり（愛媛県宇摩郡新宮村　中野）――――― 203
○既耕作放棄地を景観形成に利用（長崎県北松浦郡大島村　神山）――――――― 205

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例（22事例）＞

○町内の集落協定を統括する推進協議会の設置（北海道上川郡鷹栖町　町内全協定）── 207
○村全体で１協定とし土地改良区が事務を引き受け（青森県東津軽郡平舘村　平舘）　209
○８集落が連携し耕作放棄地の復旧などに取組む（岩手県花巻市　幸田地区）──── 211
○炭焼き窯で世代間の交流を促進し集落を活性化（岩手県一関市　赤猪子）──── 213
○老人と子供のふれあいによる地域活性化（山形県村山市　河原鷲ノ倉）──── 215
○棚田保全ボランティアによる都市農村交流の展開（栃木県芳賀郡茂木町　入郷）── 217
○既存組織との連携による耕作放棄地の解消（群馬県多野郡万場町　黒田）──── 219
○土地改良区ぐるみで協定に参加（千葉県安房郡白浜町　塩浦土地改良区）──── 221
○非農家も含めた地域ぐるみの活動に取組む（山梨県東山梨郡牧丘町　乙ヶ妻）── 223
○既存組織との連携による農地保全（長野県諏訪郡富士見町　乙事－１）──── 225
○農業公社を核とした取組（富山県東砺波郡上平村　上平村）──── 227
○協定参加者以外の組織参加、農産加工グループの育成（岐阜県高山市　漆垣内）── 229
○集落内の各団体と連携し、環境保全･特産品開発を推進（滋賀県伊香郡西浅井町八田部）231
○町内全協定締結集落で連絡協議会を結成（京都府与謝郡加悦町　町内全集落協定）── 233
○個別協定と集落協定との連携による担い手支援（京都府船井郡和知町　安栖里）── 235
○土地改良施設整備の施策と連携し棚田保全に取組む（兵庫県養父郡八鹿町　高柳下）　237
○観光農園による都市農村交流を推進し、地域を活性化（和歌山県那賀郡桃山町　雨山）239
○酒米栽培による酒造会社や消費者との交流（鳥取県東伯郡関金町　野添）──── 241
○個別協定と集落協定の連携による農地保全（岡山県川上郡備中町　町内全協定）── 243
○直売市の開催を通じた地域の活性化（愛媛県宇和島市　天満）──── 245
○県単独事業と連携し、耕作道・用水路の整備を推進（高知県香美郡物部村　高井）── 247
○小学生の農業体験学習を通じた地域内の交流（佐賀県東松浦郡玄海町　石田）── 249

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○交付金全額を共同取組にあて農業用水路を自力設置

１．協定締結の経緯

砂子沢集落は、市の中心地から約20㎞の距離にあり、砂子沢川の流域に沿って、農家が点在する中山間地となっている。農家数は27戸で、世帯員数の約半数が60歳以上の高齢者が占めている。１戸当たりの耕作面積は35ａと少ない。

稲作を中心とした営農が始まる前はヒエ、あわを共同で栽培するなど集落全体に活気があったが、稲作が中心になるにしたがい、個々の農家がトラクター、バインダーを所有し、個別作業を行うようになり、農業者の高齢化もあいまって、担い手不足が懸念される状況にあった。

平成12年度から、本制度の取組について集落で話合いを何度も行なってきた。後継者問題から５年間の継続に不安を持つ人がいたが、集落で協力し合うことで意思統一し本制度に取り組むこととなり、平成13年度に協定を締結し、以前行われていた共同活動を復活させ、集落の農業を維持していくこととした。

共同取組活動の充実が重要と考え、集落の話し合いにより個人には配分していない。

２．取り組みの内容

集落内の水路は土水路のため、大水の都度決壊等が生じていた。その流路には起伏が多く、延長1,500mにもわたり、個人では補修できない状況にあったため、交付金を活用して水路（U字溝幅350㎜）、沢横断パイプ（直径450㎜）を集落共同で自力設置している（平成13年度は60m、平成14年度は沢横断パイプを含めて91m設置予定）。法面の勾配が急で工事が困難な部分の水路整備をどう進めるかが課題となっている。

この他、多面的機能を増進する活動として、

○　集落の中心にある記念碑を補修し、４m×４mの花壇を併設した。購入した苗を植えたが、平成15年度からは花の苗作りにも取り組むこととしている。

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県盛岡市（もりおかし）　砂子沢上（いさござわかみ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
4ha	水稲、ﾎｳﾚﾝｿｳ、ﾘﾝﾄﾞｳ	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
94万円	共同取組活動分（100%）	水路農道管理		34%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け）		5%
		生産性向上・担い手定着（農業用水路設置）		47%
		研修会費用・事務費等		14%
協定参加者	農業者　13人			

○　根田茂、砂子沢を広く含んで組織している「盛岡東部地域づくり推進協議会」の構成員として、次の活動に参画している。

・根田茂、砂子沢川下・川上ラブラブ交流（農山村体験、渓流釣り、名所旧跡めぐり）の講師

・地元学の開催（岩手大学教授・学生と住民が参画し、農業、水、山、神社、生活などテーマごとに地域資源を発掘）参加者150人

○　砂子沢下集落と連携して盛岡市の芸術祭参加、地元神社での神楽・鹿おどり等の伝統芸能を奉納し、また森林組合と連携してきのこ塾の開催などを行っている。

３．取り組みによる効果

共同で作業することにより、効率よく清掃等が実施され、水路やその周辺が共同で管理されるようになった。平成14年の台風６号で水路が埋まった際にも、協定参加者が共同で復旧に努め、協力体制ができている。

砂子沢上集落の取組活動が波及したことなどにより、砂子沢下集落でも平成14年度に協定を締結し、活動している。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田4ha）
個別対応

水路・農道の草刈・点検・清掃（水路1.5㎞他年７回）
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け（集落記念碑の傍に花壇設置）
共同取組活動

その他の活動

農業用水路の自力設置（全長1.5㎞）
共同取組活動

集落外との連携

○「盛岡東部地域づくり推進協議会」の構成員として、次の活動に参画

・根田茂、砂子沢川下・川上ラブラブ交流

・地元学の開催

○砂子沢下集落と連携して地元神社での神楽・鹿おどり等の伝統芸能を奉納、森林組合と連携してきのこ塾の開催等を実施。

[平成14年度までの主な効果]

○農業用水路の自力設置（U字溝幅350㎜、沢横断パイプ直径450㎜）これまでの累計延長151m

○他集落との連携により、都市農村交流の推進

○砂子沢上集落の取組活動が波及したことなどにより、砂子沢下集落でも平成14年度に協定を締結

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○非対象農用地も一体的に管理

１．協定締結の経緯

当該協定区域は既存４集落から構成されるが、農用地は河川側と山際に向かって傾斜しており、集落外に農用地を持つ農家や、農業従事者の高齢化、農業離れ等の問題で、農道・水路等施設の維持管理や農用地の荒廃が心配されていた。

各集落単位や集落合同での話し合いを重ね、協定集落が複数集落によって構成されることで共同取組に支障がないか等の意見もあったが、将来的には地域の人口減少も予想されることから、地域全体が相互に支え合って農用地保全と集落維持を推進するという目的の下、合意形成がなされ協定締結に至った。

２．取り組みの内容

協定区域の既存４集落それぞれに対象地・非対象地が混在しており、関連する水路・農道等の施設の規模や管理形態も広域に渡るなど様々であり、平等な管理が難しい面もあるが、集落の互助体制の強化を目的として対象外農用地にも管理費用を支払うことで、地域が一体となった共同取組を行っている。

共同取組活動の具体化にあたっては、各集落ごとの事業計画と広域的な計画を協定集落で相談して作成し、段階的な実現を図っている。

共同取組活動の一環として、各集落単位でゴミステーションや町道沿線に花の植栽を行い、老人クラブ・子供会など各種団体と協力して集落の環境美化を図っている。

また、認定農業者の確保など担い手育成の呼びかけを行い、将来的には協定地域での作業集団等の設立を目標に、地域を支える体制整備の環境づくりをしている。

（平成13年度における活動内容
４月　　野ネズミ共同駆除
５月　　農道・水路等補修整備、景観作物の植栽
６～８月　ため池漏水の修理、病害虫防除一斉草刈り、先進地視察研修
９月　　畦畔・農道・水路等草刈り）

集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県由利郡鳥海町（ゆりぐんちょうかいまち）　上川内第２（かみかわうち）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
71ha	水稲、ｿﾊﾞ、牧草等	―	―	―
交付金額	個人配分分			34%
609万円	共同取組活動分（66%）	農地法面、農道、水路の点検等、畦畔の除草		30%
		多面的機能増進活動（景観形成作物作付）		6%
		生産性向上・担い手定着（会議・パソコンの購入）		6%
		役員報酬、事務費、水路改修基金積立		24%
協定参加者	農業者　78人			

３．取り組みによる効果

交付金配分を共同取組活動に多く充てることで、非対象農用地についても病害虫防除の草刈りを行う等により、集落全体での連携した管理作業の効率化や、参加者間の協調性と互助的意識の向上がみられた。

また、パソコンの購入により、集落内農用地等の情報整理が容易となり、農用地の利用集積に向けた体制を整えることができた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（対 象 地　71ha　非対象地　43ha　合　計　114ha）
  - 個別対応
- 水路・農道等の管理（水路農道補修60㎜、水路農道草刈4.5㎞、農業用水ため池補修）
  - 共同取組活動
- 野ネズミ被害防止（畦畔等への駆除薬設置）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 団地周辺草刈り（５カ所、7ha）
  - 共同取組活動
- 景観形成作物作付け（公共施設周辺2箇所、町道沿い500㎜にｺｽﾓｽ・ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞ等の植栽）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農用地情報管理（パソコン１台購入）
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○認定農業者の新規確保　２名（協定参加４集落に１名づつの認定農業者確保）
○水路農道管理（草刈り）　4.5㎞
○景観形成（コスモス・ひまわり植栽）　施設周辺２カ所、町道沿い500m

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○機械導入による管理作業の効率化

１．協定締結の経緯

早田集落では、農協の組合員による生産組合を中心に営農を行ってきた。このような中で、直接支払制度が発足し、集落内の農地は集落内で守ろうとする意識が高まり、中山間組合を組織し本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

耕作者の高齢化が進み、水路・農道の維持管理・補修の労働力が年々減少し、作業が困難になっていたため、農道の整備、水路の修理等の作業の効率化と、後継者の農業離れを食い止めようと、協定参加者と後継者を対象に重機免許の取得講習を開催し（12名が免許取得）、バックホウを購入した。

多面的機能増進活動として、集落内の美化運動に合せ、子供会と一緒になって花の植栽（水の管理は、プランターを自宅の前などに設置し子供たちが担当）を行った。

３．取り組みによる効果

これまで、農地の賃貸借はあまり積極的には行われていなかったが、制度の導入により農地集積が図られた。また、水路・農道の管理、遊休地の草刈等も組織的に行われ、特に、農道の補修には積極的に取り組んでいる。

取得した重機免許で水路を整備

集落協定の概要

市町村･協定名	山形県西田川郡温海町（にしたがわぐんあつみまち）　早田（わさだ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
24ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			48%
369万円	共同取組活動分（52%）	水路・農道の維持管理		23%
		多面的機能増進活動		3%
		生産性向上・担い手定着		3%
		役員報酬、その他		23%
協定参加者	農業者　39人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田24ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り 共同取組活動	農業機械の共同購入 （バックホウ１台購入） 共同取組活動
水路・農道の管理 共同取組活動	景観作物作付け （子供会と一緒の花の植栽） 共同取組活動	重機免許の取得 （協定参加者・後継者12名が取得） 共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○農地の集積　1.3ha

○バックホウ導入による農道の整備、水路の修理等の作業の効率化

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○高齢化等による耕作放棄や猪被害の防止対策の推進

１．協定締結の経緯

当地区は、農家の高齢化や担い手の減少による耕作放棄地の増加が懸念されていたが、協定締結前の活動は、農事組合の支部長が書類を配布したり、連絡事項を伝達する程度で、集落活動の停滞や集落としてのまとまりが低下し、耕作放棄地を防止する対策を講じるまでは至らなかった。

このことから、本制度を契機として、集落としての一体感を取り戻すとともに、地域における農業振興や活性化を図るため、農業委員、農事組合等の役員が中心となって説明会や検討会を開催し、水路や農道の管理、集落の合意形成を図っていった。

２．取り組みの内容

水路や農道の維持管理の他、高齢化等により耕作できなくなった水田（約0.9ha）を協定参加者全員による草刈りやトラクターによる耕耘等耕作放棄地の発生を防止する取り組み、イノシシによる農作物の被害への対策として協定内農用地を電気柵で囲う取り組みなどを行っている。

（電気柵の概要）

・実施面積　水田：7.3ha、畑：3.0ha
・柵の延長　1,700m
・経　　費　56万円
・電気柵の設置作業は、協定参加者全員で行い、電気柵の管理は、協定参加者が５人一組となり、当番制で週１回電線の見回りと柵周辺の下草刈りを行っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	群馬県甘楽郡甘楽町　田口（かんらぐんかんらまち　たぐち）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
7ha	水稲、飼料作物、野沢菜、下仁田ネギ等	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
155万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		5%
		研修会等費用		10%
		農地・水路・農道等の管理費用		25%
		鳥獣害防止対策費用		10%
協定参加者	農業者　35人			

３．取り組みによる効果

本制度の取り組みを通じて、耕作放棄地発生の防止やイノシシによる農作物被害の解消が図られたほか、共同取組活動を通じて集落内における話し合いの機会が増え、集落に活気が戻るとともに、こうした話し合いの中から、水路を整備してホタルを呼び戻す運動が始まるなど、明らかに協定参加者の意識の変化が伺えるようになった。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田7ha、畑3ha）／個別対応
- 水路・農道の管理（水路5㎞、農道5㎞、年３回）／共同取組活動
- 鳥獣害防止対策（電柵延長1.7㎞、田7.3ha、畑3ha）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物の作付け コスモス・ヒマワリ（田：0.2ha）／共同取組活動
- 堆きゅう肥施用推進（田7ha、畑:3ha、年2回、1.5～2t／10a(水稲)）／個別対応
- 畦畔の草刈り（延長２㎞、毎週）／共同取組活動（班体制）

その他の活動

- 農業機械の共同利用・農作業の共同化（トラクター：１台、オペレーター：５名）／共同取組活動
- 認定農業者の育成／個別対応
- 農作業の受託（耕作放棄地0.9ha）／共同取組活動

地元女性（野菜農家）の会である「天引ひまわり会」と連携し、消費者が安心して食べられる農産物生産や環境美化活動を推進している。

[平成14年度までの主な効果]

○鳥獣害防止施設設置（電気柵）によりイノシシ被害が無くなった。
○高齢化等により耕作できなくなった田0.9haを集落で受託し管理した。
○田にコスモス・ヒマワリ0.2haを作付けたり、畦畔の草刈りを行い集落の景観保全を図った。
○集落に活気が出て、協定には規定していないが、水路を整備してホタルを呼び戻す運動が始まった。
○稲作における機械の共同化、作業の共同化が推進され、省力化が図られた。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○美しい花桃にあふれる山里づくりに向けて

１．協定締結の経緯

当地区では、耕作放棄地の解消は、各農家が個々に取り組んできたが、個々の対応では厳しくなったため、本制度に取り組むこととした。

協定締結に当たっては、地区の農業委員、認定農業者、行政区長が中心となって地区農家全員の参加を得て組織を結成し、役場とともに地域の合意形成を図った。

集落全体で耕作放棄地の解消に取り組むとともに、高齢者でも取り組みやすい花卉・花桃等の植栽を行い、景観形成にも配慮した取り組みを行うこととした。

２．取り組みの内容

耕作放棄地の雑木・竹等を伐採・焼却し、そこに高齢者でも取り組みやすい村の特産品である花卉・花桃等を植栽し、景観形成にも役立てている（平成13年度850本、平成14年度1,700本）。

また、この花桃等は、数年後には京浜をはじめ全国各地の市場に出荷することを考えており、地元の花卉研究会や技術者の協力を得て、生産・出荷に向けた地域体制の整備に努めている。

更に、上記の共同作業は、協定参加者全員、親子・孫位の年代の隔たりの人々により行われており、ここでは、昔話やこれからの夢などを語り合いながら、地域内の人々のコミュニケーションが大いに図られている。

共同取組活動に取り組む以前の耕作放棄地

共同取組活動により耕作放棄地が解消され、花桃等が植栽された

集落協定の概要

市町村･協定名	埼玉県秩父郡東秩父村　上ノ貝戸（ちちぶぐんひがしちちぶむら　うえのかいと）			
協定面積	田(3%)	畑(97%)	草地	採草放牧地
8ha	保全管理	花卉、自家用野菜	―	―
交付金額	個人配分分			0%
57万円	共同取組活動分	役員報酬		4%
	（100%）	生産性向上・担い手定着（新技術、新品種の導入）		96%
協定参加者	農業者　25人			

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、世代間のコミュニケーションが図られるようになり、耕作放棄地の解消のみならず、特産品や伝統的な文化を守りながら、地域環境の保全・向上をめざす気運が高まってきている。更に、後継者の育成や都市住民との交流についても、今まで以上に推進して行こうという意識が非常に強くなってきている。

なお、当地区には、当制度に取り組む以前には耕作放棄地が約５ha存在したが、共同取組活動により、３ha余りの耕作放棄地を復旧することができた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田0.2ha、畑7.4ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（道路7.5㎞、年2回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約0.5ha、年1回）
  - 共同取組活動
- 耕作放棄地における支障木の伐採等の作業（年２回）、役員による管理作業
  - 共同取組活動

その他の活動

- 景観作物作付け（花卉・花桃・梅を植栽 H13:850本,H14:1,700本）
  - 共同取組活動

↕

中山間地域活性化推進事業、遊休農地活用事業による苗木の購入

↕

集落外との連携

○花桃等を市場出荷できるようにするため、村の花卉研究会や技術者の協力得て、体制を整えている。

○耕作放棄地を解消する作業には、協定参加者以外の若い人々も参加した。

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　3.2ha（H13：1.5ha、H14:1.7ha）

○花卉・花桃・梅の植栽　2,550本（H13：850本、H14：1,700本）

○地域の人々へのコミュニケーションの場の提供、地域環境の保全・向上をめざす気運の高まり

○後継者の育成や都市住民との交流に対する意欲の向上

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○高齢者の「助け合い」精神による集落活動の展開

１．協定締結の経緯

当地区は極めて高齢化率が高く、慢性的な担い手不足により、営農意欲が低下していたため、本制度に取り組むこととした。

協定締結に当たっては、集落の農業者11名で構成されている住居野地区高齢者農業者生産集団の代表者に呼びかけを依頼し、協定参加予定者を対象とした説明会を開催した。この集落で長年培ってきた「助け合い」の精神により、合意形成はスムーズに行われた。

桑園の遊休農地の活用策としてサヤインゲンやサヤエンドウの栽培面積を拡大するとともに、パンジーや日日草等の花の栽培も行っている。

２．取り組みの内容

夏・秋２回の集落の祭りの前に、共同で排水路の除草作業及び補修・点検作業を実施している。除草作業については、高齢のため刈払機を使用できない参加者もいることから、協定参加者全員に草刈り鎌を購入し、全員で作業を行っている。

遊休農地の活用として、共同作業で桑園跡地の抜根を行い、さらに耕作に支障をきたしていた農道の立木を除去し、以前よりこの集落で栽培しているサヤインゲンやサヤエンドウの面積拡大（約0.2ha）を図った。住民のほとんどが65歳以上の集落であるため、サヤインゲン等は集落内の神社に集荷し、集落としては若手の60代の２名が交代で、農協へ運搬・出荷している。

また、集落の新たな特産物として、パンジーや日日草などの花の栽培も開始した。

栽培管理については、その大半を共同で行い、薬剤の希釈が難しい高齢者のために、若手が薬液を調整し配布する等、お互いに助け合いながら、均一で高品質な農産物生産に努めている。

３．取り組みによる効果

本制度を導入することにより、条件の悪い農地においても、農地の所有者として維持管理していこうという責任感が参加者の中に生まれ、新たな生産意欲が見られるようになった。そして、もともと集落内にあった住居野地区高齢者農業者生産集団の役割が集落協定全体にまで拡大しつつある。

集落協定の概要

市町村･協定名	埼玉県児玉郡神泉村（こだまぐんかみいずみむら）　住居野（すまいの）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
7ha	―	ｻﾔｴﾝﾄﾞｳ、ｻﾔｲﾝｹﾞﾝ、山菜	―	―
交付金額	個人配分分			43%
79万円	共同取組活動分	法面・水路・農道管理		35%
	（57%）	生産性向上・担い手定着（新技術、新品種の導入）		22%
協定参加者	農業者　19人			

また、遊休農地の活用など、当集落は周辺地域のモデル的な役割を担っており、他集落からの関心も高まっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(畑：7ha)
個別対応

水路・農道の管理
（水路500m・農道1.5km
年2回清掃・草刈り）
共同取組活動

新たな農作物の栽培
集落内にハウスを１棟建築し、新たな集落の特産品として、ﾊﾟﾝｼﾞｰ、日日草の栽培を実施
住居野高齢者集団による共同取組活動（協定農家19人中９名加入）

多面的機能増進活動

桑園跡地の抜根及び桐等の耕作に支障をきたしていた農道の樹木の除去
（約20a、年1回）
共同取組活動

景観樹木の植栽による地域の景観整備
（農道沿い1.5kmに桜と紅葉、ハナミズキを植樹）
共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用
（草刈り鎌購入19本、
刈払い機械の替え刃の購入）
共同取組活動

農作業資材の共同購入
（薬剤の購入、肥料の購入、
集会所の景観用資材の購入）
共同取組活動

非農家３人の参加

鳥獣害（猪）適正防止
（電気柵1.1kmの設置）
共同取組活動（生産振興総合対策事業鳥獣害防止対策強化事業との連携）

農作物の共同出荷従来栽培していたサヤエンドウ、サヤインゲンの面積拡大を図り市場への共同出荷を実施
住居野高齢者集団による共同取組活動（協定農家19人中９名加入）

集落外との連携
○集落内に酪農農家がいないため集落外の酪農農家より堆肥を共同購入し、有機野菜栽培の推進及び遊休農地の解消を推進する。

[平成14年度までの主な効果]
○電気柵設置による鳥獣害（猪）被害の減少（防止柵1.1kmの設置）
○耕作放棄地の復旧（約20a）
○住居野高齢者集団による営農の効率化及び共同作業
・薬剤及び肥料の共同購入・調整・配布による高品質なサヤエンドウ、サヤインゲンの生産
（H12：3,998kg、H13：3,374kg）
・新たな農作物の栽培品目として、パンジー・ビオラ（H13：3,000鉢、H14：3,300鉢)、日日草(H14：2,800鉢）の栽培を実施
○景観樹木の植栽による地域の景観整備
・桜（30本)、紅葉（30本）ハナミズキ（30本）を農道沿いに植栽

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○離島における未舗装農道の整備等の取組

１．協定締結の経緯

当地区は、八丈島内でも特に急峻な地形で、農道も未舗装であることから、車での乗り入れができないため、農道の整備が切望されていた。

そこで、本事業を活用して農道を整備することとし、農業委員を中心に対象地区の農業者に対して積極的に推進活動を行った。

また、集落座談会の開催や広報等を通じて地域住民に対する普及活動を実施した。

２．取り組みの内容

共同作業による草刈りや樹木の伐採等、地域の農地周辺の管理を実施している。また、農地の管理が行いやすいように、農地に通ずる未舗装道路の定期的な補修、一部拡幅及び舗装を実施している。

その他、台風や大雨による防風林の倒木や土砂の撤去作業、害虫の一斉防除、病気等で一時作業ができない協定参加農家に代わって農作業を行うなど、地域の農地保全を集落全体で行っている。

農地への取付道（舗装後）

農道の終着点
（フェニックス・ロベレニー産地）

集落協定の概要

市町村･協定名	東京都八丈町（はちじょうまち）　三根（みつね）A			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
6ha	―	ﾌｪﾆｯｸｽ･ﾛﾍﾞﾚﾆｰ	―	―
交付金額	個人配分分			50%
64万円	共同取組活動分	草刈賃金等		45%
	（50%）	翌年度繰越		5%
協定参加者	農業者　14人			

３．取り組みによる効果

農道を整備することによって車での乗り入れが可能となり、営農作業及び農地の管理が容易になるなど、農地の遊休化の防止に役立っている。

また、本制度に取り組むことが、他の農業者に対する意識啓発にもなり、平成13年度には協定参加者３名、協定面積0.9haが新たに協定に加わった。

さらに同地区内で新たな集落協定（農家数４戸、協定面積7.7ha）の締結も行われた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(畑5.5ha)　／　個別対応
- 作業道の舗装　150m　／　共同取組活動
- 水路・作業道の管理（道路 2.0km、年２回 清掃、草刈り）　／　共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（随時）　／　個別対応

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約0.3ha、年２回）　／　共同取組活動

その他の活動

- 新規作物導入検討（約300㎡、フェニックス ロベレニーから里芋へ）　／　個別対応

[平成14年度までの主な効果]

○コンクリート舗装の実施　延長150m、幅１m
○面積の増加　0.9ha
○協定参加者の増加　３名
○同地区内の他集落で新たな集落協定（参加者10名、協定面積7.7ha）の締結

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○交付金を活用し、農道の整備及び簡易補修

１．協定締結の経緯

当集落は、町の南東部に位置し、協定農用地は急峻な山の中腹部から山頂部にかけてのみかん畑が中心となっている。

以前から「村雨農道組合」という管理組合が組織されており、この管理組合を中心に集落として比較的まとまりがあったことから、組合が主体となって集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

この集落では交付金全額を共同取組活動経費としており、集落協定としての主な活動としては、地域内の農道等の維持管理のための定期的な巡視及び点検や協定農用地までの草刈り等の実施、農道（約2.6㎞）等の簡易的な補修に充てられ、この農道補修に際しては近くにあるコンクリート資材製造会社から資材を購入し、これを協定参加者自らの手により整備、簡易補修を施している。

今後は、収穫時における農作業の協業化の推進や、高齢農家の作業効率化を図る目的で、農作業の受委託を進めるとともに、農作業の省力化を目指している。

着手前（水路が土砂で埋まっている）

着手後
（見事に水路が確保された）

集落協定の概要

市町村･協定名	神奈川県足柄上郡山北町　村雨（あしがらかみぐんやまきたまち　むらさめ）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
3ha	―	ミカン、キウイフルーツ	―	―
交付金額	個人配分分			0%
34万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬、事務費		18%
		共同取組活動（草刈り等）		34%
		農道管理（資材購入費）		48%
協定参加者	農業者　21人、農道組合（構成員42人）			

３．取り組みによる効果

この制度に取り組むことにより、役員会や総会等の話し合いの機会も増えたため、以前にも増して集落としてのまとまりが出てきている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(畑2.9ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（農道2.6㎞、年２回）
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（畑・農道の点検：随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約3ha、年1回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の受委託（今後検討）
  - 共同取組活動

集落外との連携

○コンクリート資材製造会社との連携

・農道、排水路の簡易補修の際に資材を格安で購入

[平成14年度までの主な効果]

○農地や農道等の定期的な巡回。

○協定参加者自らの手による農道、排水路の簡易補修。

○役員会、総会という話し合いの機会が増えたことにより、集落としてのまとまりがでてきた。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○交付金を活用して農道を開削

１．協定締結の経緯

高齢化の進展や後継者不足などの課題を抱える当地区であったが、「山あいの霧が育む良質な両河内の茶を後世に残していきたい」とお寺の住職の浄見全良氏らが発起人となり、協定締結を推進した。

２．取り組みの内容

急傾斜の斜面に張り付くように存在する約４haの茶畑は、これまで農道がなかったため、農作業が大変不便であったが、直接支払交付金を活用して延長350mの農道を新たに開削し、農作業の効率化や加重労働の軽減に役立てている。

農道の開削にあたっては、建設重機のリースや機具類、日当等を交付金より支弁し、実際の測量から工事まで、すべて関係の農家等が分担して施工した。

農道用地は各地主の無償提供

集落協定の概要

市町村･協定名	静岡県清水市（しみずし）　木山野（きやまの）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
18ha	－	茶	－	－
交付金額	個人配分分			46%
208万円	共同取組活動分（54%）	役員報酬		4%
		耕作放棄防止積立金		5%
		水路・農道管理		38%
		会議費等		7%
協定参加者	農業者　26人、木山野土地改良区			

３．取り組みによる効果

農道ができたことにより、茶畑における農作業の効率化が格段に向上するとともに、過重労働の軽減に効果が現れている。

また、草刈り等による農用地の手入れの具合も格段に良くなり、高齢化の進展によって心配されていた耕作放棄地の発生についても防止されている。

さらに、茶畑の頂上は眺めが良いことから、新たに整備された農道を使って地域のお年寄りが頂上まで散歩を楽しんでおり、地域の健康増進にも役立っている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑18ha）
  - 個別対応
- 農道・水利の管理
  （農道の草刈り　２回
  水利の保全　　随時）
  - 共同取組活動
- 法面の点検・草刈り
  （農道の草刈りと同時）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害防止
  ・猪捕獲檻の設置　１機
  ・狩猟資格の取得　１名
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 茶の等高線栽培
  （全ての茶畑で実施）
  （土壌流出のの防止）
  - 個別対応
- 竹林の保全
  (放任竹林化を防ぎ良好な景観の保持)
  - 個別対応
- 水質汚濁の防止
  (共同購入肥料による適正施用の励行)
  - 共同取組活動

その他の活動

- 資材の共同購入（農薬・肥料）
  - 共同取組活動
- 農道の開設・管理
  ・新規の農道の開削・草刈
  （随時）
  - 共同取組活動
- 農地の利用権設定
  （集落外の農家への集積90ａ）
  - 共同取組活動
- 製茶工場等との連携
  (集落内の共同茶工場、個人製茶業者及び地域外の生産組織との連携)
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○茶の加工に関する生産組織の構成員に、耕作を停止する農地について引き受け手になってもらえるよう調整・協議を実施。

[平成14年度までの主な効果]

○当地区の協定参加者が管理する別の集落協定参加農地が耕作継続不可能になったが、引受手について当地区と先方の地区で協議して調整している。

○新規就農者　１名

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○耕作者マップによる課題の共有

１．協定締結の経緯

当地区では、農家が所有する農地は平均30～40ａであり、農業機械を個人ごとに所有し個別で経営している。しかし高齢化が進む中で今後農地の管理が不十分になり、耕作放棄地が広がる危険性があった。そこで農業者全体で農地の在り方について検討し、地域全体で取り組むべき課題に対応するべく協定の締結に至った。

２．取り組みの内容

本集落は、過疎化、高齢化による担い手の不足により今後の耕作維持が大変懸念されていた。そこで本制度の取組に際し、まず「ふるさとの再発見」の一環として、現在と５年後の農地の耕作者を聞き取り等によりマップ化し、５年後耕作ができなくなる可能性が高い農地を示すことで、集落全員に危機感を抱かせ、問題を共有化させた。

共同取組活動では、農地法面及び道水路の管理（草刈り等）、点検、補修のほか、農作物を獣害から守る電柵の設置や協定農地を利用して行われている都市と農村の交流農園への協力を行っている。

また、地元に古くから伝わる伝統芸能（獅子舞や太鼓等）の支援や担い手の育成を目的に農作業受託（大豆や牧草）している農家へ助成を行っている。

体験農園での大根の収穫

法面の草刈り

集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県郡上(ぐじょう)郡和良村(ぐんわらむら)　宮地(みやじ)			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
20ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			37%
161万円	共同取組活動分	文化伝承活動費		18%
	（63%）	鳥獣害対策費		28%
		担い手育成、交流農園支援活動・環境美化活動		8%
		役員報酬、その他		9%
協定参加者	農業者　47人、宮地水利組合			

３．取り組みによる効果

農地・法面の管理（草刈り等）は協定締結以前から実施していたが、集落協定書に記載されていることにより、個人個人がさらに意識して取り組むようになった。

また、様々な共同取組活動を通じて、集落内の話し合いや連携が一段と活発になり、お年寄りの生きがいをはじめ、集落に活力が感じられるようになってきた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田20ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路5km、道路4km、年1回、清掃・草刈り）
  - 共同取組活動
- 獣害適正防止（電気柵1.0kmの設置）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 体験農園の開設・運営（農園30ａ、年4回実施）
  - 共同取組活動
- 景観作物作付け（区境の花壇にパンジー等を植える）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 文化伝承活動（山車の屋根を新調）
  - 共同取組活動
- 農作業の受委託（協定内の農地540ａを転作として担い手に作業委託）
  - 共同取組活動

村、夢づくり塾（任意組織）との連携によるグリーン・ツーリズムの推進

集落外との連携

○集落外の農業生産法人へ田植えや稲刈り作業を委託
○隣接する集落協定と連携して水路清掃を実施
○隣接する集落と祭礼を合同で実施

[平成14年度までの主な効果]

○協定集落内の意識の統一が図られ、連携が活発になった
○獣害による被害の減少（電気柵1.0kmの設置）
○担い手農家への作業委託の推進（大豆、飼料作物約540ａ）
○体験農園における都市農村交流の推進
　・年４回実施。延べ400名参加。田植え、稲刈り、農作物収穫、もちつき、もち花つくり等
○景観作物の作付けによる地域活性化
　・区境の花壇に地元老人クラブが主体となりパンジー等を植えた
○山車の屋根を新調することにより祭に活気が見られるようになった

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○共同作業による周辺林地と水路等の管理の取組

１．取り組みの内容

スギ・ヒノキの直林地の成長や天候等の自然環境の変化により、年々目にする機会が減りつつある村の花「ささゆり」は、人工栽培が困難な植物であり、増殖は自然任せによるところが大きい。

そのようななか、この地区では従来から個人的に「ささゆり」の生殖しやすい環境とその増殖を目的に、農用地周辺林地を管理する作業が行われていた。この作業を本制度への取組みを機会に、非農家や交付対象外農家も含め、集落の共同活動の一つとして対象地の拡大とその保護を行っている。

その活動内容は、「ささゆり」の生殖位置を確認し目印を施し、採取を防止するとともに開花後種子が飛散するまで、草刈作業を控えることから始まる。この作業は、他の景観整備事業と合わせ年２回集落全員で実施される。

また、当地区には建設会社が１社あり、雇用等地区とのつながりが非常に強く、その利点を生かし、会社所有の土木重機を安価で借上げ協定参加者が自ら水路等の維持修繕工事を施工している。当地区には土木作業の経験者も多く、その施工技術も高いことから、このような取組みが展開された。

このように地域の力をいろいろな方法で結集し、農地や道・水路のみならず生活環境や地域文化までをも後世に引き継ごうとしている。

２．取り組みによる効果

地区の活動により、農用地周辺林地を中心に「ささゆり」が、可憐な花を咲かせているところを多く見ることができるようになってきている。特に村の施設である「山遊里」や「香恋の館」駐車場の付近の周辺林地では、かなり多くの「ささゆり」が確認されている。

集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県東加茂郡下山村（ひがしかもぐんしもやまむら）　羽布（はぶ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
25ha	水稲、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
406万円	共同取組活動分	研修会、役員報酬等		14%
	（50%）	農地、農道、水路等の維持管理		22%
		多面的機能増進活動（周辺林地管理等）		14%
協定参加者	農業者　49人、非農業者　7人			

また、水路等の維持工事については、その経費を正規に積算すれば、かなりの金額に相当するものであり大変な事業効果を生んでいる。

地域の力を結集すれば、大変大きな力となることを実証している集落活動である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田25ha）／個別対応
- 水路・農道の管理（水路10㎞・農道7㎞、年3回（補修・草刈））／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（随時）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約4ha、年1回）／共同取組活動
- 体験農園の開設（ｻﾂﾏｲﾓ堀体験0.4ha）／共同取組活動
- 景観作物作付け（転作作物としてｺｽﾓｽを0.3ha作付け）／個別対応
- ビオトープの確保（通年湛水0.5ha）／個別対応
- 周辺林地の管理・「ささゆり」の保護増殖活動・景観作物の植栽管理0.5ha／共同取組活動

その他の活動

- 農作業の受委託（担い手農家3戸、受託面積４ha）／個別対応
- 水稲作付け品種の統一（奨励品種ミネアサヒの作付け　20ha）／共同取組活動
- 利用権設定による面的集積（担い手農家２戸、設定面積4.3ha）／共同取組活動

↕

集落外との連携

○集落内の農家に農作業受委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業受委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○土木重機の借上げによる道・水路の維持修繕工事の実施
○体験農園による都市農村交流の推進（サツマイモの掘り取り体験　0.4ha）
○景観作物の作付け（コスモス　0.3ha）
○村の花「ささゆり」の保護及び増殖活動の推進
○農用地周辺林地の景観樹木の植栽及び管理による地域の活性化
○担い手農家への農地集積（担い手農家２戸　集積面積　4.3ha）

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○イノシシによる農作物への被害防止に向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区の農地は急勾配な箇所が多い上に高齢化も進み、農家個々では農地の維持管理も困難な状況になりつつある中、直接支払制度の説明をしたところ、集落の耕作放棄地の未然防止に対する意識も高いことから、合意形成は進み協定締結に至った。

２．取り組みの内容

当集落は高齢化が進み、また農地は山林に接しているため、法面の大きな箇所も多く、草刈等の管理が大きな負担となっている。更に、イノシシ等による農作物への被害も多く、鳥獣被害防止対策に要する経費も嵩み、このことが耕作に対する意欲の低下を招く大きな要因となっている。これまでも電牧柵の設置等による対策を講じているものの、被害は年々増える一方であり、こうしたことから捕獲柵の設置に踏み切った。その費用は、平成12年度及び平成13年度の交付金の一部を積み立てて、平成14年度の交付金と合わせ、経費の1/2について交付金を充当して、２箇所に設置した。

３．取り組みによる効果

捕獲柵の設置により農作物への被害が減ったという実績はまだないが、設置したという安心感から今後の生産意欲の向上を期待する。

また、共同活動への取組に対する意欲が高まってきた。

イノシシ捕獲柵

集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県南設楽郡作手村　小田（みなみしたらぐんつくでむら　こだ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
4ha	水稲、大豆、牧草	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
89万円	共同取組活動分（鳥獣被害防止対策）			50%
協定参加者	農業者　11人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田4.2ha）
個別対応

水路・作業道の管理 （水路2㎞、農道2㎞、 清掃、草刈り）
共同取組活動

鳥獣害適正防止 （捕獲柵の設置２箇所）
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （年1回）
共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○生産意欲の向上（捕獲柵設置２箇所）
○共同取組活動に対する意欲向上

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○高齢者の農地を借りて、そばの集団栽培を実施

１．協定締結の経緯

本地域は滋賀県北西端の山間部に位置する、町土の約76%が山林等で耕地は約13%である。気象条件は、日本海側の気候に属する県下有数の豪雪地帯である。

当集落は、22世帯、約70人の集落で、現在16世帯が農業に従事しているが、担い手の高齢化が著しく、各戸毎の農地の保全が難しい状況にあること、また、有害鳥獣による農作物被害も深刻で、農業を継続していく意欲も減退している状況にあった。このため、直接支払交付金を活用することにより、個人対応では困難な共同作業としての獣害防止電気柵の設置事業への取り組み、そばの集団栽培への取り組み等を行う観点から、協定を締結した。

２．取り組みの内容

・協定締結にあたっての取組

農地所有者・耕作者の参加対象農家全員の出席を求め、制度説明と活動計画を話し合った。

・農業生産としての取組活動

高齢化による耕作者の減少を踏まえ、住民有志による集落転作組合を結成、高齢所有者農地1.5haを一括で借り受けて、そばの集団栽培を実施。

・多面的機能を増進する取組活動

景観作物を兼ねたそば栽培（白そば・赤そば）の充実。

・協定による将来の目標

転作組合を中核として、農作業の集団化と定着を目指す。

農業機械の共同購入、共同利用等。

・協定参加者相互および関係者との連携

定期的な会合により、農道・水路等の管理作業を共同で実施。

・交付金の使用方法

収穫そばの調理、試食、特産品としての振興、機械整備

獣害防止電気柵の整備に係る作業手間

農道・水路の整備に係る作業手間

集落協定の概要

市町村･協定名	滋賀県高島郡マキノ町　野口（たかしまぐん ちょう のぐち）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
7ha	水稲、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
74万円	共同取組活動分（電気柵設置）			50%
協定参加者	農業者　15人、野口転作組合（構成員10人）　1			

３．取り組みによる効果

交付金によって獣害防止電気柵約1.5㎞が設置でき、防止効果のみならず、設置作業を通じての住民意識の向上に大きな効果が得られた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田7ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（約0.2ha、年２回） 共同取組活動	農地の一括借り受け（高齢農業者の農地1.47haを転作組合で一括借り受けし、そばの集団栽培を実施） 共同取組活動
水路の管理（水路1㎞、年2回） 共同取組活動	景観作物作付け（そばの植栽については景観を考慮し白赤２色を植栽） 共同取組活動	
獣害防護柵の管理（柵1.5㎞、年３回） 共同取組活動		

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の防止　1.47ａ

○電気柵設置については、獣害防止効果のみならず、設置作業・維持管理作業を通じて住民意識の向上に効果

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○棚田オーナー制度と獣害被害防止対策

１．協定締結の経緯

当地区では、平成10年度から都市住民が棚田のオーナーとなる棚田府民農園の活動が行われてきた。協定農用地内においても都市住民による畑作が行なわれている。

また獣害被害について、地域住民と都市住民が自ら育てる農産物を守ろうとする共通認識に立ち、その対策を協同で行なうなど連携が図られている。

本制度の導入により、こうした交流活動の充実に資するよう集落協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

当地区では平成10年度から棚田府民農園（棚田オーナー制度）に取り組んでおり、１区画の面積が小さく、機械化に適さない棚田を都市住民にオーナーとして農作業の一端を担ってもらっている。平成14年度にはオーナー等の都市住民と農業者（棚田府民農園管理組合）が一緒になって、米作りやかかしコンクールなどのイベント活動に取り組み、交流を深めている。

また、農園の開設時に棚田オーナーと共に獣害防止用柵を共同で設置しており、協定の締結を契機に、農園以外の防止柵と併せ、都市住民と農業者が一緒になって維持管理を行うこととした。

交付金は主に獣害防止用柵の維持補修等に充当することとしている。

集落協定の概要

市町村･協定名	大阪府豊能郡能勢町（とよのぐんのせちょう）　長谷（ながたに）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
2ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
36万円	共同取組活動分（100%）	集落協定の管理体制における担当者報酬		10%
		農業用施設の維持管理に要する経費		50%
		積立金		40%
協定参加者	農業者　8人			

３．取り組みによる効果

棚田オーナー制度を通じて、農業者と都市住民との交流活動が活発化しており、地域の活性化につながっている。

また、獣害防止用柵により鹿、猪の食害が防止されており、維持管理においても都市住民と共同で取り組むことで農業者の個人負担の軽減が図られている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(田1.7ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路、農道、年3回草刈り、清掃）
  - 共同取組活動
- 獣害防止対策（防護柵約1㎞の設置）
  - 共同取組活動（野生鹿農業被害防止事業との連携）

多面的機能増進活動

- 棚田府民農園の運営（体験農園1.9ha(うち、直接支払制度対象地は0.2ha）各種イベント活動）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の共同化（部分的な共同化が図られている現状であるが、全面的な農作業の共同化を目指す）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○体験農園内を含め、鳥獣害防止柵について、都市住民と一緒に維持管理を実施

[平成14年度までの主な効果]

○都市農村交流の推進

・体験農園（棚田オーナー制度）を実施（1.9ha（うち、直接支払制度対象地は0.2ha)、29名入園）

・イベント実績　田植え（5/18、5/19）　約470名

稲刈り（10/6）　約470名

収穫祭（11/4）　約470名

○獣害の防止による生産意欲の確保

○鳥獣被害防止柵対策に係る柵修繕費等の負担軽減及び維持管理の効率化

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○地域・周辺農家と連携した取組

１．協定締結の経緯

当地域においては、若者の農業離れ・過疎による農業従事者の高齢化のため、耕作を放棄する兼業農家が年々多くなり、立地条件においても山間地域で水路等の管理が大変なうえ、有害鳥獣による被害も深刻であり、農業を継続している者も耕作意欲が減退している。

本制度に取り組むことにより、個人対応では困難な作業の共同化を図ると共に、協定農用地付近の既耕作放棄地の草刈り等をすることにより、地域の環境保全を図ることも目的の一つとした。

２．取り組みの内容

農用地等の維持管理活動として、耕作地周辺の既耕作放棄地等の草刈り等を行い、保全管理に努めると共に、協定地周辺の既耕作放棄農家に協定の内容を説明・理解してもらい、草刈りの燃料代を支給するなど、保全管理に協力を依頼している。

また、有害鳥獣被害の防止については、共同で防護ネットを一括購入し、県・村の補助事業制度を活用している。

費用面で対応が困難な貯水池からの水路の補修等については、地域と連携して、村単独の補助事業と連携して行うなど、地域・周辺農家と一体となった取り組みを展開している。

３．取り組みによる効果

共同による草刈りや改修作業など、費用負担・管理面等において、共同作業の利点が発揮できた。

また、地域との連携により、協定地周辺の既耕作放棄農家にも理解と協力が得られ、保全管理が行われた。

個別では受益面積等の基準に該当しない村の補助金事業についても、地域と連携することで活用することが出来た。

また、草刈り等が徹底されたことにより景観が良くなり、山里の風景を撮影するカメラマンが訪れるようになった。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">奈良県宇陀郡室生村（うだぐんむろうむら）　大野上出（おおのかみで）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
3ha</td><td>田(100%)</td><td>畑</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">交付金額
66万円</td><td colspan="2">個人配分分</td><td colspan="2">85%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">共同取組活動分
（15%）</td><td>農道・水路の清掃管理等</td><td colspan="2">6%</td></tr>
<tr><td>多面的機能増進活動</td><td colspan="2">5%</td></tr>
<tr><td>機械購入のための積立</td><td colspan="2">4%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　9人</td></tr>
</table>

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田3.1ha）
個別対応

水路・農道の管理・補修 （水路約７㎞、年２回 泥出・草刈）
共同取組活動

有害鳥獣被害の防止 （防護ネット900mの設置） →県・村補助金　申請
共同取組活動（野生鹿農業被害防止事業との連携）

水路改修工事 （村の補助金申請）

既耕作放棄地の草刈
共同取組活動･個別対応

多面的機能増進活動

集落道・周辺林地の草刈り等保全管理
共同取組活動･個別対応

その他の活動

周辺農家に草刈り依頼
個別対応

景観の保全
共同取組活動･個別対応

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○草生栽培による果樹園の保全管理

１．協定締結の経緯

当地区では、ポンカンを栽培する農家で組織する重畳山果樹生産組合により、農作業の共同化等に取り組んできたが、組合員の高齢化（現在の平均年齢65歳）に伴い管理作業が行き届かなくなってきた。

そこで、本制度を活用し、作業の効率化・共同化を行い、より一層の活動を促進するため取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

農業者の高齢化等により、年々管理作業が行き届かなくなってきており、除草作業、土づくりの省力化・農薬の低減等を図るため、ナギナタガヤによる草生栽培に取り組んでいる。また、草生栽培に取り組むことによって土壌改良の促進から品質の向上にもつなげることとしている。

生産者間の共同意識と知識の向上を図るため、初めての試みとして県外の生産者との販売協力及び研修を行った。今後の取り組みとして、共同出荷の充実を図るため販売の拡大と品質の向上に努めることとしている。

地域に密着した活動として小・中学校の授業参加、職業体験（農作業体験）・校外学習等への協力を行っている。

また、重畳山の登り口から園内農道までの草刈り作業と空き缶・空き瓶拾い、安全確保のため道路へはみ出している雑木の処理などを行い保全管理を行っている。

今後の取り組みとして、例えば、作業力が不足している園で作業受委託の取り組みができないか、グリーンサポート求人システムのようなものができないか等、集落全体で共同生産体系の充実ができないか模索中である。

草生栽培：ほ場に草を生やしたまま農作物を作る栽培方法。土壌侵食防止や有機物の補給による土壌の肥沃化に効果がある。

集落協定の概要

市町村･協定名	和歌山県東牟婁郡古座町（ひがしむろぐんこざちょう）　重畳山果樹園（かさねやま）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
15ha	－	ポンカン	－	－
交付金額	個人配分分			60%
174万円	共同取組活動分（40%）	多面的機能増進活動		32%
		農地・水路・農道等の維持管理等		6%
		その他		2%
協定参加者	農業者　19人			

ナギナタガヤによる維持・管理作業の省力化技術の実践

３．取り組みによる効果

高齢化等により耕作放棄地が増える中、本制度が耕作放棄地の解消について考えるきっかけとなるとともに、共同意識が向上し、保全管理等がしやすくなった。

一方で、ナギナタガヤの導入により今後の管理作業の省力化への期待が大きいが、播種条件（天候等）・園地条件（日当たり等）・次年度の発芽状況・鳥獣害対策等を考えればまだまだ定着までかなり時間がかかりそうである。特に鳥獣害対策が必要である。草生栽培をすることによってイノシシの被害が多くなり、被害を受けた場所は次年度の発芽が悪い。さらに、種子代が高いため大量に購入し広範囲に播くことができない。

このように、草生栽培が定着するまではまだまだいくつかのハードルをクリアしなければならない。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（果樹園15.1ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り等（年１回） 共同取組活動	農作業の受委託等 共同取組活動
水路・作業道の管理 共同取組活動	草生栽培の導入（ナギナタガヤ　2ha） 共同取組活動	学校教育との連携（授業参加、体験学習、校外学習等） 共同取組活動
鳥獣害防止対策 共同取組活動(予定)		

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○機械の共同購入で農用地維持管理の負担軽減

１．協定締結の経緯

当農用地域は三江集落を中心とした複数の集落からの入り作で、水路・農道管理は共同で行い、農用地の畦畔は個人で管理を行うこととしていたが、特に個人で管理する畦畔の法面についての管理は徹底されていない面があった。そのような中、本制度が設けられ、共同管理の促進を図る制度として、円滑に協定締結がなされた。

２．取り組みの内容

当農用地域は、畦畔の法面が５mを超えるような農地も多く存在し、農家にとって草刈りは相当の負担であった。そこで交付金を利用し、高畦草刈り機を６台購入し、無料で農家に貸し出しをしたり、周辺林地や耕作していない農地の草刈りを共同で行い、管理の徹底を図った。また、中古のトラクターと畦塗り機を購入し、作業受委託を進めた。

３．取り組みによる効果

高畦草刈り機、畦塗り機を共同購入・利用したことにより、農家の労働力の負担軽減及び経費削減となった。また、個人及び共同取組による農用地の草刈りを徹底したことにより、病害虫の発生が抑えられ、米の品質が向上した。

集落協定の概要

市町村･協定名	鳥取県倉吉市（くらよしし）　三江開田（みえかいでん）農地管理組合			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
23ha	水稲、ｽｲｶ、青刈ﾄｳﾓﾛｺｼ	―	―	―
交付金額	個人配分分			53%
456万円	共同取組活動分（47%）	役員手当・会議費・事務費		6%
		水路・農道管理費		7%
		農業機械購入		19%
		積立金		15%
協定参加者	農業者　47人、水路・農道管理団体（構成員65人）			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田23ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （水路３㎞、道路６㎞、 年２回）	共同取組活動
農地法面の定期点検 （梅雨・台風等の降雨後の 見回り）	共同取組活動

多面的機能増進活動

堆きゅう肥の施肥 （約３ha、年１回）	共同取組活動

その他の活動

農作業の受委託推進 （畦塗り17ha受託）	共同取組活動
機械の共同購入・共同利用 （トラクター１台、 畦塗り機１台、 高畦草刈り機６台）	共同取組活動
オペレーターの育成・確保 （現状８人維持）	共同取組活動
認定農業者の育成 （現状２人、目標６人）	共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○機械の共同購入・利用による負担軽減・効率化
○共同購入した機械を利用した作業受委託による効率化
○徹底した草刈りにより病害虫発生が抑制され米の品質が向上

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○イノシシ防護柵を設置し営農意欲が向上

１．協定締結の経緯

昭和60年頃から、集落で多目的スプリンクラー施設を設置し、防除、潅水作業を共同で行い、その後、宮盛経営改善組合を発足する等、共同防除活動を柱とした集落活動があった。

また、農業の方向や高齢化した集落を効率よく運営していくことについての話し合いのできる雰囲気を作るため、地域活動として年１回文化祭や集落運動会を全戸参加のもと行ってきた。

本制度の導入により、これらの活動を継続していき、収益性の高い農業経営を確立することを目指して、平成12年度に集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

①農道・水路の維持管理

年１回の行政集落の活動として実施していたが、協定締結後、年２回実施。

②農作業の共同化

共同防除組合へ交付金を充てて、多目的スプリンクラー施設の修繕等、共同防除を継続実施するための体制整備。

③鳥獣被害防止対策

集落の樹園地の外周、林地との境界にイノシシ防護柵（総延長６㎞）を設置。

④周辺林地の下草刈

年２回の農道一斉清掃時に、農道沿いの林地等の草刈を追加して実施。

⑤景観作物作付け

集落内の集会所の周辺に、パンジーを共同で植えつけた。

集落協定の概要

市町村･協定名	広島県安芸郡蒲刈町（あきぐんかまがりちょう）　宮盛（みやざかり）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
44ha	－	柑橘	－	－
交付金額	個人配分分			0%
503万円	共同取組活動分（100%）	農業生産活動（共同防除、農道管理）		46%
		多面的機能増進活動		4%
		鳥獣被害防止対策		50%
協定参加者	農業者　133人			

３．取り組みによる効果

イノシシ被害の大幅な軽減と、多目的スプリンクラー施設の修繕などにも取り組んだことが、耕作意欲を湧かせ、大きな成果となった。

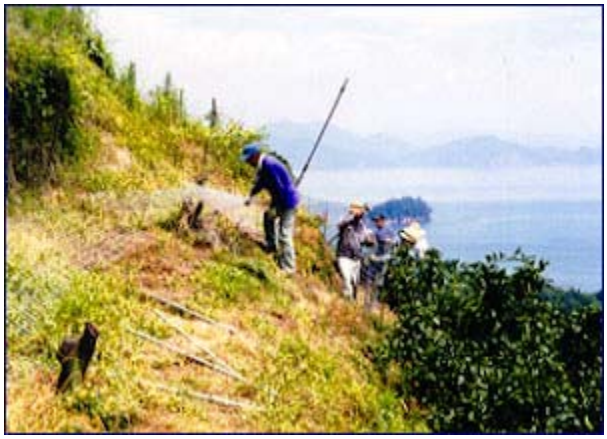

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑44ha）／個別対応
- 水路・農道の管理（年2回）／共同取組活動
- 鳥獣害適正防止（イノシシ防護柵6kmの設置）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（農道沿い、年２回）／共同取組活動
- 景観作物作付け（集会所の周辺にパンジーを植付け）／共同取組活動

その他の活動

- 農作業の共同化（共同防除の実施）／共同取組活動
- 多目的スプリンクラー施設の修繕／共同取組活動

協定参加者の家族や同行政集落の人も一緒に活動。協定参加者外にも出役賃金を配分。

既存組織宮盛経営改善組合の活動に交付金を割り当てることで実施。

集落外との連携

○宮盛経営改善組合と連携
○協定参加者の家族や、同行政集落の人と連携
○蒲刈町や農業委員会、地元ＪＡ支所などで組織する検討会が活動を支援している。

［平成14年度までの主な効果］

○鳥獣害による被害の減少（イノシシ防護柵6kmの設置）
○共同防除や共同利用施設の整備による生産意欲の維持
○樹園地の管理作業は労力が多く必要で、耕作放棄になりやすい傾向があるが、協定により、５年間守ろうという責任感が醸成された。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○営農組合による農作業受託

１．協定締結の経緯

当地区では、平成10年からほ場整備が進行中であり、一足早く営農組合が設立されていたことから、営農に関する関心は高かった。

そのような中で、直接支払制度が発足したが、制度の周知のほか対象農地の選定、共同活動の検討などが必要であったため、40・50歳代の集落内の若手を中心にして、営農組合の専門部会として取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

ほ場整備を契機に担い手の育成を図ろうとする気運が盛り上がっており、交付金を活用して田植機を購入し、田植え作業の受託を営農組合で開始した。

（平成14年度の受託面積　田植え作業　約４ha）

また、転作田において大豆を栽培することとし、機械作業については近隣地域の営農組織に委託するなど、近隣集落とも連携した活動を展開している。

３．取り組みによる効果

協定締結を契機に共同機械の整備を行い、営農組合を中心とした活動が本格的に稼働することとなった。

集落協定の概要

市町村･協定名	山口県柳井市（やないし）　木部（きべ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
14ha	水稲、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
168万円	共同取組活動分	道路・水路管理費		3%
	（100%）	多面的機能増進活動等		14%
		共同機械購入積立		83%
協定参加者	農業者　28人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田14ha）
個別対応

水路・作業道の管理 （水路3㎞、道路1㎞、 年２回）
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物の作付け
共同取組活動

その他の活動

共同機械の購入（田植機）
共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○営農組合による農作業受託活動の開始

○近隣地域との連携活動

・転作に関する機械作業を近隣地域の組織に委託

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○徹底した鳥獣害防止対策の実施

１．協定締結の経緯

当集落は、脇町北西部の阿讃山脈南斜面に位置し畑が８割程度を占めており、野菜が主に栽培されている他、ブロイラー経営が盛んである。

山村振興等農林漁業特別対策事業（山振事業）により農産加工施設が整備される前から、生活改善活動が盛んであったが、整備後は、加工品の販売等に取り組むようになり、更に山振事業で総合交流促進施設が整備されたのを契機としてグリーン・ツーリズムも積極的に推進している。

以前から鳥獣害被害が多いため、ネットやトタンを設置して被害防止に努めてきた。しかし、イノシシについては頭数が増えてきている状況で、対応に苦慮していた。そこで、増加傾向にあるイノシシ被害の対策を行うため、集落での話し合いで対策を講じることになり、集落協定の締結に至った。

２．取り組みの内容

イノシシについては出現頭数がかなり増えてきている状況の中、捕獲用ワナ（ククリワナ）を購入するとともに、４人に狩猟免許を取得してもらい平成13年10月頃から定期的にワナを仕掛けている。

その他の取り組みとして、地元産の大豆を使用した加工品づくりを行うため、交付金により大豆種子を購入している。また、当集落には、観光りんご園があるが、そのりんご園の更なる集客を図るため、観光案内板とパンフレットの作成代の一部を助成している。その観光りんご園と山振事業で設置した総合交流促進施設と連携してのグリーン・ツーリズムの取り組みの他、鶏糞発酵堆肥を施用して環境に優しい農業にも取り組んでいる。

３．取り組みによる効果

ワナを仕掛けてから２頭を捕獲することが出来、イノシシの出現回数が多少、減少したように感じている。

集落協定の概要

市町村･協定名	徳島県美馬郡脇町（みまぐんわきまち）　横倉（よこくら）			
協定面積	田(18%)	畑(82%)	草地	採草放牧地
15ha	水稲、大豆	茶、リンゴ、トマト	－	－
交付金額	個人配分分			50%
198万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		4%
		水路農道管理		20%
		鳥獣害防止		5%
		諸会合費		21%
協定参加者	農業者　25人			

狩猟免許を取得しワナを設置できるようになったので、特に収穫前の農作物を守るのに役立った。また、平成14年度についても交付金でワナを６本追加購入している。今後も引き続いて対策を講じていくとともに他集落へも広めていきたい。

また、総合交流促進施設を利用したグリーン・ツーリズムに力を入れているとともに、花いっぱい運動にも積極的に取り組む動きが出てきた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田2.7ha、畑12.3ha）／個別対応
- 水路・町道の管理（水路1㎞、町道1㎞、年2回）農道の簡易補修／共同取組活動
- 鳥獣害被害防止対策（ククリワナの購入及び狩猟免許の取得）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約0.5ha、年1回）／共同取組活動
- 体験農園の実施（観光りんご園の更なる集客を図るため案内看板とパンフレットを作成（りんご園 50a）／共同取組活動
- 堆きゅう肥の施肥（鶏糞発酵堆肥の施用による環境に優しい農業の推進）（米0.3ha、年１回）／共同取組活動

その他の活動

- 大豆種子の購入（加工品の原料として地元産大豆生産の為、大豆種子の購入）／共同取組活動
- 利用権設定による面的集積（0.2haを利用権設定）／個別対応

山村振興等農林漁業特別対策事業で整備した「美村が丘」（総合交流促進施設）との連携によるｸﾞﾘｰﾝ･ﾂｰﾘｽﾞﾑの推進

山村振興等農林漁業特別対策事業で整備した「中ノ谷農産加工施設」を利用した加工品の生産とその販売

集落外との連携

＜畜産農家との連携による堆きゅう肥の活用＞

○地力の増進と堆きゅう肥の有効利用を図るため、畜産農家との連携により堆きゅう肥の施用に努める。

[平成14年度までの主な効果]

○鳥獣害による被害の減少（イノシシ捕獲　２頭）

○体験農園等による都市農村交流の推進

・りんごの観光農園を実施（延べ1,500人参加）

・りんごの体験農園を実施（リンゴのオーナー制）

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○機械の共同購入による農作業受委託に向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区では平成８年度に県営中山間地域総合整備事業を導入し、ほ場整備が完了し本村のような山間地では比較的優良な農地が整備された。

このような中で、本制度が発足し、制度の目的である「農用地を守る」ということがほ場整備された優良農地を守り生産性をより高めていくというこの地区の活動目的と合致することから、本地区の若い農業後継者等による受託集団組織である「ごほくもぐらクラブ」を中心として本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、「ごほくもぐらクラブ」が中心となり集落内の高齢者等の農作業を受託し、作業の効率化、遊休農地の増加の抑制に努めている。

（平成13年度　耕起367a、代かき305a、田植え97a、稲刈り213a、乾燥557袋）

さらに平成14年度には国道194号線からの見晴らしのよいほ場整備済み地区（総面積2.2ha)の水稲の後作に景観作物であるキカラシ（菜の花に似た花）を播き、地域のみならず交流客へ素晴らしい景観を提供しようとしている。

また、キカラシは景観用に使うだけでなく、田にすき込み、緑肥として土作りを行っていく。

集落協定の概要

市町村･協定名	高知県吾川郡吾北村　栃ノ瀬（あがわぐんごほくそん　とちのせ）			
協定面積	田(59%)	畑(41%)	草地	採草放牧地
6ha	水稲	花木、栗、野菜	―	―
交付金額	個人配分分			100%
110万円	共同取組活動分			0%
協定参加者	農業者　25人			

３．取り組みによる効果

集落協定を結ぶことにより地域の連携が密になったことと、また、農家の負担が大幅に軽減され余力の労働力を新しい取り組みに活かそうということから、平成14年度より、県（農業改良普及センター）及び村が普及に努めている高知県農産物等特別表示認証制度（減農薬栽培）を活用してアイガモ米を作り、環境・人にやさしい米作りをしていこうとしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田3.8ha、畑2.7ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（約1ha、年1回） 個別対応	農業機械の共同購入･共同利用（ｺﾝﾊﾞｲﾝ1台､乾燥機1台、ﾏﾆｱﾛｰﾀﾞ1台、乗用田植機1台購入） 共同取組活動
水路・作業道の管理（水路0.9㎞、道路0.3㎞、年2回） 共同取組活動	景観作物作付け（道路沿い水田2.2ha、キカラシを植栽） 共同取組活動	農作業の受委託（もぐらクラブで農業の受託） 共同取組活動（水管理は各農家）
鳥獣害適正防止（防護柵の設置） 個別対応		

集落外との連携

○もぐらクラブは集落外の農地についても農作業を受託し、地区内外で活躍している。

[平成14年度までの主な効果]

○ごほくもぐらクラブの作業受託の推進
　・平成13年度　耕起367a、代かき305a、田植え97a、稲刈り213a、乾燥557袋
○他集落との連携による機械の有効利用によるコスト低減
○平成15年４月にオープンする道の駅「６３３美の里」との連携によりアイガモ米を販売を予定
○景観作物の作付による地域の活性化（キカラシ(2.2ha)を作付け）

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○農用地の持つ多目的機能の維持確保に向けた取組

１．協定締結の経緯

本集落は四国カルストのふもとに位置する中山間地域で、農用地のほとんどが谷間に点在している棚田である。

本集落も農業従事者の高齢化、後継者不足によって耕作放棄地が増加する傾向であったが、本制度の発足を期に集落が今後の農地保全のあり方について考え、そして守ろうとする意欲が高まり、耕作放棄地の解消と発生の防止、将来にわたっての継続的な農業生産活動の安定及び本集落の持つ多目的機能の維持確保を目的に本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

本集落は、少ないながらも後継者が育成されており、施設園芸栽培（米ナス・ミョウガ）を盛んに取組んでいる集落である。そういったやる気のある後継者が中心となって、遊休農地や高齢化により農作業が困難となった農地に基盤整備を推進するとともに、農作業の受委託化を図り集落営農活動の確立、農地の保全に努めている。

また、基盤整備を中心とした補助事業を積極的に導入しており、平成14年度においては高知県集落活動促進施設等整備事業（基盤整備事業）と梼原町が町内全域の水田の基盤整備を対象とした緑のダム整備促進事業を実施している。

３．取り組みによる効果

棚田であるため、農作業に過大な時間と労力を要してきたが、基盤整備を行うことにより乗用機械等の耕作が可能となり、農作業の効率化が図られ、受委託が進んだ。

平成15年度以降にも基盤整備の計画があり、生産活動が一層活発になると思われる。

集落協定の概要

市町村･協定名	高知県高岡郡梼原町　井の谷（たかおかぐんゆすはらちょう　いのたに）			
協定面積	田(46%)	畑(48%)	草地	採草放牧地(6%)
11ha	米、米ナス、ﾐｮｳｶﾞ	豆、花卉、茶、イモ	－	
交付金額	個人配分分			80%
163万円	共同取組活動分（農地、農道、水路の維持管理）			20%
協定参加者	農業者　22人			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田5ha、畑5ha、
採草放牧地0.6ha）
個別対応

水路・作業道の管理
（水路1km、道路3km、年3回
清掃、草刈り、補修
台風、梅雨後の見回り）
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
（年３回）
共同取組活動

多面的機能増進活動

環境保全型農業導入
（堆肥、アイガモ等）
共同取組活動

基盤整備
（1.0ha
うち認定農業者0.3ha
新規就農者0.2ha）
共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用
（オペレーター　５名育成）
共同取組活動

農作業の受委託
（高齢農業者の農地３haについ
ては井の谷営農組合に
全面作業委託）
共同取組活動
（水管理は各農家）

利用権設定による面的集積
（担い手（認定農業者１人）
へ0.3haを利用権設定）
共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　0.3ha
○認定農業者の新規確保　１名
○新規就農者　１名　0.2ha

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○農道舗装による生産性の向上

１．協定締結の経緯

当地区は、昭和41年から42年にかけて、ほ場整備事業を実施したことにより、従来の畑作地帯から水田地帯に転換し、町内でも有数の農業地帯となった。水稲、葉たばこ、和牛繁殖に積極的に取り組んでいる地域である。

一方、急峻な斜面に展開する農地へと続く農道の多くは未舗装であり、これまでも崩壊が多発していたため、協定締結以前から毎年３回（５月、８月、９月）定期的に農道・水路の清掃及び点検を実施していた。

協定締結にあたっては、協定内の６つの小集落から事業推進員を選出し、推進委員会を設立のうえ、協定内容について話し合った。

２．取り組みの内容

推進委員会において、各小集落の今後５ヶ年の事業計画を検討した結果、農道の整備が最優先課題と位置づけられたことから、小集落ごとに対象となる箇所をピックアップし、簡易コンクリート舗装により計画的に整備することとした。（施工延長は５年間で5,200mを予定）

このことによって、トラクターや軽トラックの乗り入れが容易になり、農作業や農道の点検作業の効率化を図ることができた。

その他、畜産に関する研修会を行っている青年部（集落内の農業後継者で組織）に対して活動助成を行い、将来の集落リーダーともなるべき担い手育成にも積極的に取り組んでいるところである。

３．取り組みによる効果

交付金を活用して、農道を整備したことにより、農業生産性が向上したことに加え、従来から取り組んでいた農地等の保全に対する意識が一層深まるとともに、将来に向けた集落のあり方について検討する機会が増えた。

集落協定の概要

市町村･協定名	宮崎県西臼杵郡高千穂町（にしうすきぐんたかちほちょう）　下野西（しものにし）			
協定面積	田(80%)	畑(19%)	草地	採草放牧地(1%)
74ha	水稲、たばこ	たばこ	－	飼料
交付金額	個人配分分			45%
1,304万円	共同取組活動分	水路、農道の維持管理		40%
	（55%）	その他		15%
協定参加者	農業者　95人、水利組合　3			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理 （田60ha、畑14ha等）	周辺林地の下草刈り （年1回）	集落リーダー育成 (研修会の実施)
個別対応	共同取組活動	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路の泥上げ:年3回 ・農道の草刈り:年3回 ・農道簡易舗装:5,200m	景観作物作付け	農作業の受委託（5ha）
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○認定農業者の確保（16名）
○農作業の受委託の促進（５ha）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○理想郷タシロピアの実現をめざして

１．協定締結の経緯

田代地区では、平成12年度に、自らの故郷の未来は自分たちがその方向性を示そうということで、地域づくりの目標を定めた「田代地区振興計画書」（理想郷「タシロピア」の実現をめざして）を策定した。集落協定の締結に当たっては、その計画実現に向けて交付金を活用することが話し合われ、協定参加者から同意を得ることができた。

２．取り組みの内容

従来から地区の環境整備に力を入れてきたが、協定を締結した平成13年度から取組みを充実させ、渓流や里山を巡る「せせらぎ遊歩道」や階上岳西登山道を開設し、平成14年度には幹線道沿いや遊歩道に草木を植栽 して景観整備を行った。

この他にも、子どもたちや他地域の人たちが田代地区に定住することを目指し、「カジカと蛍の里づくり」や「せせらぎ公園夏祭り」等の取組みを展開している。

３．取り組みによる効果

計画段階のものも多いが、これらの活動は新聞等にも取り上げられ、田代集落の魅力が都市部へ発信されている。

今後、都市部との交流が盛んになることによって、地区の活性化が図られ、現在の過疎化が解消されることが期待される。

せせらぎ公園での夏祭り

集落協定の概要

市町村･協定名	青森県三戸郡階上町　田代（さんのへぐんはしかみちょう　たしろ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
27ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
285万円	共同取組活動分（50%）	多面的機能増進活動（景観作物、集落祭りほか）		47%
		共同利用施設		3%
協定参加者	農業者　35人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田27ha）
個別対応

水路・作業道の管理
（水路1.5km、道路5.0km、年2回）
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
（道路沿い１kmにプランターを設置、農村公園や遊歩道沿いにアジサイを植栽）
共同取組活動

農村公園の整備
・農村公園沿い1.0kmの河川流域の清掃、刈払等を実施
・案内板の設置
・遊歩道の整備
・公園周辺林地整備
共同取組活動

夏祭りの開催
（帰省都市住民との交流を目的に集落主催の夏祭りを実施）
共同取組活動

その他の活動

農作業の受委託
（高齢農業者の田1.5haを担い手農家に作業委託して耕作放棄を防止）
共同取組活動（水管理は各戸）

集落（協定）外との連携

○田代町内会（タシロピア実行委員会）（協定外参加者45名、うち非農家25名参加）との連携（農村公園の整備や自然資源を有効活用した都市農村の交流推進など各種活動）

○「田代地区振興計画」の実現に対して町が行っている各種支援の活用

［平成14年度までの主な効果］

○担い手農家と連携し、高齢者の農作業を受託　1.5ha

○農村公園を中心とした周辺林地・河川の整備や夏祭り実施による都市農村交流の推進（将来目標は、グリーン・ツーリズム活動への発展）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○地域資源として棚田を有効に活用し環境美化も推進

１．協定締結の経緯

大東町では、経営耕作面積が１農家平均１ha弱と小さいこと、農家毎の圃場が分散していること、小さい団地単位では単に管理のみに重点が注がれ、集落営農への展開（人的広がり）が難しいこと、などの理由から農協支所単位での協定とし、町全域で６つの協定としている。本協定集落は町東部に位置している。

協定締結時には、集落内の農協職員が各戸に声を掛けるなど意識啓発に努め、協定締結後は農協支所が経理の指導を行なうなど、農協が指導的な役割を担った。

協定集落の範囲が広いことから、14地区の各地区推進員を中心として活動を行っており、農地の管理だけでなく、農家組合や自治会等と連携しながら、環境、景観など地域全体を考えた共同取組活動を行っている。

協定集落は14地区で構成され、参加農家数は641人と、町内でも大きな集落となっている。

２．取り組みの内容

(1) 農業生産活動等

活動日を決めて、水路の清掃、農道等の草刈を行っている。草刈りは、地域全体の景観向上のため、農道に限らず町道や作業道なども一部行なっている。

水路の補修等の経費は、交付金で賄うように努めるなど、集落内に自立性が生まれてきた。

室根山を仰ぐ『北限の棚田』

(2) 多面的機能の増進

ゴミステーションを町道の傍に16箇所設置するなど、非農家と一緒に地域全体の環境美化活動に取り組み、周辺住民から喜ばれている。

平成11年７月に協定地域内の山吹地区にある棚田が“北限の棚田”として「日本の棚田百選」に認定されたことから、これまで傾斜が急なため手入れが行き届かなかった棚田を地域資源として見直し、交付金を活用して棚田の景観形成に取り組んでいる。

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県東磐井郡大東町（ひがしいわいぐんだいとうちょう）　大原（おおはら）			
協定面積	田(79%)	畑(17%)	草地	採草放牧地(4%)
492ha	水稲、大豆他	野菜他	－	牧草
交付金額	個人配分分			45%
6,863万円	共同取組活動分（55%）	水路・農道の点検・草刈等		8%
		多面的機能増進活動（ｺﾞﾐｽﾃｰｼｮﾝ設置、景観作物作付け等）		3%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入、土地基盤整備準備資金等）		33%
		研修会費用・事務費等		11%
協定参加者	農業者　641人			

(3) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

基盤整備を行なうため、準備委員会等を設置し話し合いを進め、現在１地区取り組んでいるが、新たに２地区で基盤整備を予定している。

平成13年の視察研修（安代町）への参加を機に、集落を越えた広域的な特産品づくりとして山ブドウ栽培を始め、集落内の山野から採取した山ブドウを未利用の畑３箇所に600本（2ha分）を挿し木した。なかなか根付かず、栽培が困難とのことであるが、継続して苗木づくりに励んでいる。

３．取り組みによる効果

(1) 多面的機能の増進

棚田の景観形成への取組の結果、東京などからの見学客も訪れるようになった。また、棚田米として完熟堆肥により栽培された米（あきたこまち）のイベント等での試験販売にも取り組んでいる。

平成13年度に農業農村体験として千葉県の修学旅行生50人を受け入れ、「かじかの里づくり」として砂鉄川で石磨き体験を行なうなど、交流活動が盛んになっている。

(2) 生産性・収益性の向上

山ブドウ栽培は、緒についたばかりであり、実がなるまで３年、商品化するには５年かかるとのことであるが、今後、地域の特産品としてジュース作りなどの活用方策等を検討することとしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田389ha、畑84ha、採草放牧地19ha） 個別対応	ゴミステーション設置による環境美化 共同取組活動	基盤整備の実施に向け準備委員会を設立し、精力的に検討 共同取組活動
水路・農道の草刈・点検・清掃（農道の他町道・作業道も実施） 共同取組活動	「北限の棚田」の景観形成 共同取組活動	山ブドウの栽培（600本、２ha） 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○基盤整備実施に向けての機運醸成
○収益向上策の一環として、山ブドウ栽培の推進
○ゴミステーション設置により、非農家と共に地域全体の環境美化
○棚田の景観形成、棚田米の試験販売開始

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○集落のアイデアで多様な活動

１．協定締結の経緯

高齢化を始めとし農業を取り巻く情勢に光が見えない状況の中、地域内の元気も薄れていっている感じがあったが、農業生産の継続とともに、地域・農業に活気を与えようと、協定を締結することとした。

２．取り組みの内容

役員12名を中心に話し合いの場を多く設けて、集落全体で知恵を出し合い、多様な活動に取り組んでいる。

① 集落内の市道沿いに、景観作物としてアジサイを２ヶ年計画で1,500mの植栽を行い、集落で下草刈り、水やり等を行っている。

② 集落で考え、意識することを狙いに協定参加者全員を対象に先進地視察研修を定期に開催するとともに、研修を契機に、村おこし事業として、近隣集落も巻き込んで、「権立（ごんたち）」と呼ばれる伝統行事をベースとした「羽山まつり」を実施した。

③ 作業効率の改善を狙いとして、協定参加農家が、個別に簡易ほ場整備、暗渠等の簡易な基盤整備を実施する場合に助成を行っている。

④ 高齢等の理由で耕作放棄地になっている２名分の農地を集落で管理している。

３．取り組みによる効果

できるだけ集落全体で活動を進めた結果、集落全体での共同作業がしやすい環境になるとともに、同時に地域のコミュニケーションがとりやすくなった。

集落独自のアイデアが実現されることで、地域全体の活性化につながればと集落では考えている。

村おこし事業の羽山まつり

集落協定の概要

市町村･協定名	宮城県白石市（しろいし）　犬卒都婆（いぬそとば）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
28ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			46%
471万円	共同取組活動分	研修会費等		16%
	（54%）	農地管理、農道・水路の点検等		14%
		多面的機能増進活動（景観作物）		6%
		役員報酬、その他		18%
協定参加者	農業者　54人			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田28ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路5km、道路7km、年3回）
  - 共同取組活動
- 耕作放棄地集落管理（集落で保全管理）
  - 共同取組活動
- 簡易基盤整備助成（申請農家への対応）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年１回）
  - 共同取組活動
- 景観作物作付け（集落内の市道沿い１.5kmにアジサイを植栽：年数回の管理）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（畦塗り機１台購入、ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ育成の研修参加）
  - 共同取組活動
- 集落内研修（先進地視察を年１回）
  - 共同取組活動
- 村おこし事業実施（集落独自の事業で年１回：羽山まつり）
  - 共同取組活動

↕ 周辺集落の参加

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　0.47ha
○先進地研修による新規活動の実施（村おこし事業）
○村おこし事業「羽山まつり」の実施により、集落間交流の推進　参加者数300名
○畦塗り機の作業により、景観の改善（畦塗りシートが無くなる）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○畦塗り機の共同利用と減農薬を推進

１．協定締結の経緯

当地区の水田は、海抜０ｍから180ｍという高低差の大きい地理条件のもと、段々田の未整理田が広がっており、生産条件の不利、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の拡大等が懸念されていた。

このような中で、機械の共同購入等により労力・時間の軽減を図り、生産性を向上させることが必要だという合意形成がなされ、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

○機械の共同利用

乗用畦塗機を１台購入して油代負担程度で協定参加者に貸し付けを行い、低コスト化を推進。（約30ha）

○減農薬農法の実践

自然と人に優しい農業が注目されている中、協定農用地のうち6.8haで減農薬農法を実践しており、このうち1.3haに200羽の合鴨を放し「合鴨農法」を実施している。鴨の購入経費の一部（7万8千円）を交付金で助成。

○全員参加による共同作業

農道水路の維持管理、畦畔の除草並びに景観作物の作付けを実施し、農地管理を徹底。

（平成13年度における活動内容
５月　共同機械による畦塗作業、水路普請、農地の除草（～10月迄　３回）
６月　景観作物作付（ひまわり・コスモス）
９月　景観作物の管理（雑草刈り払い）、農道普請）

３．取り組みによる効果

共同作業により、農道・水路・畦畔の維持管理が協定締結以前に比べ格段に良くなり、乗用畦塗機を共同利用することで、作業量軽減と時間短縮ができた。費用負担も少額で済むため、協定参加者の農作業意欲が増すことにもつながった。

集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県由利郡象潟町（ゆりぐんきさかたまち）関（せき）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
77ha	水稲、大豆、小豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
1,607万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		8%
		生産性向上・担い手定着（機械購入）		15%
		役員報酬、積立金、繰越金、事務費等		27%
協定参加者	農業者　49人			

また、合鴨を放している水田について、以前は農薬等を８kg／10ａ程度投入していたが、現在は一切使用しておらず、蛍、トンボ、カエル、くも、といった昆虫類が目立つようになったほか、生産される米についても収量は平年より90kg／10ａ程度減少したものの、俵当たり単価は約2万1千円と、１俵当たり5千円程度も高値で取引されるようになった。

その他、集落内での話し合いの場が増え、農家同士のコミュニケーションが以前よりも密になった。

合鴨による減農薬農法

活動内容の概要

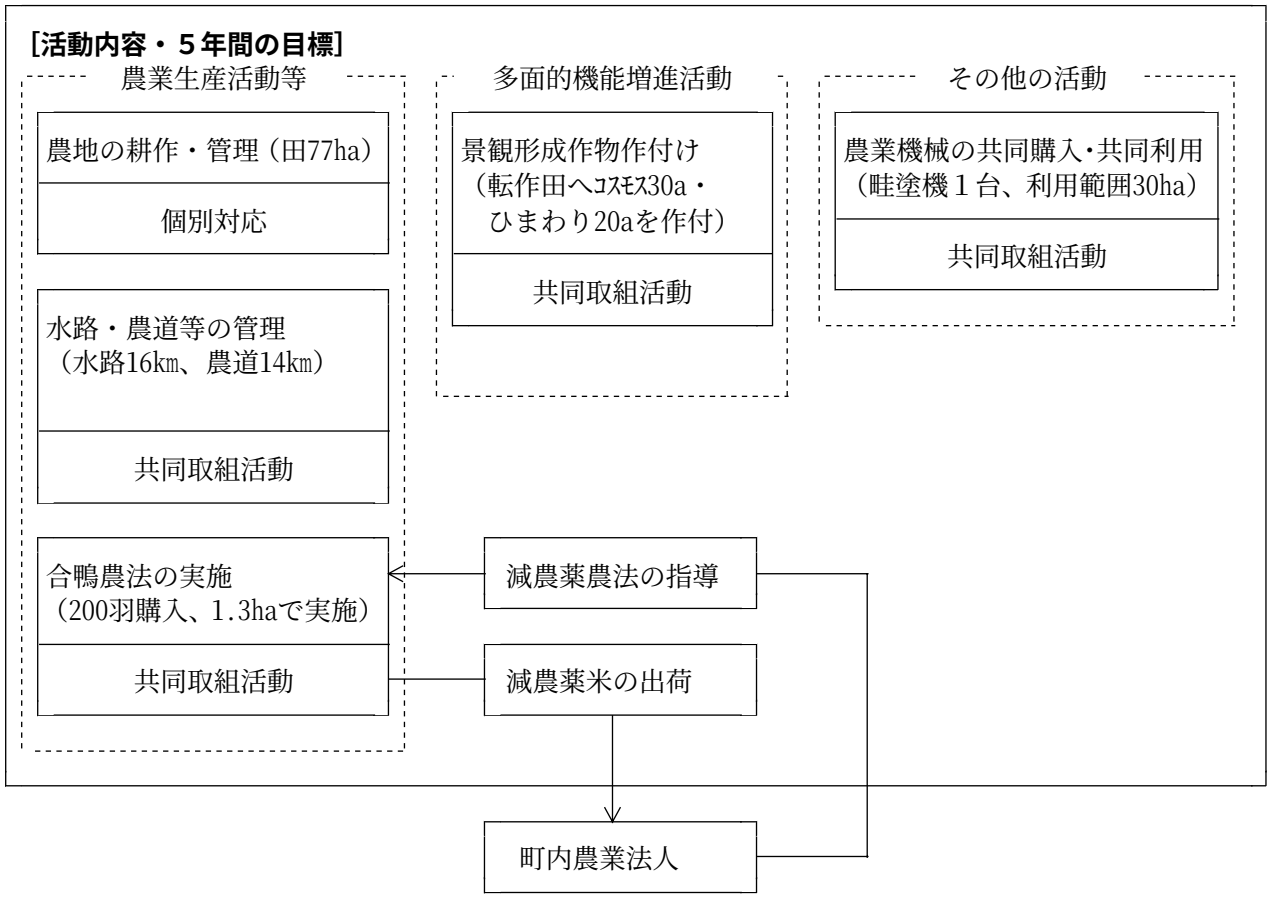

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄に近かった水田（4.1ha）の復旧
○乗用畦塗機の共同利用（30ha）によるコスト低減
○農道・水路・畦畔の維持管理状態の向上
○集落内の連携向上
○減農薬農法による米価格の向上　　15,000円/俵 ⇒ 21,000円/俵

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○鯉の養殖で転作田を有効利用

１．協定締結の経緯

当地区では、直接支払制度が発足する前は、各人がそれぞれの農地を管理してきたが直接支払制度の発足を契機に「農地のはたす役割・機能」を再認識し、農地の管理は国民に対する集落全体の義務と考えて本制度に取り組むこととした。

２．取り組みの内容

将来的に鯉を活用した雑草の駆除を行うため、地権者の同意を得て、約26ａを転作田（養魚水田）として平成13年度に鯉の幼魚約250匹を放流し、共同で周辺の草刈り等をするなどして管理してきた。平成14年度には新たに約500匹の鯉の幼魚を放流した。10月下旬には養殖した鯉を集落役員が中心となり生育状況の確認を兼ねて捕獲し、希望する協定参加者及び地域住民の方に分けた。今後は、雑草駆除のみならず、地域住民との交流に活用することも考えている。

また、同時にハスを植栽して景観形成にも配慮している。

水田に一年中水が張ってあり、水生植物・水生昆虫の住みかになるなど当初は考えていなかったビオトープとしての役割を果たす等、複合的な取組みにすることができた。

転作田で鯉の養殖

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県安達郡大玉村（あだちぐんおおたまむら）　西栄（さいえい）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
49ha	水稲、飼料作物、ｿﾊﾞ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
1,034万円	共同取組活動分	農地法面、農道、水路の点検等		46%
	（50%）	多面的機能増進活動		4%
協定参加者	農業者　46人			

３．取り組みによる効果

景観作物として植栽したハスは、開花時期には農作業中の人々の目を楽しませ、またビオトープとして減少傾向にある水生昆虫の住みかの確保となった。

鯉の育成の取組みは、それに付随する取組みを行うことで地域住民との交流を図ることができる。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田49ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（個人の水田に面した水路、農道を個人で管理）
  - 個別対応

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈（個人の水田に面した林地を個人で管理）
  - 個別対応
- 鯉の育成（養魚水田約26ａに H13年度250匹 H14年度500匹放流）
  - 共同取組活動
- 景観作物作付け（養魚水田のうち0.8haにハス植栽）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 利用権設定による担い手への農地集積（1.5ha）
  - 個別対応

[平成14年度までの主な効果]

○利用権設定による担い手への農地集積　0.6ha

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○農地保全と学童農園への取組

１．協定締結の経緯

当地区は、昔から人足制度が機能し、比較的まとまりのある集落で、集団転作（大豆）ばかりでなく、新たな転作作物の一つとして「サトイモ」の栽培を手掛けるなど先進的な地区である。

市が緩傾斜農用地も対象とすることで、当地区も対象要件を満たすことを契機に、地区全体で組織を再構築し協定締結に至った。

なお、農道・水路等の管理以外に、学童農園にも取り組み、本制度の目的を広く市民にも普及している。

２．取り組みの内容

地区内の水路・農道等を管理するための定期的な共同作業を実施するとともに、大雨の際の共同での巡視や水門の管理、渇水期の対応、さらには集団転作への取組を行っている。

また、学童農園を開設し、市内の小学校の家族を対象に「サトイモ・サツマイモ」の農作業体験学習会を行い、農地保全の大切さ、農業への魅力や理解を深めてもらう活動を通じて農地の公益的機能について理解の増進を図っている。

学童農園の除草作業

植え付け作業

集落協定の概要

市町村･協定名	茨城県高萩市（たかはぎし）　秋山上（あきやまかみ）・北方（きたかた）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
21ha	水稲、大豆、ｻﾄｲﾓ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
171万円	共同取組活動分	役員報酬		8%
	（50%）	法面・農道・水路管理、学童農園		42%
協定参加者	農業者　37人			

３．取り組みによる効果

農地が持つ多面的機能の役割が再認識された。

本制度に取り組むに当たり、協定内にある既存の６生産組合と集団転作実践委員会の長所が上手に融合した組織を中心に、これまでより話し合いや共同作業回数が増え、地域のまとまりが更に強固になった。

学童農園開設により、農地保全の大切さや農業への魅力等について理解を深めるとともに、農地の公益的機能について理解の増進が図られた。

また、同活動により、一般市民に対する本制度の周知が図られるなど幅広い成果が上がっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田21ha）
  - 個別対応
- 水路・農道の管理（水路 約3㎞、農道 約2㎞ 年２回　清掃、草刈り）
  - 共同取組活動
- 水門の管理、渇水期対応（随時）
  - 個別対応

多面的機能増進活動

- 学童農園の開設（２区画、約10ａ）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 新たな転作作物の栽培（大豆からサトイモへ）
  - 個別対応

集落外との連携

○学童農園において、市内の小学校の家族を対象に農作業体験学習会を開催

[平成14年度までの主な効果]

○既存の６生産組合と集団転作実践委員会が融合したことにより、話し合いや共同作業回数が増え、地域のまとまりが強固になった。

○農作業体験学習会を開催したことにより、農地保全の大切さ、農業への魅力や理解を深められた。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○景観形成作物を主体とした集落環境保全の推進

１．協定締結の経緯

当地区は、杉林に覆われた山間地に位置し、農地の管理放棄は、集落の存在そのものにもかかわる問題であったため、集落内の「結い」を基本とした農地の共同管理体制を確立するとともに、景観形成を主体とする農地、景観保全の推進を目的に本制度に取り組むこととした。

協定締結に当たっては、個々の管理から地域として管理することで合意形成を図り、地域ぐるみでの保全対策を徹底することとした。

２．取り組みの内容

杉林に覆われた山間の水田において、水稲を中心とした作付けが行われており、転作作物としてのミズバショウの作付けや周辺林地の下草刈り等により､集落内の景観形成を図っている。

農道、水路の維持管理や周辺林地の下草刈り等を共同で行うとともに、ミズバショウ作付けほ場内の除草やゴミ取り、更にはミズバショウの株分け、移植などより良い景観形成づくりを目指して積極的に取り組み、農地、施設等の荒廃防止に努めている。

管理された「ミズバショウ」作付ほ場

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、景観形成作物による集落環境保全の推進や適正管理による農地の保全等についての話し合いが、代表者等を中心に徹底されるようになり、地域としてのまとまりが出てきている。

見事な「ミズバショウ」

集落協定の概要

市町村･協定名	栃木県那須郡黒羽町（なすぐんくろばねまち）　滝沢（たきざわ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
2ha	水稲、ﾐｽﾞﾊﾞｼｮｳ	―	―	―
交付金額	個人配分分			49%
51万円	共同取組活動分	役員報酬		7%
	（51%）	法面・水路・農道管理		24%
		多面的機能を増進する活動		12%
		生産性向上、担い手定着		8%
協定参加者	農業者　3人			

以前よりミズバショウの群生地として、多くの人々が訪れていたが、周辺林地や畦畔、水路等の維持管理が徹底されるようになったことから、地域全体としても良好な景観が形成されるようになっており、地域ぐるみでの農地保全、景観形成の意識が芽生えるなど、地区外への波及効果も期待されている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田2.4ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（水路0.8㎞、道路0.6㎞、年3回、清掃、補修、草刈）／共同取組活動
- 農地法面の定期的な　点検（年２回）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約0.4ha、年1回）／共同取組活動
- 景観作物作付け（転作作物として、0.43haにミズバショウを植栽。ほ場内の除草やミズバショウの株分け、移植。常時一般に開放）／共同取組活動 一部個別対応

その他の活動

- 農作業の共同化（稲刈り0.5ha）／共同取組活動
- 農業機械の共同利用（コンバイン 1台）機械のコスト低減に向け、共同利用の推進を検討／共同取組活動

ミズバショウの群生地として、広く良好な景観を提供

集落外との連携

○集落内の農家に農作業受委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業受委託等を推進する。

○地力の増進と堆きゅう肥の有効利用を図るため、畜産農家との連携により堆きゅう肥の施用を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○周辺林地や畦畔、水路、農道の適正管理による農地保全と良好な景観の形成

○集落内の連携による機械の有効利用によるコスト低減

○景観形成作物の作付けによる地域活性化

・ミズバショウ（0.43ha）を作付け

・開花期には、町内外から多くの人々が観賞に訪れる。（延べ 3,000人）

○代表者を中心とした定期的な話し合いの徹底により、地域ぐるみでの農地保全と景観形成の意識が芽生えた。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田オーナー制度を活用し地域の活性化を図る

１．協定締結の経緯

大山千枚田は、鴨川市西部に位置し、傾斜が1/5程度の斜面に約400枚の水田が展開し、農林水産省の「棚田百選」にも指定されている。

農業従事者の高齢化や耕作放棄が増加する中で、伝統ある棚田を保全し地域の活性化を図るため、平成９年に地権者と周辺農家が参画した「大山千枚田保存会」が結成された。

さらに、地元農家のみによる棚田の保全を脱却し、都市住民との交流に活路を得るため、平成12年度より「東京に一番近い棚田」としての立地条件を活用した棚田オーナー制度を導入した。

直接支払制度については、平成12年度から取組み、法面や水路の維持管理を通じ、オーナー制度の円滑な実施に寄与している。

美しい千枚田の風景

２．取り組みの内容

オーナー制度は、特定農地貸付法に基づき農家が鴨川市に農地を貸付け、鴨川市が大山千枚田保存会に管理運営委託し、利用者（棚田オーナー）に提供している。制度導入後３年目となる平成14年度は115区画の農地に対し、千葉県民の他、東京都、埼玉県等県外住民も含む134名が棚田オーナーとなり、地元農家の指導の元、稲作を行った。

また、地元との交流をより一層活発に図られるトラスト制度の導入や自然観察会の開催、棚田で生産された米のインターネット販売等にも積極的に取り組んでいる。

平成14年８月30日～９月１日には鴨川市で「第８回全国棚田（千枚田）サミット」が開催され、大山千枚田は現地見学やイベント会場として大いにぎわった。

多くの都市住民が訪れ、田植え等の農作業を行い、地元との交流を深めている。

集落協定の概要

市町村･協定名	千葉県鴨川市（かもがわし）　釜沼千枚田（かまぬませんまいだ）			
協定面積	田(91%)	畑(9%)	草地	採草放牧地
8ha	水稲	大豆	－	－
交付金額	個人配分分			36%
155万円	共同取組活動分（64%）	農地・水路・農道管理		33%
		多面的機能増進活動費		18%
		役員報酬、その他		13%
協定参加者	農業者　12人、大山千枚田保存会（構成員410人）			

３．取り組みによる効果

本制度の取組により、法面管理や除草が行われ、オーナー制度導入のための下地整備が図られた。この結果、棚田オーナーも平成14年度は115区画134名と順調に推移し、こうしたオーナー制度を通じた都市との交流が推進され、地域の活性化に資するとともに耕作放棄の発生が回避された。

活動内容の概要

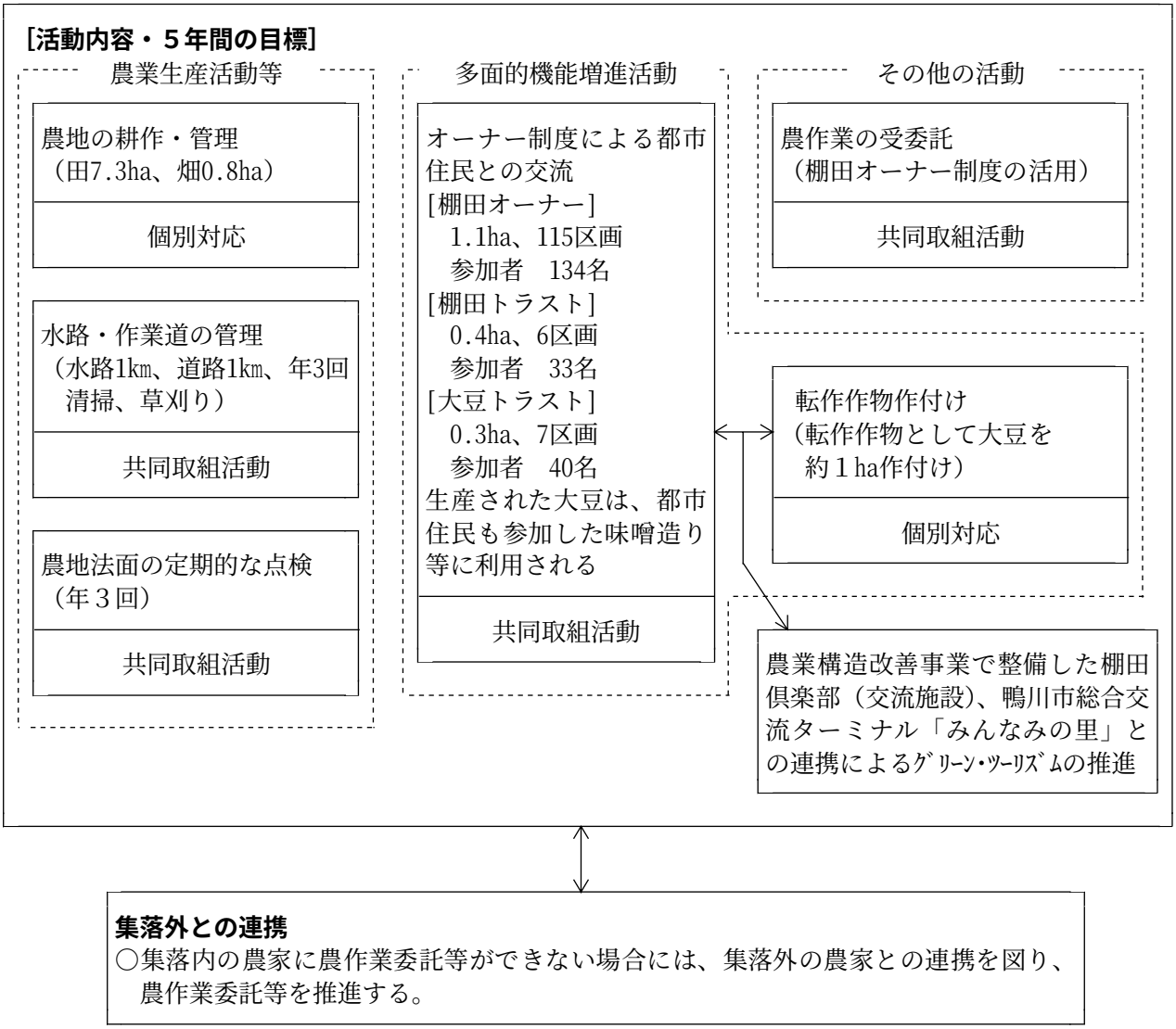

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○棚田オーナー制度等による都市農村交流の推進
- 参加者　棚田オーナー：134人、棚田トラスト：33人、大豆トラスト：40人
- 都市部の小・中学校の農作業体験を受け入れ（年６回、延べ388人参加）
- 全国棚田サミットの関連行事を開催（1,200人参加）

○転作作物の作付けによる地域の活性化
- 大豆（１ha）を作付け

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○ホタルの生息に配慮した水路の維持管理を実施

１．協定締結の経緯

当集落が維持管理する水路周辺は、優れた自然環境に恵まれ、毎年夏になると羽化した無数のゲンジボタル、ヘイケボタルが乱舞する光景が見られた。

しかし、近年、水路へのゴミの不法投棄等が目立つようになり、地元では、農業生産環境の悪化（農業用水の水質悪化）とともに、ホタルの生息環境の悪化が危惧されるようになっていた。

このため、集落では地域のかけがえのない資源であるホタルを守り、次の世代に引き継ぐことができるよう、ホタルの生息に配慮した水路の維持管理を内容とする協定が締結された。

２．取り組みの内容

水路のゴミ拾いを徹底し、ゴミの「ポイ捨て」等を行わないよう改めて各戸に周知した。

さらに、市役所環境保全課による水質浄化対策の普及パンフレットを配布し、雑排水による水質悪化を防止するように心がけた。

また、農業改良普及センターと連携してホタルの生息環境についての勉強会を開催し、水路内の水苔や草の根等に産卵するホタルの生態にあわせて一律に除草するのではなく、部分的に草を残す等、生息環境に配慮した管理の必要性について学び、集落全体で実践していくこととした。

集落による水路の維持管理
徹底したゴミ等の除去を実施した。

集落協定の概要

市町村･協定名	千葉県館山市（たてやまし）　山下（やました）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
4ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
68万円	共同取組活動分	水路・農道管理費		10%
	（50%）	その他		40%
協定参加者	農業者　16人			

３．取り組みによる効果

本制度の取組により、身近な自然環境を再認識する契機となった。

貴重な地域資源であるホタルを守ることを通じ、集落が一丸となって勉強会、水路清掃に取組み、地域の連帯感を改めて醸成するに至った。

また、清流に舞うホタルは地域のアメニティーを向上させ、地域に対する愛着が一段と向上した。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田4ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路0.6㎞、道路0.8㎞、年2回、清掃、草刈り）
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年４回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 魚類・昆虫類の保護（ホタルの生息に配慮した水路の維持管理・清掃（年２回）ホタルの生態についての勉強会（年１回））
  - 共同取組活動
- 伝統行事の伝承（地区を見直すため神余地区の史跡について研修会を開催（年１回））
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の受委託の推進（農作業受委託についての説明会開催）
  - 共同取組活動
- 利用権設定による面的集積の推進（利用権設定についての説明会開催→担い手農家に0.1haを利用権設定）
  - 共同取組活動
  - 個々の利用権設定は個別対応

↕

集落外との連携

○農業改良普及センターと連携し、ホタルの生息に関する知識について指導を受けた。

[平成14年度までの主な効果]

○ホタルの生息数が増加し、地域のアメニティ向上が図られた

○集落全体での生産体系の見直しの気運が高まると同時に地区コミュニティーの醸成が図られた

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田を保全し景観の維持に取組む

１．協定締結の経緯

当地域は、町の中北部に位置し、集落内の棚田を中心に素晴らしい田園風景を形成している。

地域の財産である棚田の保全を図るため、以前から「敷島町棚田保存会」を設立し、棚田の保全に努めてきた。

本制度を契機に、交付金を棚田の維持管理費用に充て、貴重な田園風景を守るため、集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

集落では地域の財産である棚田を守るため、以前からＮＰＯ法人等の協力を得る中で「敷島町棚田保存会」を設立し、棚田の保全に努めてきた。

集落では交付金を活用し、地域内水路の維持管理作業や農地法面の点検作業を行って棚田の持つ多面的機能の保全と良好な景観の維持に取り組んでいる。

また、一般住民を対象とした田植えや稲刈り等、農作業を体験してもらう町主催のイベントとして協定内の棚田を使った地域交流イベントを開催するなど、行政と集落協定が一体となった活動を積極的に推進し、地域の活性化へつなげるよう取り組んでいる。

３．取り組みによる効果

集落協定を締結したことで、一層地域の農地を守っていこうという意識が強くなった。

また、交付金という新たな財源を得たことで、地域の活性化に向けた活動を行うことができるようになった。

集落協定の概要

市町村･協定名	山梨県中巨摩郡敷島町窪田（なかこまぐんしきしままち　くぼた）			
協定面積	田(99%)	畑(1%)	草地	採草放牧地
11ha	水稲	野菜等	―	―
交付金額	個人配分分			84%
225万円	共同取組活動分	役員報酬		1%
	（16%）	法面・水路・農道管理		6%
		交流イベント費用		9%
協定参加者	農業者　54人			

棚田の風景

地域交流イベント風景

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田10.7ha、畑0.2ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路2km、道路3km、年2回）
  - 共同取組活動
- 農地法面点検（年１回巡回点検）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 一般住民との交流（水田約1haを利用、年2回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業受委託の推進（受委託システムを検討中）
  - 共同取組活動

敷島町主催の地域交流イベントで協定農用地の棚田を使用（年２回実施）

「敷島町棚田保存会」による棚田の景観保全活動としても活動

[平成14年度までの主な効果]

○協定を締結したことにより一層地域の農地と景観を維持していこうという意識が強くなった。
○交付金という財源を得て新たな活動を考え行うことが出来るようになった。
○地域交流イベントを５月、10に開催、一般住民が延べ70人参加した。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○地区の景観維持と農地保全に取組む

１．協定締結の経緯

当地域は、町の中央に位置し、地域内を流れる河川沿いに急傾斜の田畑が連なる山間農業地域である。以前から、除草等の作業を集落全体で取り組んでおり、まとまりがある地域である。

本制度の導入にあたっても、交付金が従前からの共同作業に役立てられることから、協定締結はスムーズに行われ、交付金は100%共同取組活動に充てている。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、水路清掃を３・７・９月に１回ずつ、草刈り作業を３・６・７・８・９月に１回ずつの延べ８回、集落全体で地域農業を守ろうと取り組んでいる。

多面的機能を増進する活動として、集落内の遊休農地（約0.1ha）にサルビア・百日草・マリーゴールドを植栽し、地域内の景観保全に努めている。

また、東京都に隣接している地理的条件を活かし、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むとともに、今後は、都会の人達を対象とした体験農園の開設や、町の温泉施設や直売所と連携した都市住民との交流活動も推進していきたいと考えている。

草花の植栽
（サルビア・マリーゴールド
・百日草）

集落協定の概要

市町村･協定名	山梨県北都留郡上野原町　芦垣（きたつるぐんうえのはらまち　あしがき）			
協定面積	田(51%)	畑(49%)	草地	採草放牧地
7ha	水稲	野菜等	―	―
交付金額	個人配分分			0%
93万円	共同取組活動分	役員報酬		5%
	（100%）	法面・水路・農道管理		65%
		景観形成作物植栽		30%
協定参加者	農業者　38人			

３．取り組みによる効果

従来からまとまりのあった地域だが、交付金が交付されたことにより、一層活発な共同活動が可能となり、活動に活気が出てきた。

また、集落内の遊休農地約0.1haの解消が図られた。

活動内容の概要

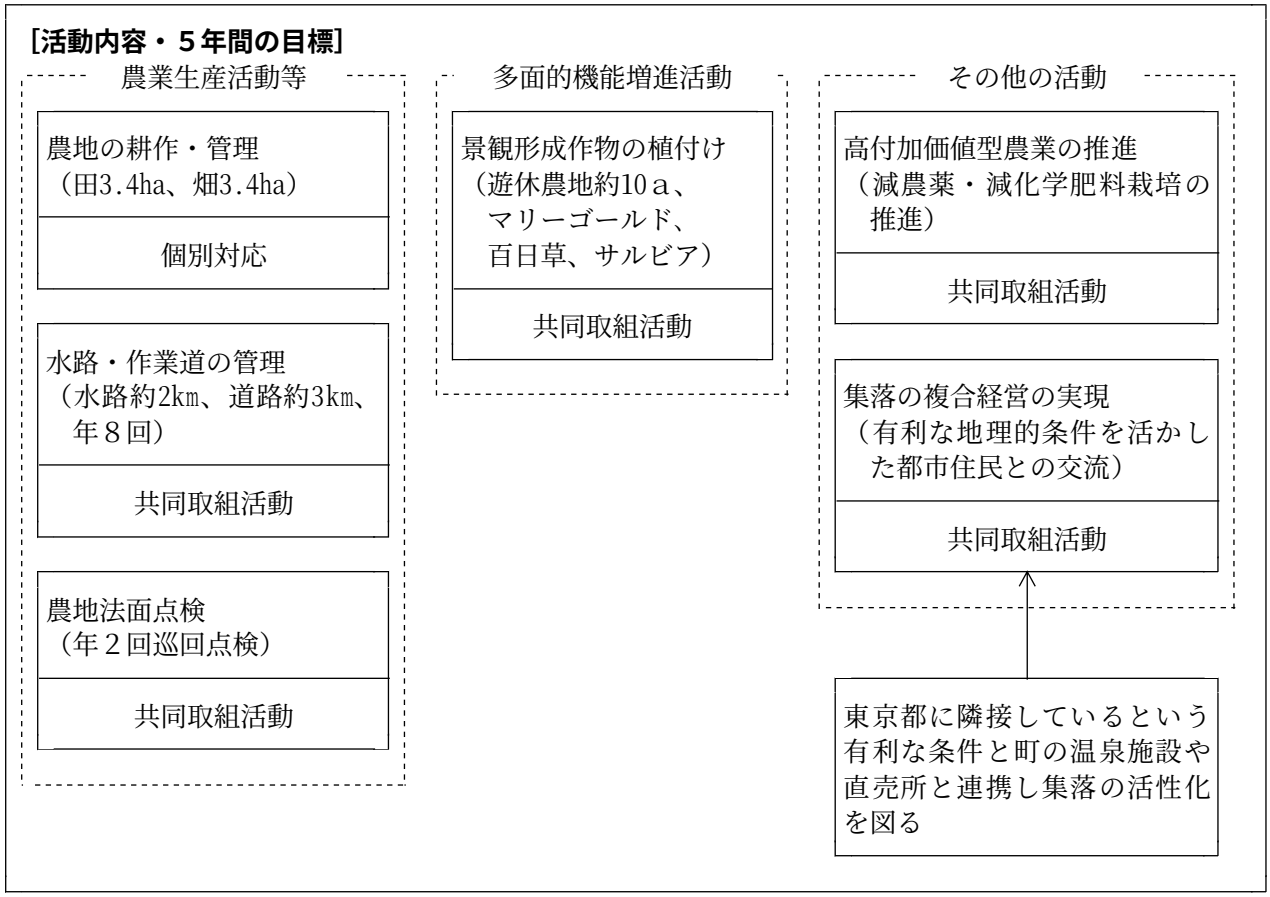

[平成14年度までの主な効果]

○景観作物の植栽により、遊休農地約10ａを解消できた。

○以前よりも話し合いも前向きな意見が多く出るようになり、活動が活発になった。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○多面的機能増進活動としての多様な取組の展開

１．協定締結の経緯

当集落は、長野市の最北部に位置し、地理的には、他集落との交流が比較的難しい一方、集落のまとまりは良好である。

平成12年度に本制度を導入したが、当時の区長がＪＡの理事でもあったことから、リーダーシップをとり、協定締結に至った。

また、各役員とも当制度に理解があり、一致協力して新たな取り組みを展開している。

２．取り組みの内容

(1) 地元小学生の農業体験

ジャガイモを共同栽培し、地元小学生に収穫体験の場を提供するとともに、とれたてのジャガイモの試食会を開催して交流を図っている。

(2) 景観作物の植えつけ

農作業を楽しくする観点から、農道沿い、畑の土手上、集落内に景観作物として、ひまわりの植えつけをした。

(3) 大豆の共同栽培と手作り豆腐の講習会

大豆を共同栽培し、収穫した大豆を用いて手作り豆腐の講習会を開催している。

(4) 直売所の設置

県道沿いにテントによる直売所を設置。毎週日曜日の営業で、地元老人クラブと共同で運営している。

小学生の農業体験

集落協定の概要

市町村･協定名	長野県長野市（ながのし）　坂中（さかなか）			
協定面積	田(7%)	畑(93%)	草地	採草放牧地
10ha	水稲	リンゴ	－	－
交付金額	個人配分分			54%
93万円	共同取組活動分（46%）	耕作放棄地草刈り・水路・農道管理		20%
		多面的機能増進活動		6%
		生産性向上・担い手定着		7%
		役員報酬、会議費、事務費等（総会等）		13%
協定参加者	農業者　30人			

３．取り組みによる効果

農道の草刈、水路の泥上げ等は義務的な意識があったが、事業実施により共同作業に積極的に参加するなどの変化が現れてきている。

また、農地を守っていくという意識が醸成されてきており、平成14年春には８ａの遊休農地にタラの木105本を植え、２～３年後の収穫を見込み、直売所でタラの芽の販売も見据えている。

活動内容の概要

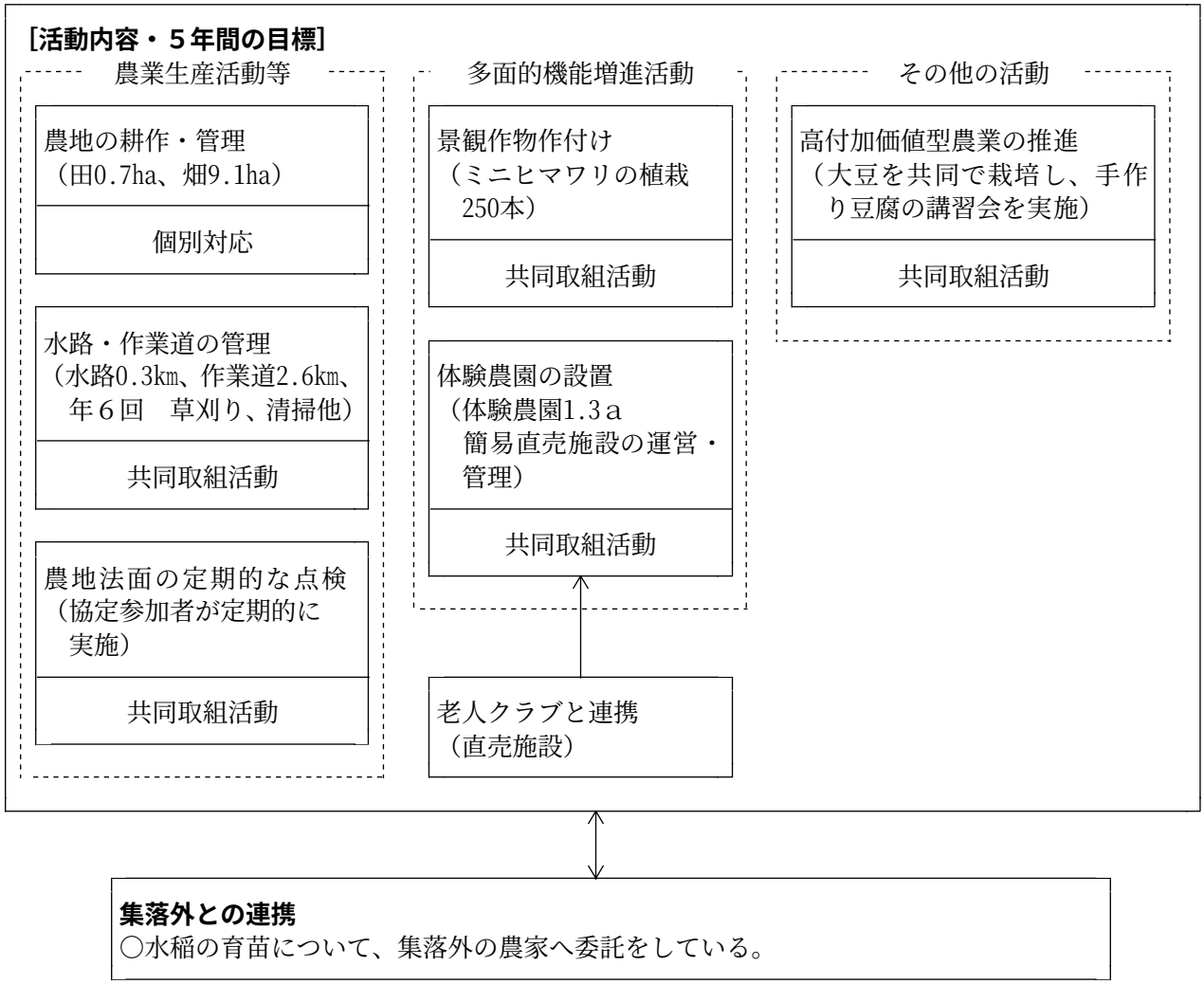

[平成14年度までの主な効果]

○景観作物の作付けによる地域の活性化
- ミニヒマワリ(250本）を農道沿いに植栽

○体験農園等による農村交流の推進
- 地元小学生28人とジャガイモの共同収穫を行い、試食会を実施
- 県道沿いにテントによる直売所を設置する。毎週日曜日の営業で、老人クラブと共同で運営
  平成14年７月21日にオープンし、今年度の売上は45万円
- 直売所での販売を目指して、荒廃地８ａを復旧して、たらの木105本を植え、根曲竹の栽培についても実験中（H14から栽培）
- 愛知県一宮市の女性15人を集落に招いて、リンゴ狩りを実施。また、婦人部がきのこ汁やおやきを作ってもてなす

○豆腐作りの実施
- 30名が参加して、共同で栽培した大豆９kgから、30丁の豆腐を作る

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○共同取組活動に交付金全てを活用して集落の事業を推進

１．協定締結の経緯

本集落では、水田の耕作管理を個々の農家が行ってきたが、高齢化が進み、個人で耕作等ができないところが出てきた。同様に、水路清掃等の共同作業も困難なものが出てくるなど、問題が顕在化してきた。

このため、既存組織をベースに協定を締結し、集落の役割を強化して地域全体で農地を守っていこうと考えた。

２．取り組みの内容

本集落では、協定の中で、協定運営、用水維持管理、精米所管理、景観保全創出、ほ場整備の各部門を設けて取り組んでおり、交付金は全てこれらの共同活動に利用している。各活動は集落に従来からある組織「用水組合、農家組合、ほ場整備実行委員会、景観形成住民協定運営委員会、小菅区」と一体となって取り組んでいる。

特に、水路については清掃、草刈を年４回、農道は簡易補修を毎年春に行っているところであり、これらの共同作業は全員参加が原則であるが、高齢のために作業が困難な者は他の者へ依頼できるように取り扱っている。

また、景観については、観光資源として溜池の周辺に菜の花を作付けているほか、小菅区内で景観協定を締結し、道路添いを花で飾る取り組みを行っている。併せて、集落内にあるビオトープを維持し、自然観察会などに役立てている。

「自然観察会」

集落協定の概要

市町村･協定名	長野県飯山市（いいやまし）　小菅の里（こすげのさと）				
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地	
17ha	水稲	―	―	―	
交付金額	個人配分分			0%	
355万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬		1%	
		法面管理、水路・農道等管理（草刈・清掃・溜池管理）		56%	
		多面的機能増進活動（景観形成、ビオトープ確保）		10%	
		生産性向上・担い手定着（ほ場整備関係）		33%	
協定参加者	農業者　45人、小菅用水組合(構成員60人)、小菅農家組合(構成員50人)、小菅ほ場整備実行委員会(構成員50人)、小菅区(構成世帯72世帯)				

３．取り組みによる効果

集落全体で、農地や水路をしっかり管理して守っていこう、という気持ちが強くなった。

高齢のため耕作や共同作業が負担になっていた者にとっては、協定締結により安心して作業を依頼できるようになるなど、不安感の解消につながっている。

また、景観形成や自然観察会など地域資源を活用した活動が継続されることにより、都市住民との交流が進められ、当集落の活性化が図られている。

活動内容の概要

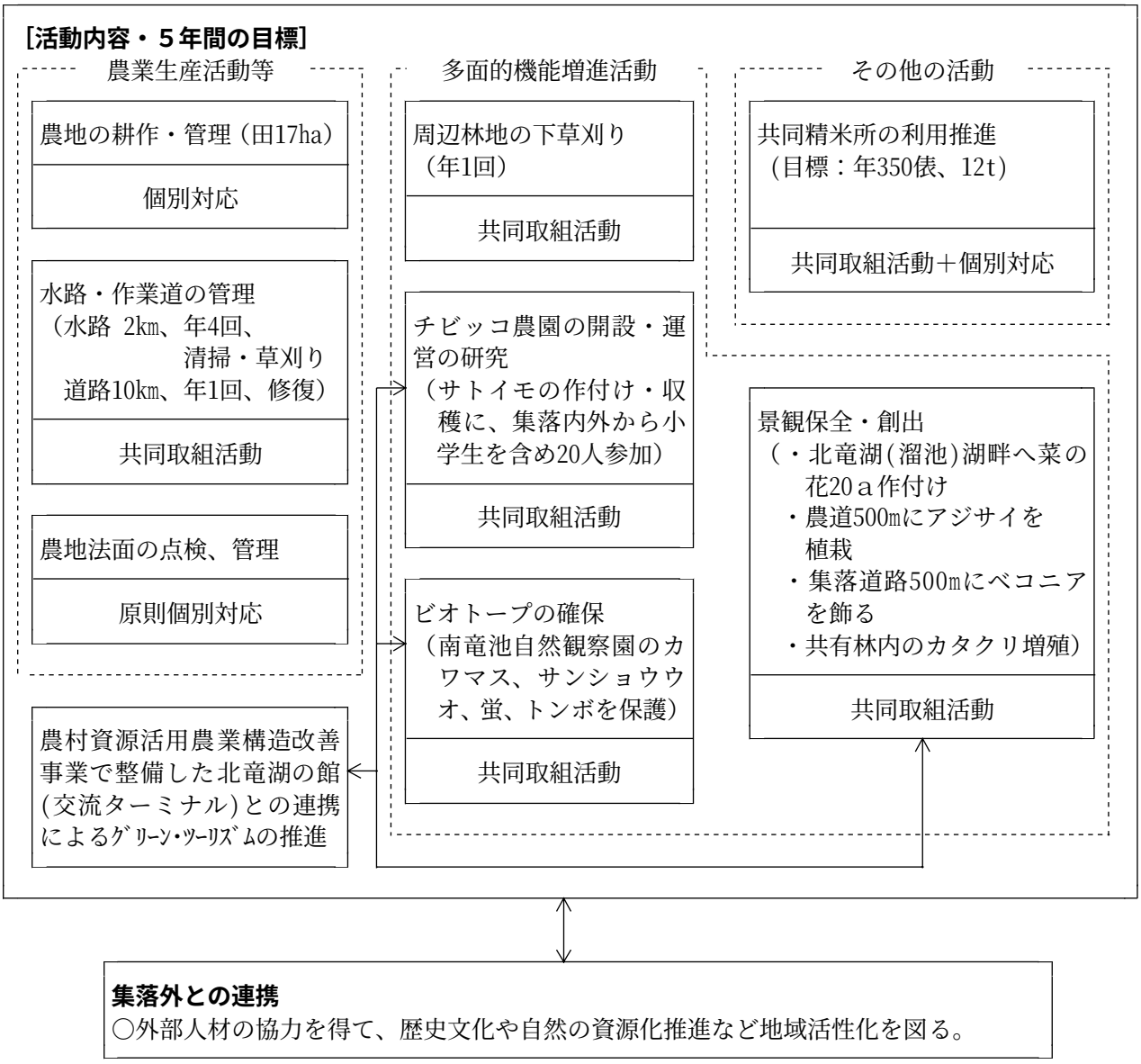

集落外との連携

○外部人材の協力を得て、歴史文化や自然の資源化推進など地域活性化を図る。

[平成14年度までの主な効果]

○農業体験、自然観察会による都市農村交流の推進
　・サトイモ作付け・収穫体験及びビオトープでの自然観察（集落外から20人参加）
○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・北竜湖に菜の花（20ａ）を作付け
　・北竜湖菜の花湖畔まつり（毎春約1ヶ月、集落外から多数参加）
○歴史文化の資源化推進による地域活性化
　・修験道シンポジウムで集落外から70人が小菅神社奥社を見学

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○環境に配慮して自然と共生する地域づくり

１．協定締結の経緯

当地区では、協定締結以前から「地域を考える会」があり、環境活動のための活動を行っていたが、資金不足から思うような活動ができずにいた。

しかしながら、本制度を契機として、次世代を担う子供たちが誇りを持てる地域づくりに向けた取り組みが集落から出されたことから、地域を考える会を基盤として、集落全体での本格的な活動を展開すべく、集落の合意形成を積極的に推進した。

２．取り組みの内容

「環境に配慮して自然と共生する地域づくり」を目標に、集落が一体となって環境改善のための行動計画の策定に取り組んでいる。

平成12年度には、地域住民の参加を得て、環境コンサルタントとともに「地域環境調査」を実施し、現状把握や行動計画の抽出を行うなど、住民参加による調査及び資源循環に関する学習会は19回に及んだ。

また、地元の水見色小学校と連携し、総合的な学習の一環として環境教育を進めている。

資源循環に関する学習会等は19回に及んだ

３．取り組みによる効果

本制度の取り組みを通じて、環境に対する意識啓発が進むとともに、「環境に配慮して自然と共生する地域づくり」への機運が高まり、実践的な活動につながった。

特に、自然環境に配慮した農業生産の推進や耕作放棄地発生の防止が図られるとともに、小学校との連携により、水見色川の水質の浄化を図り、「泳ぐことのできる川にする」から「水を飲める川にする」ことによって、次世代を担う子供たちが誇りの持てる地域にするための具体的な行動計画を立てることができた。

集落協定の概要

市町村･協定名	静岡県静岡市（しずおかし）　水見色（みずみいろ）			
協定面積	田(5%)	畑(95%)	草地	採草放牧地
53ha	水稲	茶	－	－
交付金額	個人配分分			0%
412万円	共同取組活動分（100%）	多面的機能の増進活動		27%
		水路・農道管理		64%
		会議費等		9%
協定参加者	農業者　127人			

また、集落で話し合う機会が増え、集落が抱えている課題について話し合いが進み、従来、集落の手前５㎞で止まっていた路線バスを延長するようバス会社へ申し入れを行った。この結果、バスの反転地を用意することが運行の条件として提示され、共同取組活動費を活用して反転地を整備し、集落内までバスが開通することとなった。

現在では、一日４本が運行され、集落の利便性が大いに向上した。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田3ha、畑50ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（10ha,年2回） 共同取組活動	農業用取水施設の設置（８ｔタンク　２箇所） 共同取組活動
水路・作業道の管理（水路、道路、年2回清掃、草刈り） 共同取組活動	景観作物作付け（花木の苗を各戸に配布・H13年度127戸） 共同取組活動	集落マップ(1000部)及び集落カレンダー(300部)の作成 共同取組活動
農地法面の定期的な点検（年２回） 共同取組活動	鳥獣害適正防止（猪捕獲檻設置３箇所） 共同取組活動	集落外住民との交流（ホタルコンサート、竹の子まつり） 共同取組活動

集落外との連携

○地元の水見色小学校と連携し、「環境に配慮して自然と共生する地域づくり」を進める。

[平成14年度までの主な効果]

○鳥獣害による被害の減少（猪捕獲檻３箇所の設置）
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・取水施設の設置による営農の効率化
○地域見直し運動の推進（集落マップ、カレンダーの作成）
○担い手への利用集積（4.8haを認定農業者に利用権設定）
○地域イベントによる都市農村交流の推進
　・ホタルコンサート（年1回、延べ300人参加）
　・竹の子まつり（年1回、延べ200人参加）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○体験農園の開設による子どもたちとの交流

１．協定締結の経緯

当集落では、集落営農による農業生産体制の整備を図り、集落内が一致団結、協力を信条として、美味しい米づくりに取り組んでいた。

そのような中で、直接支払制度を契機として、制度の目的である「農用地を守る」ことが地域農業の担い手となる営農組合の活動と合致することから、営農組合を中心として、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

集落の将来像として、棚田の美観を誇れる集落の構築を目指して活動を行っている。具体的には、営農組合による生産活動を継続していくとともに、耕作できない水田については営農組合が管理し、耕作放棄の防止を図っている。

また、市内にある直売所出店への野菜の栽培を行うなど、高齢者や女性が積極的に取り組んでいる。さらに集落の活性化を図るため、転作田を活用し、親子ふれあいの場として「とうもろこし」を植え、収穫等を通して、子どもたちに喜びや感動を体験させている。なお、収穫祭は住民の関心を集め、総勢200名の参加を集めている。また、栽培管理は地元の老人会などの管理により、積極的、献身的な奉仕の態度で接していることから、好意的に受け取られており、集落全体で交流活動を展開している。

３．取り組みによる効果

営農組合よる生産活動については、リーダーとなるべき若い世代の意欲の醸成を図っていくことが必要であった。

このため、活動の実施にあたっては、若い世代が中心となり企画実行することにより、自信を持つようになり、また子どもたちとの交流を図ることにより、集落内の活性化が図れ、世代間を通じて、農業に対し理解が深まり、営農組合のリーダーの育成や集落の活性化につながっている。

集落協定の概要

市町村･協定名	富山県氷見市（ひみし）　論田（ろんでん）			
協定面積	田(99.8%)	畑(0.2%)	草地	採草放牧地
28ha	水稲、ひまわり	果樹	－	－
交付金額	個人配分分			47%
594万円	共同取組活動分	多面的機能増進活動		26%
	（53%）	農業生産活動		27%
協定参加者	農業者　116人、生産組織　1、自治会　1			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田28ha）
個別対応

水路・作業道の管理
（水路、道路、年２回
草刈り、清掃）
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
（年２回）
共同取組活動

峠の店こられ（直売施設）との連携によるグリーン・ツーリズムの推進

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年１回)
共同取組活動

体験農園等の開設・運営
・体験農園で
トウモロコシ10ａ、
さつまいも10ａ作り
・農産物直売所の運営・管理
共同取組活動

景観作物作付け
・転作作物として
ひまわり25ａ、
コスモス25ａ、
菜の花10ａを作付け
共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用
（ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ付き耕運機１台、
ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ 16名育成）
共同取組活動

農作業の受委託
（高齢者の田について生産組織に全面作業委託　120ａ）
共同取組活動
（水管理は各農家）

オペレーターの育成・確保
（集落リーダー・オペレーターを研修に参加）
共同取組活動

集落外との連携
○直売施設で集落外の農家の農産物も取り扱う。

[平成14年度までの主な効果]
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・機械の共同利用による低コスト化
○営農組合への作業委託の推進
○水系単位での農作業の共同化、省力化
○体験農園等による都市農村交流の推進
　・保育園児、小学生の体験農園を実施（延べ100人参加）
　・とうもろこし収穫祭（200人参加）
○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・ひまわり、コスモス、菜の花を作付け

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○農村景観の形成等による世代間交流の取組

１．協定締結の経緯

当地区では、農業者の高齢化が進む中、集落の農業振興と活性化を図るために、直接支払制度に取り組むこととし、農業機械の共同利用及び景観作物の作付による農村景観の形成、さらに水田を活用したビオトープ設置による水生動物の保護や鳥類の餌場確保を図ることとした。

２．取り組みの内容

営農活動及び水路・農道の維持管理活動を行うとともに、農業生産コストの低減を図るため、交付金を活用してトラクター、畔塗り機等の農業機械を購入し、集落全体で共同利用を行っている。

また、美しい農村景観を形成するために、集落内の農用地にヒマワリやコスモス等の景観作物を栽培している。

そのほか、鳥類や水生昆虫類等の保護を図るため、調整水田を活用したビオトープを設置するとともに、ビオトープを訪れる学童等の理解を深めるため、水田に看板等を設置している。

３．取り組みによる効果

農地の管理及び水路・農道の維持管理が徹底されたとともに、共同利用機械の購入により、生産コストの低減が図られた。

また、景観作物の栽培により、美しい農村景観が形成された。また、コスモスフェアやそば祭り等のイベントの実施により、集落内の世代間交流が促進された。さらに、ビオトープの設置により、学童に自然に対する興味の高まりが見られるようになった。

なお、直接支払制度への取り組みに伴う話し合いの機会の増加により、農業に関する情報交換等も活発となり、互いの営農意欲の向上が図られている。

集落協定の概要

市町村･協定名	富山県婦負郡八尾町（ねいぐんやつおまち）　河西（かわにし）			
協定面積	田(96%)	畑(4%)	草地	採草放牧地
20ha	水稲	りんご	－	－
交付金額	個人配分分			50%
395万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道等の維持管理		23%
		生産性・収益向上（農業用機械の購入等）		21%
		多面的機能を増進する活動		6%
協定参加者	農業者　18人、土地改良区　1			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田19.3ha、畑0.7ha）

個別対応

水路・作業道の管理
（幹線水路1㎞、分水路0.8㎞、道路1㎞の清掃・草刈り、農道舗装、延べ10回）

共同取組活動

協定に参加していない高齢農家３戸の参加

多面的機能増進活動

景観作物作付け
（コスモス、ヒマワリ、ショウブ、ピラミッドゴールド等、1.5ha）

共同取組活動（0.9ha）
個別対応（0.6ha）

ビオトープ設置（0.2ha）

共同取組活動

月１回役員会開催（９名）
事業計画協議、学習会、営農情報交換等

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用
（トラクター１台、畦塗り１台、ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀｰ１台購入）

個別対応

世代間交流イベント
（コスモスフェア　10月、そば祭り　２月）

共同取組活動

そばの共同栽培
（そば祭り用　0.2ha）

共同取組活動

・地区内の保育所との連携（子供達の自然観察）
・山村振興等農林漁業特別対策事業で整備した八尾ゆめの森こども元気村が実施しているグリーンツーリズム体験教室との連携（自然観察会）

集落外との連携
○集落外の農作業受託組織へそば刈り取り作業（0.8ha）を委託予定(平成15年度)

[平成14年度までの主な効果]
○共同機械購入によるコスト低減
○景観作物栽培による美しい農村景観の形成
○集落の話し合い増加による営農情報交換の促進
○ビオトープ設置によるホタル、トンボ等の増加、子供達の環境教育促進
○イベント開催による集落内の世代間交流の促進

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田オーナー制度を活用した農用地の保全

１．協定締結の経緯

当集落は、越前町の水仙生産の中心地区である。しかし生産者は高齢者が多く、急傾斜地の水仙栽培では生産出荷できなくなる生産者も現れるようになった。また、不在地主の棚田から荒廃していく懸念もあった。

そのような中で、直接支払制度が発足した。「棚田を保全し守っていきたい」という当集落にとって、棚田の荒廃はタイムリーな問題であった。そこで、本制度を活用した、農村の多面的機能を増進する活動のメニューに沿っての取組みを検討していった。

２．取り組みの内容

当集落は、自然と共生し、地域の風土に合った農業を推進し、用水路の保全、畦畔の草刈り、水仙の計画生産等に対し活動を行っている。需要に応えることのできる、品質の揃った水仙の長期安定出荷を目指すため、作期をずらして栽培する促成栽培・抑制栽培など技術の高度化を目指すとともに、高付加価値型農業の推進を図っている。

また、農村の多面的機能を増進する活動として、平成13年度には、棚田オーナー制度を導入し、景観の形成や保全を図っている。オーナーは、草刈り作業や、収穫作業を園主から学びながら体験し、この作業の後には、オーナー（都市の住民）と園主との交流会を実施して、都市住民と農村の交流にも一端を担っている。

○棚田オーナー制度の概要

		水仙オーナー		梅オーナー
		10㎡区画	5㎡区画	
契約数	H13	57人（60区画）	3人（ 3区画）	－
	H14	74人（75区画）	39人（39区画）	9人（9本）
募集区画・本数		100区画	100区画	100本
年会費		10,000円	5,000円	7,000円／本
収穫量保証		250本	100本	20kg
募集期間		毎年12月１日～翌年３月31日		
オーナー期間		１年間		

集落協定の概要

市町村･協定名	福井県丹生郡越前町（にゅうぐんえちぜんちょう） 梨子ヶ平（なしがだいら）			
協定面積	田(17%)	畑(83%)	草地	採草放牧地
15ha	水仙	水仙	－	－
交付金額	個人配分分			50%
198万円	共同取組活動分（棚田オーナー制度）			50%
協定参加者	農業者　18人			

３．取り組みによる効果

高付加価値農業の推進による、作期拡大に向けた取組みにより、消費者ニーズにあった生産ができるようになった。

また、棚田オーナー制度は、農用地保全だけでなく、観光資源としても有用であるため、観光客の増加にもつながっている。農業と観光とが結びつき、集落の活性化に大きな効果をもたらしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田2.6ha、畑12.6ha）
  - 個別対応
- 農地法面の定期的な点検（随時、法面点検担当者が点検）
- 水路・農道の管理
  - ・水路2.0㎞、６月清掃、梅雨・台風等の降雨後に見回り
  - ・農道2.0㎞、６月簡易補修、６月、８月草刈
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 棚田オーナー制度（棚田の下草刈り年２回、収穫作業年１回、オーナーとの交流会）
  - 共同取組活動
- 景観作物作付（集落内道路沿いにプランターを設置し、日々草を植栽、ふるさと文化交流施設周辺の花壇にパンジーを植栽）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 高付加価値型農業の推進（抑制、促成栽培の推進）
  - 個別対応
- 認定農業者の育成

↔ 快適でふれあいのある集落整備事業（県単）で整備した、ふるさと文化交流施設との連携によるグリーンツーリズムの推進。

↕

集落外との連携

○隣接する３集落による「花いっぱい運動」を実施。

○隣接する１集落と連携して、農道の草刈を実施。（２集落協定の合計で1.0㎞）

[平成14年度までの主な効果]

○不在地主の農地保全（1.0ha）

○オーナーとの交流会による、都市住民との交流（棚田オーナー制度の導入）約120名参加

○高付加価値型農業の推進による、作期拡大に向けた取組により、消費者ニーズに沿った生産ができるようになった。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○集落の景観形成とむらおこしに向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区では、過去、集落を流れる小川に製油のための水車が点在する、のどかな田園風景が展開されていた。しかしながら時代の流れとともにその風景は失われ、昨今では住民の高齢化と有害鳥獣による農作物被害の拡大により、農地の荒廃が増加する傾向にあり、また核家族化による後継者の転出等集落の抱える課題も多く、地域の活性化が急務となっていた。

これらの打開方法として、昔の農村風景を復元して農村の活性化につなげようと直接支払制度を活用した各種の取組を行うこととした。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、農作業の効率化を推進するため集落内外の担い手や第三セクター等に農作業の受委託を進めている。また獣害による生産意欲の減退や耕作放棄を防止するため電気柵を設置し農地の保全に努めている。

その他、転作田を利用し新規特産品の定着を目指す後継者グループがトウモロコシや黒エダマメ等の野菜づくりに取り組んでいる。

○担い手等受委託面積　　・・・　0.7ha
○獣害防止電気柵設置距離　・・・　約600m

多面的機能増進活動としては、水田の畦畔にグランドカバープランツ（マツバギク）を植栽し、集落の景観形成と土壌の流出防止に取り組んでいる。また、昔の農村風景を再現するため水田に農作業風景をかたどったモニュメントを設置し、集落の活性化を図っている。

○マツバギク植栽面積　　・・・　約100㎡（480ポット）
○モニュメント設置期間　　・・・　平成14年10月～12月

その他集落の活性化策として、毎年秋に開催している「秋まつり」の参加が年々減少してきていることから新たなイベントとして「前夜祭」を実施し、子どもたちを主体としたものへの内容の見直しを行っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	福井県三方郡(みかたぐん)三方町(みかたちょう)　下白屋(しもじろや)			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
3ha	水稲、野菜	―	―	―
交付金額	個人配分分			48%
68万円	共同取組活動分	役員報酬		4%
	（52%）	農地法面、農道・水路の点検等		19%
		多面的機能増進活動（景観形成作物等）		29%
協定参加者	農業者　18人、水利組合　1			

３．取り組みによる効果

取り組みの主になる集落の景観形成については、集落協定での取り組みが住民の意識の向上につながり、畦畔等の除草などより景観に配慮された活動がなされた。

特に、秋に設置したモニュメントについては反響も大きく、住民の郷土に対する誇りと情熱を再確認することができた。

また後継者グループによる野菜づくりは、収穫祭等イベントでのふるまいなど波及効果も大きく、住民の連帯感が強固されるこことなった。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(田3.2ha)
- 農作業の受委託の促進（0.7haを集積）
- 個別対応

- 農道、水路の清掃、管理（計1.2㎞、年１回）
- 有害獣防止電気柵の設置、管理（600m）
- 転作田を利用した振興野菜の試験栽培（黒枝豆等10ａ）
- 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（マツバギクの植栽 約100㎡）
- 共同取組活動

その他の活動

- 農作業風景モニュメントの設置（8体　10月～12月）
- 共同取組活動

- 活性化イベントの実施（前夜祭、秋まつり）
- 共同取組活動

- 先進地での現地研修（景観）の実施（愛知県）
- 共同取組活動

中山間地域等モデル集落育成事業（県補助事業）の活用 ←→

[平成14年度までの主な効果]

○農作物の有害鳥獣による被害の減少（電気柵の設置による）・・・栽培意欲の復活
○担い手への作業委託の促進　　0.7ha増
○集落イベント参加者の増

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田を通じた都市住民との交流

１．協定締結の経緯

本集落は、全国棚田百選にも選ばれた「坂折（さかおり）棚田」が存在し、その棚田を守るための農業活動が大変重要となっている。

このような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「農地を守る」ということが、集落内の棚田を維持する活動目的と合致することから、集落内の農業者で本制度を導入し、協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

棚田を守るため、畦畔の草刈りを確実に行い良好な景観を維持するとともに、農用地の荒廃防止と地域の活性化に役立てたいとの考えから都市住民を対象とした稲刈り体験ツアーや地元の小中学校との連携による体験学習を通じた活動に交付金を活用している。

○稲刈り体験ツアー

ツアー参加者　平成12年：30家族 71名
平成13年：33家族 97名
平成14年：50家族143名（県内12家族36名、県外38家族107名）

また、全国の棚田がある市町村と連携を図り、情報収集や棚田サミットへの参加を実施している。

田植え体験

稲刈り体験

集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県恵那（えなし）市　第三（だいさんく）区			
協定面積	田(88%)	畑(12%)	草地	採草放牧地
11ha	水稲	大豆等	－	－
交付金額	個人配分分			50%
201万円	共同取組活動分	草刈り作業費		11%
	（50%）	体験ツアー交流事業費		2%
		全国棚田サミットの参加経費		23%
		その他		14%
協定参加者	農業者　23人			

３．取り組みによる効果

棚田を保全しなければならないという意識が高まったことにより、以前に比べ草刈り等を積極的に実施するようになった。

また、様々な都市住民との交流や新たなイベントの企画など地域の更なる活性化が期待される。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田9.3ha、畑1.3ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （水路、農道、年3回、清掃、草刈り、補修、見回り）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年３回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （年1回）	共同取組活動
都市との交流 （都市住民を対象に「棚田稲刈り体験ツアー」を実施）	共同取組活動
体験農園の設置、運営 （地元農業高校の生徒を対象に水稲栽培の体験実習）	共同取組活動
棚田に関する情報交換 （全国棚田サミットに参加）	共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○農地の保全管理、耕作放棄地の発生防止に対する保全意識の向上
○地元の農業遺産ともいえる「石積みの棚田」に対する意識の高揚
○集落の将来を担う子供たちに対する愛着心の醸成
○棚田での農作業体験を通じた都市住民との交流

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○景観作物を作付け、農村らしい景色を保全

１．協定締結の経緯

直接支払制度を活用することによって、地域の農業組織である農事組合による農地保全が推進（水路・農道などの管理作業の円滑化）され、また農地の多面的機能の確保、特に景観形成について中山間地域の農村らしい景観を維持するために有効であるということで、本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

地域の農業組織である農事組合の組合員により、年間を通して農地の管理作業を共同で行っている。特に景観形成については、草刈り等によってきれいに管理された中山間地域の農村らしい景色もさることながら、花いっぱい運動の実施として各農家の庭先に花を植えたり、従来から協定農用地の畦畔法面等に自生していた「西洋タンポポ」を手入れすることにより、辺り一面に花が咲き誇り通行人等の目も引いている。

○主な農地の共同管理作業
- 農業用水路・排水路の清掃
- 水路・農道の草刈
- 畦畔法面の点検
- 畦畔法面の草刈
- ため池の草刈
- 西洋タンポポの手入れ　など

集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県西加茂郡藤岡町北曽木（にしかもぐんふじおかちょう ほくそぎ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
3ha	水稲、レンゲ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
60万円	共同取組活動分（50%）	役員手当		5%
		農地法面、農道、水路の点検等		17%
		多面的機能増進活動		8%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		20%
協定参加者	農業者　8人			

３．取り組みによる効果

管理作業に伴って日当を各組合員に支給することなどにより、農地保全が推進（管理作業が円滑化）される一方、農村らしい景色を残していこうという意識の高揚にもつながっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田3ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理(年3回)
  - 共同取組活動
- 農地法面点検（年３回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（対象農用地の畦畔等に自生している西洋タンポポを手入れ）
  - 共同取組活動
- 花いっぱい運動の実施として、各農家庭先に花を植える

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（農業機械１台購入、オペレーター２名育成)
  - 共同取組活動
- 農作業の共同化受委託（農作業の共同化を進める）
  - 共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に農作業受託ができない場合には、集落外の農家との連携を図り農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○農地の管理作業の共同化
○農村らしい良好な景観の維持

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○体験農園を中心とした取組

１．協定締結の経緯

当地域では、「営農組合」が昭和60年に組織化されており、計画的な作業の共同化・効率化を図っている。

また、転作田を利用した「イモ掘り取り農園」を中心とした、体験農園を実施しており年に１度「収穫祭」を開催し、都市住民との交流を深めている。

このような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「多面的機能を増進する活動」と合致することから、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

従来の転作田は、大豆・牧草が中心であったが、嫁いできた若妻たちのグループ「野菜クラブ」（９名）の発想の中から少しでも収益がありそうな、さつまいもの栽培を考えた。営農組合のバックアップにより、現在では年に１度「収穫祭」として定着している。

作業計画に基づき組合員の共同作業により、毎年４月～11月まで転作田を活用し、さつまいも（べにあづま）を植え「掘り取り農園」（体験農園）として多くの方に知られている。11月開催の「収穫祭」においては、町内外を問わず多くの方々が訪れ地域住民と都市住民の交流活動を展開している。

また秋には、香嵐渓園地内において農園で採れた「さつまいも」を商品として販売し、消費拡大に努めている。

転作面積：0.75ha
品　　種：べにあづま
収　　量：26,500株
商品化率：70%

集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県東加茂郡足助町（ひがしかもぐんあすけちょう）　下国谷・白倉（しもくにや・しらくら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
6ha	水稲、ｻﾂﾏｲﾓ、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
132万円	共同取組活動分（100%）	農地・農道・水路点検管理等		21%
		生産性向上（共同機会購入）		29%
		都市と農村交流イベント		50%
協定参加者	農業者　5人、下国谷地域営農組合（構成員20名）			

３．取り組みによる効果

「掘り取り農園」を実施することにより、都市住民との交流活動・労力の支援等が活発となりネットワークの拡大やさつまいもをベースとした、商品流通により消費の拡大そして、集落に新しい風を吹き込むことで、より一層集落にまとまりがでている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田6ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（年２回、清掃、草刈り）／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年３回）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 土壌流亡に配慮した営農の実施（畦畔・管理道の適切な管理）／共同取組活動
- 体験農園等の開設・運営（体験農園0.7ha さつまいも掘取り農園 年に１度「収穫祭」の開催）／共同取組活動

↕

地域住民と都市住民の交流拠点

その他の活動

- 農作業の受委託（現状 3ha、目標 4ha）／共同取組活動（水管理は各農家）
- 新技術習得のための研修参加／共同取組活動

農業の効率化を進めるための共同機会購入・外部団体への委託

↕

集落外との連携

○代掻きから精米までを「あいちとよた農業協同組合」に全面委託し連携を図る。

[平成14年度までの主な効果]

○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・組合全体が農協に作業を全面委託により兼業農家の効率化を図る。
○体験農園等による都市農村交流の推進
　・掘り取り農園の実施（８～11月）・リピーターの確保
　・11月「収穫祭」の開催
　・販売による消費拡大

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田オーナー制度で都市住民との交流

１．協定締結の経緯

当地区は高齢化率が高く、担い手もいない状態で、ほ場整備をしていない箇所については耕作放棄が懸念されていた。そのような状況の中、直接支払制度が始まり、自治会役員交代を機に、新役員が中心になり個別に説明、説得を重ねるうちに「自分たちの農地は自分たちで守らなければならない」という集落の意識が醸成され、本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

本制度への取り組みを契機に、「手探りでも良い、やれることはやってみよう」という考えのもと、棚田保存会を設立。都市住民15名とともに0.6haの耕作放棄地を復旧し、復旧した農地で棚田オーナー制度（３万円１年契約、収穫米30kgを保証）を開始した。

また、無料の廃材を集め、交流拠点とするための小屋を造り、囲炉裏を囲んで集落の将来像、交流活動のあり方について都市住民と集落で話し合いを行っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	三重県員弁郡北勢町（いなべぐんほくせいちょう）　川原（かわはら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
38ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			17%
409万円	共同取組活動分	法面草刈り、水路・農道管理、鳥獣被害防止対策		18%
	（83%）	多面的機能増進活動（棚田オーナー制度）		47%
		役員報酬		4%
		繰り越し		14%
協定参加者	農業者　93人、水利組合　1			

３．取り組みによる効果

手探りで始めた棚田オーナー制度で、まだ十分な対応ができていない部分もあるが、交流活動をうまく軌道に乗せて、都市住民と協力して交流活動を行っていくことにより集落の活性化が期待される。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田38ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路24.8㎞、道路18.9㎞、年２回）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害適正防止（防護柵1.5㎞の設置）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 棚田オーナー制度（田0.6ha）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の受委託（受委託面積１ha）
  - 個別対応

↕

集落外との連携

○棚田オーナー制度により都市住民と交流活動。

[平成14年度までの主な効果]

○水路・法面・農道の適正な管理による耕作放棄の防止
○防護柵設置による獣害の防止
○棚田オーナー制度による都市住民との交流（都市住民15名）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○人と人との交流を目指した活力ある村づくり

１．協定締結の経緯

当地区では、従来から営農組合による活動が非常に盛んであり、集落外からの農業体験や京都方面へ縦断する国道27号沿線での直売所運営に力を入れてきた。

そのような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「農用地を守る」ということが常日頃から野菜等の作付けにより耕作放棄地が存在しない戸奈瀬町にとっては容易なことであり、本制度に取り組むことになった。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、営農組合を中心とした農産物直売所（朝市）の運営や都市からの体験農園の開設を通じて、人との交流を深めて活性化を促進している。

また、生産調整による農用地の効率的な利用を図り、集落全体で地域特産物の生産体系を推進している。

平成12年度からは、多面的機能増進活動として「もぎとり農園」や「体験農園」を開設した。これらの農園とともに営農組合主体の「つつじ祭」を開催し、大いに賑わった。

平成13年度においても、引き続き「もぎとり農園」や「体験農園」を開設した。また、猪や猿等の有害鳥獣の被害が多発し、防止柵についても老朽化が進んでいたため補修等を実施した。

（○もぎとり農園…観光農業・環境保全型農業の振興、色とりどりの豊富な作付体系
減農薬又は無農薬栽培の普及とＰＲ
○体　験　農　園…地元生産農家との交流、年間を通じた年中野菜の生産体制）

更に、転作については地域特産物の作付で管理している。景観作物はキクやつつじ等を作付けし、催しを実施した。野菜のもぎとり農園や農産物の直売所、楽農体験を実施するなど、集落全体で都市住民との交流活動を展開している。

３．取り組みによる効果

生産調整の制度だけでなく、本制度に取り組めることになり、より一層農地を荒廃から守るという意識が強くなった。

そして、農産物直売所や体験農園等を通じた都市住民との交流による地域の更なる活性化が期待される。

集落協定の概要

市町村･協定名	京都府綾部市（あやべし）　戸奈瀬町（となせちょう）営農組合			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
6ha	水稲、野菜	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
102万円	共同取組活動分（100%）	農産物直売所の修理等		59%
		多面的機能増進、農道・水路補修費		33%
		役員報酬 、農作業受委託料、事務費等		8%
協定参加者	農業者　24人、戸奈瀬町営農組合（構成員33人）、水利組合　3			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田6ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り （約0.8ha、年４回）	農作業の効率化を推進するため、農作業の受委託を進める。 （現状20%、目標50%）
水路・作業道の管理 （水路2.5㎞、年2回、清掃、草刈り 農道2㎞、年４回、草刈り）	体験農園、もぎとり農園の開設・運営 （体験農園　0.1ha もぎとり農園　0.1ha 農産物直売所の運営・管理）	農業機械・施設の共同購入、共同利用を進める。 （現状　０%、 目標　保全管理機の導入）
農地法面の定期的な点検 （年３回）	景観作物の作付け （転作作物としてつつじを約100ａ、約１万本作付け、開花時には「つつじ祭り」を開催）	農用地の連担化・交換分合等により生産性向上を図る。 （現状　０% 目標　地域特産物の育成と団地化）
鳥獣被害防止対策 （防護柵5㎞の設置）計画中		担い手への利用権設定による農地の面的集積を図る。 （現在　利用権設定 4件 目標　利用権設定10件）
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動

集落外との連携

○集落、市町村を越えた、体験農園やもぎとり農園への参加がある。
○農産物直売所（朝市）は国道に面しているので近隣の府県からの来客もある。
○現在、棚田のオーナー制の準備をしている。

[平成14年度までの主な効果]

○鳥獣害被害の減少（防止柵5㎞の設置）
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化（地域特産物の生産を行い荒廃地がない。）
○体験農園・もぎとり農園、農産物直売所の実施により、都市農村交流が図られた。
○景観作物の作付けによる地域の活性化（「つつじ祭り」の開催）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○体験農園を通じた住民との交流

１．協定締結の経緯

当集落は、対象農用地の殆どが中山間部にあり、農用地のほぼ全域で水稲、きゅうり、なす、みかん、柿等が作付されてきた。

本制度の導入について、区長、町会長、実行組合長を対象に代表者説明会を開き、協定締結による農用地の適正管理や水路清掃、除草、農道維持補修等について理解を求めた。説明会開催後は代表者を通して各農家に対し、積極的に協定締結に向けて働きかけを行い、その結果、協定締結に至ることができた。

２．取り組みの内容

当集落では、協定締結を機に、多面的機能の増進のため、協定対象農地の一部を利用して、集落の特産物であるミカンの収穫体験農園（0.2ha）を設置している。

平成14年には、地元住民（約20名）と子供会（３組織）がミカンの収穫体験に参加し、地域との交流を図っている。

また、当集落では交付金を全額個人配分しており、個々の農家の生産意欲の向上につながっている。

３．取り組みによる効果

交流活動が刺激となって、地域の活性化につながることが期待できる。

また、本制度の導入により交付金が直接農家に配布されることから、営農意欲の向上が図られ、今後も農用地を適正に維持・管理しなければならないという意識が一層高まっている。

集落協定の概要

市町村･協定名	大阪府南河内郡太子町　畑（みなみかわちぐんたいしちょう　はた）			
協定面積	田(85%)	畑(15%)	草地	採草放牧地
7ha	水稲、なす	みかん、柿	－	－
交付金額	個人配分分			100%
146万円	共同取組活動分			0%
協定参加者	農業者　30人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田6.3ha、畑1.2ha）
個別対応

水路・作業道の管理
（水路、年3回
清掃･草刈り
道路、随時、
維持補修、草刈り）
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
（点検班を北と南に分ける）
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
（年1回）
共同取組活動

体験農園等の開設・運営
（体験農園0.2ha）
共同取組活動

その他の活動

農作業の共同化（除草等7.5ha）
共同取組活動

認定農業者等の育成
（みかん、柿栽培園地講習会
（剪定、防除等）
先進地視察講習会
果樹品評会）
共同取組活動

↕

太子町果樹振興会との連携を図り、ミカンの高品質化、均一化を図る。

［平成14年度までの主な効果］

○体験農園等による住民との交流の推進
・ミカンの収穫体験農園の実施（0.2ha、都市住民約20人、子供会３組織（延べ50名人）参加）

○農作業の共同化による効率的な営農の実施
・除草（3.8ha）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田保全に向けた取組

１．協定締結の経緯

千早赤阪村は日本の棚田百選にも選ばれている美しい農村景観の広がる地域である一方で、耕作条件は決して恵まれているとは言えない。

そこで、本制度発足による村の啓発活動を契機として、協定を締結することとなった。

本協定地域については、水路・農道等を維持・管理する組織も無く、また、出入り作を含むため、集落の範囲を越えた話し合いが必要となり、協定締結においては困難が生じたが、核となった農業者の強いリーダーシップにより参加農家を取りまとめ締結につながった。

２．取り組みの内容

協定の締結を契機に、集落の景観形成及び地力増進のため、レンゲ栽培を導入することとした。平成13年度には48ａ、平成14年度には156ａで栽培されている。

また、これまでは農作業は個々の農家で対応していたが、防除作業を共同で実施しており、作業の共同化により、効率化を図ることとしている。

集落協定の概要

市町村･協定名	大阪府南河内郡千早赤阪村　東坂・森屋（みなみかわちぐんちはやあかさかむら　あずまさか　もりや）			
協定面積	田(71%)	畑(29%)	草地	採草放牧地
2ha	水稲	みかん、植木	―	―
交付金額	個人配分分			80%
40万円	共同取組活動分（草刈り機購入のための積み立て）			20%
協定参加者	農業者　6人			

３．取り組みによる効果

協定締結以前は、異なる集落の農業者とは話をする機会があまりなかったが、協定締結を契機に合同の会合等が開催され、持続的な生産活動や多面的な機能の発揮に向け話し合うようになった。

今後、本村における棚田保全のモデルとして、他の未協定地域への波及効果が期待される。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田1.6ha、畑0.7ha）	個別対応
水路・作業道の管理（随時、清掃・草刈り・維持補修）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検（随時）	共同取組活動

多面的機能増進活動

景観及び緑肥作物の作付（転作作物としてれんげを作付け、景観形成と地力増強を推進）	共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入（草刈り機）	共同取組活動
農作業の共同化（防除作業等）	共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○れんげの作付けによる景観形成及び地力増進
○農業後継者の育成、確保　１名
○農業機械の共同利用、作業の共同化による効率的な営農の推進

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○景観作物の作付けと都市住民との連携

１．協定締結の経緯

当地区には、高齢化等により数年から数十年に亘り耕作放棄された田や、所有者が適当な作物を選ぶことができず休耕している田があるような状況の下、直接支払制度を活用して耕作放棄された田を蘇らせようという意見で一致した。しかし、ここで問題が浮上する。それは、人手不足であった。景観作物を植え付けても、収益があがらないことから、人を雇って栽培することは、所有者にとって大きな負担になると考えられた。しかし、当地区では、数年前に発足した「山野草の里づくりの会」（東大阪市、大阪市、奈良市等の都市住民が参加して活動している。）の会員の協力を得られることになり、この問題を克服し、協定を締結することができた。

２．取り組みの内容

当地区では、希少となった山野草を守り復旧しようという考えに同調した都市住民とともに数年前に「山野草の里づくりの会」を発足させ、「山野草に囲まれた美しい村にしよう！」との活動を行ってきた。都市住民の参加の背景には、汗を流し、里づくりに関わることにより、自分で育てた自然を楽しむ事にあるようで、本制度の導入を契機にさらに積極的な参加があった。

制度導入当初、協定参加者は、水稲や野菜の作付けが行われていない休耕田には山野草を植えようと検討されたが、山野草の種や苗の確保が困難であることから、他の景観作物も導入することにした。平成14年現在の栽培されている作物と面積は以下のとおりとなっている。

（コスモス　15ａ、花菖蒲　10ａ、ひまわり・あじさい等混植　７ａ、
菖蒲・ぬまとらのお・ちだけさし等山野草　７ａ、赤いそば　６ａ）

特に、赤いそばの栽培は、制度対象地以外の隣接地でも行われており、制度を越えた取り組みとしてますますその範囲が拡大している。

３．取り組みによる効果

景観作物（コスモス、赤いそば）の開花時期に合わせて、「山野草の里づくりの会」主催で「花の宴～自然を楽しむ会～」を開催したところ、県内外から約500人の参加があった。

集落協定の概要

市町村･協定名	奈良県桜井市（さくらいし）　三谷（みたに）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
2ha	水稲、景観作物	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
43万円	共同取組活動分（農地法面、農道、水路の点検等）			50%
協定参加者	農業者　8人			

景観作物を、多くの人々に楽しんでもらい良い評価を得ることができ、皆の自信にもつながった。中には栽培に携わりたいと新たに会に加入する者も現れ、「山野草の里づくりの会」のメンバーも様々な職種の人々で構成されるようになり、「守ろう　生かそう　楽しもう　みんなの自然」をキーワードにそれぞれの特技を活かした取り組みに発展している。

また、地域住民は都市住民と作業を共にし、交流を深めていることで、自分たちの地域の魅力を再認識しており、農振農用地区域以外の耕作放棄地へも作付しようとその意欲はますます高まっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田2ha）	個別対応
水路・作業道の管理（水路0.4㎞、農道0.3㎞、年2回）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検（年６回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け ・コスモス　15ａ ・花菖蒲　10ａ ・ひまわり、あじさい等混植　７ａ ・菖蒲、ぬまとらのお、ちだけさし等山野草　７ａ ・赤いそば　６ａ	共同取組活動
休耕田の活用（45ａ）	共同取組活動

その他の活動

花の宴～自然を楽しむ会～（年４回開催）	共同取組活動
周辺林地の下草刈り（約20ａ）	共同取組活動
耕作放棄地の解消（協定対象外農地６ａ）	共同取組活動

集落外との連携

数年前に発足した「山野草の里づくりの会」とともに景観作物の作付けを行っている。（三谷集落18戸、23名（協定参加者８名を含む）を含む53名で活動中。）

[平成14年度までの主な効果]

○「花の宴～自然を楽しむ会～」を開催。（年４回、延べ700人参加）

・自然保護の大切さを訴える展示や自然と関わっての教室等を開催し（自然散策、ほたる観察、スケッチ教室、野草料理教室、そば打ち体験等）美しい村をアピールできた。

○景観作物の作付けによる地域の活性化

・集落の取組として景観作物を作付けたことにより、マスコミにも取り上げられ、予想外の訪問者があった。（その効果もあり、イベント開催後２週間は、毎日10～50人ほどの訪問があった。中には４、５回足を運ぶ熱心な方もいた。）

・今後は、栽培面積の拡張を計画すると共に、評判の良い加工食品の研究、景観作物の花や種を分けて欲しいとの要望に対応できるようそれらの販売も検討している。地域住民の農作業の見識と、都市住民のアイディアが融合した形での地域の活性化が進みつつある。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○豊かな自然を生かした交流による地域づくり

１．協定締結の経緯

当集落は出雲市の南部、神戸川の支流、稗原川のふところに位置し、海抜およそ110mであり、出雲市内より約15分の距離にある。水稲作を主に繁殖牛を育成し、ほとんどの農家は兼業である。また、少子高齢化により農地の荒廃が進みつつある。

そのような中、集落の農地保全を行うこと、また多面的機能として緑豊かな自然環境で交流を通じた豊かな地域を作ることにより、集落全体の活性化を図ることを目的に本制度が導入された。

２．取り組みの内容

農業生産活動で行われる農用地の管理については、農地保全班を立ち上げ、比較的労働力に余裕のある農家13名を「山寄国土保全組合」と称し、農地・農道の草刈り等の保全活動を実施している。また、農地保全の取り組みでは、荒廃農地を利用しての蕎麦・酒米栽培及び椎茸・蕎麦のオーナー制度による都市部の住民との交流等、荒廃農地を有効活用する取り組みを行っている。

また、多面的機能を増進する活動として、集落の活性化を促す様々な取り組みをしている。

・花作り女性部による景観作物作りで、集落の美化と女性グループの活性化。
・森の緑を守る「森の仲間」グループによる、森林の枝打ち及び下草刈り作業。
・猪対策として、猪罠の購入。
・島根医科大学学生（漢方研究会、農園同好会）との連携。
　荒廃農地を利用し、漢方薬草の栽培及び蕎麦栽培等の農業体験を実施している。
・市民農園の運営による都市部との交流。
　平成10年に開園した「稗原やまびこ農園」は、現在81区画、0.54haの圃場で、48組の都市部の利用者が野菜、花等を栽培し、収穫の喜びと自然とのふれあいを楽しんでいる。また、平成13年12月に、市の補助と直接支払交付金により交流施設「やまびこ館」が建築され、農園利用者、地域住民、子供会等の活動に利用され、収穫祭や小学生の農林業体験の場として使用されている。

集落協定の概要

市町村･協定名	島根県出雲市（いずもし）　山寄（やまよせ）			
協定面積	田(90%)	畑(10%)	草地	採草放牧地
21ha	水稲、大豆	蕎麦、野菜	－	－
交付金額	個人配分分			45%
371万円	共同取組活動分	農地法面、農道、水路の点検等		10%
	（55%）	多面的機能増進活動		35%
		農業機械購入		10%
協定参加者	農業者　48人			

３．取り組みによる効果

農地保全活動により、集落の農地保全がされるとともに、その活動に対する意識が高まっている。

また、様々な活動や市民農園による都市との交流を通じて、集落の活性化の効果が著しく、今後も多様な取り組みを行っていきたい。

今後の本制度の活用方法として、猪対策や農業機械購入の他、蕎麦生産組合の立ち上げ、嫁婿不足の対策、情報機器普及によるパソコン教室の開催等を行いながら、さらなる活性化を目指していきたい。

やまびこ農園とやまびこ館

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田19ha、畑2ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（水路年３回、道路年２回）／共同取組活動
- 鳥獣害対策（猪罠を設置、猪捕獲免許申請費助成）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年２回）／共同取組活動
- 市民農園の運営（81区画）／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（草刈り機）／共同取組活動
- 景観作物の作付け／共同取組活動

↕

島根医科大学の学生と連携（漢方研究会、農園同好会）

[平成14年度までの主な効果]

○市民農園などによる都市部との交流を通じて活性化が図られている。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○魚類・昆虫類の保護（ビオトープ）に向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区では、非農家や第２種兼業農家が多く、比較的若い世代が営農の中心となっているため、会社や余暇を優先することが多く、農地の維持管理に不安を持っていた。

また、直接支払制度の目的の一つである、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下を防止し、機能を確保するため、休耕田をビオトープや体験農園（稲作を含む）として整備し、子供たちの学習や遊びの場として活用すること等が組合の活動目的と合致することから本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

農業生産活動においては、イナキビ又は大豆、麦と水稲の二年三作を行い、農用地の効率的な利用を図るとともに、平成14年度から高齢化等により農業生産活動が困難になった農用地について、管理組合が維持管理を受託し、当該農用地でイナキビ等の栽培及び維持管理を受託している。

また、多面的機能の増進という観点から、ビオトープや体験農園（水稲等実習田、3.3ａ）を整備し、子供たちの学習や遊びの場として活用するとともに、農用地の日照時間を確保するため陰切りを行い、その際発生する竹や雑木を活用し、炭焼きを行い田に還元し地力増進を図ることとしている。

更に、平成14年度から女性や高齢者を営農の主体とした、新規特産物としてハタケシメジに着目し栽培実証を行っている。

３．取り組みによる効果

多面的機能の増進に関する活動については、費用負担を伴うことから、意欲はあっても実施に至らないことがあったが、交付金の共同活動分を活用することにより、活動が一層活発になり、自由な発想をより具現化できるようになった。

集落協定の概要

市町村･協定名	岡山県上房郡有漢町（じょうぼうぐんうかんちょう）　鈴岳（すずおか）			
協定面積	田(99%)	畑(1%)	草地	採草放牧地
11ha	水稲、大豆、雑穀	野菜、大豆、雑穀	－	－
交付金額	個人配分分			50%
237万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検		10%
		多面的機能増進活動（ビオトープ、炭焼き）		20%
		生産性向上、担い手定着（農業機械購入等）		20%
協定参加者	農業者　15人			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田11.3ha、畑0.1ha）

個別対応

水路・作業道の管理
（水路3.0km、道路3.5km）

共同取組活動

鳥獣害の防止
(電気柵等の共同設置:
L=3.0km(一部整備済み))

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地等の陰切り
（炭焼き釜:2基（整備中）
随時)

景観作物の作付け
（道路沿いに花木を植栽
1.0km）

ビオトープの整備
（休耕田を、子供たちの
学習や遊びの場として
活用）

体験農園（3.3ａ、学校実習田）の整備
（休耕田を活用し、小学
校の稲作等実習及び栽
培指導）

農用地の地力増進
（陰切りにより発生した、
竹や雑木を炭焼きし農
用地へ還元）

共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入
（整備済 草刈機購入:16台
整備予定 畦付機:1台、草刈
機用刃研磨機:1台播種機(大
豆･小麦用):1台)

農用地管理の受託
（H14年度実績:0.3ha）
（高齢農業者の農用地の管理
を受託:0.5ha）

特産品開発及び直売
・地産地消の推進
整備済ハタケシメジ栽培施
設：A=30㎡、整備予定農産
物等加工施設
・パン･麺用小麦、キビ等雑穀、
青大豆及び黒大豆の生産

作業受委託のためのオペレー
ター確保
（非農家を含めた青壮年を対
象とした機械操作講習の実
施）

マスタープランの作成
（集落の将来像を明確にし、
計画的な営農活動を行う）

共同取組活動

集落外との連携
○畜産農家との連携による地力増進
○集落内で受委託できない場合の連携を行う

[平成14年度までの主な効果]
○多面的機能の増進に係る活動の活性化に伴い、地域にある潜在的な技能等の活用が進み地域に活力が生じ、自由な発想による地域づくりを具現化できるようになった。
○ビオトープや体験農園等への取組は、子供たちへの学習や遊びの場を提供するとともに世代間交流や都市農村交流の推進が期待される。
○ハタケシメジ生産においては、新規雇用の創出を図るとともに特産物として期待される。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○カブトムシの保護・育成による自然保護活動の推進

１．協定締結の経緯

当地区は、平成３年にほ場整備が全域完了し、高齢化等により農業生産活動が困難な農用地は地区内の中核的農家への利用集積が図られている。本制度を導入するに当たり、より有効な土地利用と畦畔・法面の維持管理の省力化を目指すとともに、併せて自然保護の必要性を感じたため、カブトムシの保護を図ることとした。

２．取り組みの内容

多面的機能増進の取り組みとして、数年前から荒廃し耕作放棄地化した畑が山林に隣接し農道も荒れ放題の状況にあったことから、平成12年度に本制度を導入するに当たり、その畑を無償提供していただき、耕作放棄地の復旧とカブトムシを保護育成することとした。畜産農家の副産物である堆肥を利用して、カブトムシの幼虫を育てる増殖用の床を整地し直し、幼虫を羽化させ、放虫を行っている。また、地域イベントで都市からの帰郷者への無料配布を行っている。

○カブトムシの家

敷地総面積…2,300㎡（うち、1,000㎡の耕作放棄地を整地）

舎　　…　39㎡（２基）

材　　料…平成12年度　堆肥：10ｔ、真竹：12束、材料費：16万円

平成13年度　堆肥：10ｔ、材料費：23万円

○カブトムシ発生数

平成12年度は、発生跡は見られたがネットの編み目大きく捕獲できず

平成13年度は20匹捕獲し、平成14年度は40匹捕獲

また、平成14年からは、畦畔管理の省力化を目的として、雑草抑制のグランドカバープランツとしても利用されるアジュガの植栽を行っており、当地区に適応する場合は拡大を図ることとしている。更に、協定参加者の中に大規模畜産（肥育）農家があり、堆肥処理の有効利用も図る観点から地区内耕作地への還元を行い地力の増進に努めている。

カブトムシの家を建設

集落協定の概要

市町村･協定名	岡山県真庭郡湯原町（まにわぐんゆばらちょう）　野田（のた）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
7ha	水稲、そば、ﾄｳﾓﾛｺｼ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
143万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		21%
		多面的機能増進活動（カブトムシ）		9%
		生産性向上、担い手定着（農業機械購入）		20%
協定参加者	農業者　19人、非農業者　2人			

３．取り組みによる効果

協定参加者の共同作業を通じて、地域環境の保全が進められ、自然保護の意識の高揚と地域住民の協力関係が構築出来、コミュニティ活動の活性化が図られている。

また、畜産副産物の悪臭、害虫の発生が抑えられ、住み良い村づくりにつながるとともに、併せて農地の利用集積等への理解も出来始め、認定農業者及び若者の就農者が１名出来た。更に、共同取り組み活動への費用的な問題が解決されたこと、また、耕作放棄地で竹が繁茂していたが取り組みにより10ａを整地（復旧）できた。

活動内容の概要

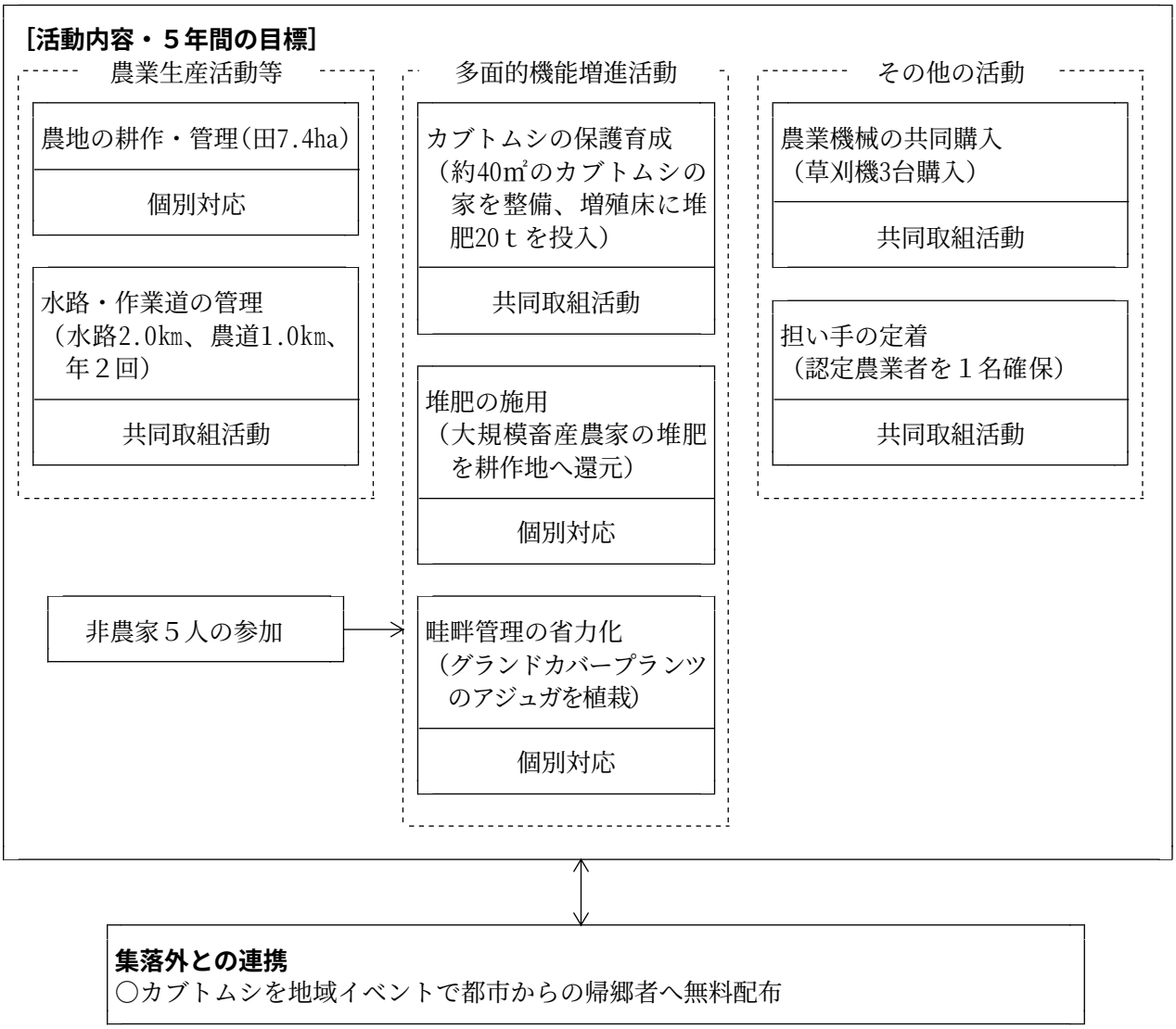

集落外との連携
○カブトムシを地域イベントで都市からの帰郷者へ無料配布

[平成14年度までの主な効果]
○自然保護の意識高揚と地域住民の協力関係により、コミュニティ活動の活性化
○畜産副産物の悪臭及び害虫発生の抑制
○農地の有効利用集積等への理解の深まり
○認定農業者及び若者の就農者１名を確保
○耕作放棄地10ａ(協定対象外)を復旧

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○地域の伝統的な跳ね天秤を復元

１．協定締結の経緯

農地の管理は個々で行われ、高齢化の進展や農業への意欲の減退により、耕作放棄地や休耕地が増えていく状況があったが、個人の力ではどうすることもできなかった。

また、住民間の交流も比較的疎であり、農地の管理も集落としてどう対処していくのか話し合われることもほとんどなかった。

このような状況の改善のため、平成13年度に、既存の行政集落を範囲として集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

農道・水路清掃で集落環境が改善され、また、景観作物としてレンゲや菜の花等を30ａ作付け、集落の景観が良くなった。

さらに、伝統的な跳ね天秤（かんがい用井戸から水を汲み上げる装置）を復元して設置し、農業への意欲や、コミュニティにも良い影響を与えた。

馬鈴薯の共同作付けや朝市にも取り組み、集落農場型農業生産法人の検討も始め、集落の中で農業が生き生きしてきた。

小学生の稲刈り体験や、地域内の池の破損調査を兼ねた魚取り・ビオトープ的な利用への場の提供など、行事を通して集落の共通の話題が増え、地域住民の意思疎通が図られるようになった。

３．取り組みによる効果

自走式草刈機を購入し、共同利用することで、約50ａの耕作放棄地が復旧した。

また、伝統文化の継承、学習の場の提供、景観の向上など、集落の活性化が図られた。

跳ね天秤

集落協定の概要

市町村･協定名	広島県竹原市（たけはらし）　郷（ごう）区中山間地会			
協定面積	田(63%)	畑(37%)	草地	採草放牧地
19ha	水稲	野菜	―	―
交付金額	個人配分分			30%
230万円	共同取組活動分（70%）	農業生産活動（鳥獣被害防止、草刈機購入）		34%
		多面的機能増進活動（伝統文化、都市農村交流）		7%
		その他の活動（法人化検討、会報発行）		29%
協定参加者	農業者　88人			

活動内容の概要

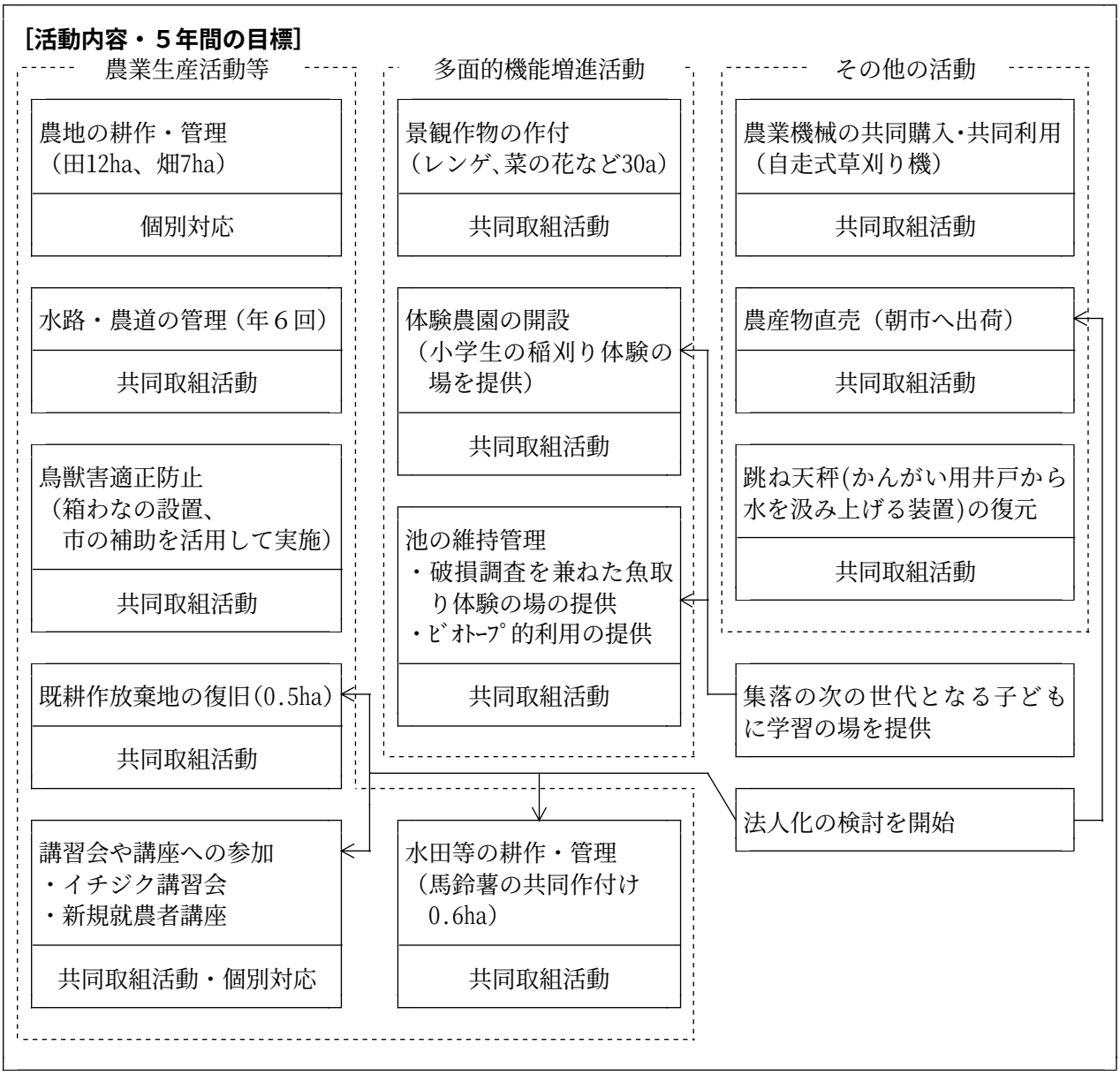

[平成14年度までの主な効果]

○自走式草刈り機を共同購入・共同利用し、0.5haの耕作放棄地が復旧
○集落景観が良くなった。(跳ね天秤復元設置、景観作物作付け)
○共同取り組み活動を通じ、集落地域住民の意思疎通が図られるようになった。
○集落、農業の将来について考えるきっかけになり、法人化の検討や子どもの学習の場としての農業を始めた。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○ビオトープ、トピアリーによる環境づくり

１．協定締結の経緯

山間にある農地は、急峻地形にあるみかん畑がほとんどで、また、一戸当たりの耕作地も少なく零細（協定参加者29名で一戸当たりの平均耕作面積は、0.3haである。）で、高齢化が進んでいる。

５年間は農地を守ことが基本である直接支払制度導入においては、高齢化の進んでいる当地区での不安感もあったが、みんなが話し合えるきっかけが出来れば何かが出来る、出来ることからやればいいと協定参加者を募った。

２．取り組みの内容

(1) 農道の管理

集落の農道管理には、協定参加者の出役で夏場の草刈りを行っている。平成13年度は、農道脇の数本の立木が素人では切れないくらい大きくなって困っていたので、木材の専門家に頼んで伐採した。

(2) ビオトープ

ビオトープ（魚類や昆虫類などの生態系の保護）として、湧水のある休耕田を利用し、耕運して水を溜めている。おたまじゃくしが泳いだりとんぼが卵を産み付けている様子が観察できる。今後、面積を増やす予定で、とんぼや蛍の増加が期待される。

(3) トピアリー

植木で作ったトトロがみかん畑に出現！「農作業ごくろうさま」と毎日大きな口で叫んでいるようで、夢がある集落になりつつある。

集落協定の概要

市町村･協定名	徳島県勝浦郡勝浦町　石倉谷（かつうらぐんかつうらちょう　いしぐらだに）			
協定面積	田(8%)	畑(92%)	草地	採草放牧地
9ha	水稲	みかん	―	―
交付金額	個人配分分			50%
105万円	共同取組活動分	事務費、役員手当、集落会合費		14%
	（50%）	農道管理費		36%
協定参加者	農業者　29人			

３．取り組みによる効果

交付金の活用により、小さな集落でも地域に根ざした活動が定着しつつある。生活に追われる現代において、心の癒される環境づくり、遊び心や発想の仕方で、自分たちの生活空間がきれいかつ、楽しくなっていくものである。次世代の子どもや孫に残せる心温まる活動がいつまでも続くことが望まれる。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田0.7ha、畑7.9ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （水路0.8km、道路2.0km、年1回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

ビオトープ (池160㎡、年１回)	共同取組活動
トピアリー （１体、年１回剪定）	共同取組活動

集落外との連携

○木の伐採の専門家との連携により、邪魔な立木が取り除かれ農道が広く感じられる。

[平成14年度までの主な効果]

○とんぼやおたまじゃくしが生息しており、湿地に生息する動植物が観測出来たり、植え込みのトトロがある集落として楽しみながら農業ができている。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○地域の伝統的祭りを核とした取組

１．協定締結の経緯

当集落は、黒川谷沿いに集落があり、急峻な地形の中、茶の生産が以前から盛んで、集落内には製茶工場も整備されている。また、古くからほたるの生息地としても有名で、毎年6月には「ほたる祭り」が地域を上げて行われており、町内外から多くの見物客を集めている。しかし、集落内では高齢化、担い手不足が深刻になる中、今後の農地管理についてが地域の課題になっていた。共同取組による農道、水路等の管理とともに、環境への問題提起として、ほたる祭りを地域として継続して行っていくことを確認し、平成12年度に集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

水路・農道等の管理は毎年２回実施している。また、６月のほたる祭り開催に向けては、地域の方々やボランティアの方々とともに河川清掃や、ほたる祭り会場周辺の簡易整備を行っている。ほたる祭り当日には、町内外より多くの見物客が訪れ、農産物の直販も行っている。さらに、集落内で採れた野菜などを、毎週末直売市にて販売も行っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	徳島県三好郡山城町　黒川谷（みよしぐんやましろちょう　くろかわだに）			
協定面積	田(9%)	畑(91%)	草地	採草放牧地
10ha	水稲	茶、すだち	－	－
交付金額	個人配分分			60%
127万円	共同取組活動分（40%）	水路・農道等の維持管理		4%
		多面的機能増進活動		32%
		その他		4%
協定参加者	農業者　16人			

３．取り組みによる効果

ほたる祭りの取組や集落協定を締結する中で、今まで以上に農地の適正な管理へ農業者の意識が高まり、管理が行き届かない農地については、ファームサービス（農作業受託組織）へ委託している。また、協定参加者の中から認定農業者を目指そうとする農業者が育ってきている。さらに、交付金の使途について検討する集まりの機会も増える中、交付金の有効活用が検討されている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田0.9ha、畑9.4ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（道路6.0㎞、年2回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 河川の清掃活動（年1回）
  - 共同取組活動
- ほたる祭りの実施（年1回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の委託の推進
  - 個別対応
- 認定農業者の育成
  - 個別対応
- 農産物の直売（毎週末）
  - 個別対応

[平成14年度までの主な効果]

○適正な農地管理のための作業委託（１ha）
○環境保護と都市との交流に向けたほたる祭りの実施(年１回・来場者約800人)
○集落内での栽培された農作物の直売（毎週末・協定参加農家の女性グループ）
○認定農業者の育成（３人、１組織）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○棚田を活用した地域の活性化

１．協定締結の経緯

星野村は、福岡県の南東部に位置し、面積の84%が山林で、谷間に農地が散在する典型的な山間地域である。

６区集落は本村の北部、浮羽町（うきはまち）との境に位置した「日本の棚田百選」に選ばれた広内・上原棚田を含む地域であり、平成12年9月には全国棚田サミット（浮羽町と共催）が行われ、歴史的文化遺産でもある棚田の活用・保全に向けた様々な取り組みが行われている集落である。

また、全国でも珍しい「棚田保護条例（平成11年村交付）」の指定地域でもあり、地域住民のみならず、村と村民が一体となって保護・活用を推進している本村の象徴的な集落でもある。

しかしながら、高齢化が進み担い手不足が深刻化する６区集落においては、営農条件が厳しい棚田をいかに維持・活用するかが課題であり、本制度の活用により様々な取り組みがようやく始まったばかりである。

２．取り組みの内容

共同経費は、水路・農道の維持管理（日当・材料費等）や県営中山間地域総合整備事業で施工中の農道工事費に係る地元負担金、田植機などの共同機械購入費に充当されるほか、直売施設の建設費や各種の農業体験交流事業（田植え、稲刈り、そば作り体験など）に活用されている。中でも、直売施設は棚田を一望できるロードパークに隣接して設置され（平成14年３月完成）、各種農産物の販売のほか交流拠点としても期待されている。

３．取り組みによる効果

今後とも交付金を有効に利用しながら、棚田の景観を保全・活用した各種交流事業等を展開しつつ、活力ある地域づくり・担い手の育成を目指していく。

集落協定の概要

市町村･協定名	福岡県八女郡星野村（やめぐんほしのむら）　６区（ろっく）			
協定面積	田(54%)	畑(46%)	草地	採草放牧地
40ha	水稲	茶	―	―
交付金額	個人配分分			50%
573万円	共同取組活動分	水路・農道管理		10%
	（50%）	多面的機能増進活動(体験農業、景観保全)		3%
		生産性向上・担い手定着(機械購入等)		18%
		農道整備、直売所建設		11%
		役員報酬、その他		8%
協定参加者	農業者　61人、水利組合　15、農道組合　9、非農業者　1			

○広内・上原地区棚田保護条例（抜粋）

第１条　この条例は、棚田が美しく豊かな水田景観を形成し、かつ、貴重な稲作文化遺産であることに鑑み、村及び村民等が一体となってその景観の保護に努めるとともに、生産の場としての有効な活用を図ることによりふるさとづくりに資することを目的とする。

第２条　村は、現状を総合的に勘案し、広内・上原地区に存在する規則で定める棚田（以下「保護区域」という。）を保護する。

第３条　村は、保護区域の保護及び活用を図るため必要な施策を推進しなければならない。

第４条　村民は、保護区域の保護及び活用を図るため、村の施策に協力しなければならない。

第５条　保護区域の棚田の所有者及び耕作者（以下「所有者等」という。）は、保護区域が貴重な遺と資源であることを認識し、自ら進んで保護区域の保護及び活用に努めなければならない。

第６条　保護区域内の所有者等が、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ村長にその旨を届出なければならない。

(1) 所有権の移転、(2) 耕作内容の変更、(3) 耕作道を含む道路の新設及び改良、
(4) その他工作物の設置

２　村長は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは当該届出をした所有者等に対して必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田22ha、畑18ha）
- 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路5km、道路10km、年２回）
- 農地法面の定期的な点検（年２回）
- 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 体験農園等の開設・運営（体験農園0.6ha、年3回）
- 景観作物作付、棚田保全（棚田0.5haに彼岸花を植栽）
- 共同取組活動

県営中山間地域総合整備事業による農道整備 ↔ 基幹農道の整備（道路整備による生産性の向上）

その他の活動

- 農業機械・施設の共同購入・共同利用（田植機３台購入、用水施設共同設置利用）
- 担い手研修会への参加（各種研修会に担い手リーダーを派遣）
- 直売施設の設置（地元産物の販売、交流拠点の整備）
- 基幹農道の整備（道路整備による生産性の向上）
- 共同取組活動

↕

集落外との連携

○棚田保存委員会（任意団体）、そばづくり実行委員会（任意団体）との共同による体験事業の実施（0.6ha）

[平成14年度までの主な効果]

○機械、施設の共同化による営農の効率化
　・田植機３台、用水整備一式
○体験農業による都市住民との交流の推進
　・限界的農地の有効活用によるソバづくり体験（0.5ha）
　・田植え、稲刈り体験（0.1ha）
○景観作物等による棚田保全と直売施設設置による地域の活性化
　・彼岸花を棚田0.5haに作付し棚田景観を保全
　・見晴らしのいい場所に直売所を設置し、地元農産物を販売

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○花いっぱい運動とイベントの開催で地域の活性化

１．協定締結の経緯

当集落は、昭和56年度にほ場整備を実施したが、近年、法面や水路等の老朽化が進んでおり、特に必要なところについては共同作業により修復を行ってきた。

地域内の農業従事者は他の中山間地域と同様に高齢化が進んでおり、後継者不足で耕作者の確保も難しい中、耕作地の維持管理を第一の目標として、協定締結に至っている。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、農地の法面崩壊を未然に防止するための定期的な点検、協定農用地への柵・ネット等の設置等による鳥獣被害防止対策、農道、水路の維持管理を行っている。

今回の集落協定締結を機に、共同活動の一環として、急傾斜の法面に、あじさいやつつじ、桜等の景観作物を植え、集落を花でいっぱいにしようと「花いっぱい運動」に取り組むようになった。

また、次世代を担う子供たちに土に親しんでもらうことを目的に、田に水張りし、鯉やうなぎなどの「つかみどり大会」を開催し、都市と農村との交流に取り組んでいる。

さらに、平成14年度は、新たにれんげそうを作付した水田に、近くの幼稚園児を招き、紙飛行機を飛ばしたり、れんげそう摘み等で自然に親しむイベントを行った。

３．取り組みによる効果

○農地の法面崩壊を未然に防止するための定期的な点検・・・年５回
○鳥獣被害防止対策（柵、ネットの設置）・・・1,150m
○景観作物（あじさい、つつじ、桜等）
○緑肥作物（れんげ）の作付け
　合わせて800㎡（300本）
○鯉・鰻つかみどり大会・・・総参加人数80人
○協定集落内の話し合いや共同作業によって、失われつつあった地域の「活力」、「和」が戻り、また、荒廃しつつあった農地、景観も以前よりずっと良くなった。

集落協定の概要

市町村･協定名	佐賀県鳥栖市（とすし）　神辺地区上の車（こうのえちくうえのくるま）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
5ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			48%
113万円	共同取組活動分	道路水路管理費		24%
	（52%）	多面的機能増進活動		19%
		役員報酬、その他		9%
協定参加者	農業者　14人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田5.4ha）
個別対応

水路・作業道の管理 ・水路0.8㎞、年2回、清掃、草刈り ・道路0.4㎞、年4回、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検（年５回）
共同取組活動

鳥獣害適正防止（防護柵1,150mの設置）
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物等作付け（転作作物等としてあじさい、れんげ等を約800㎡作付け、れんげの開花時期には幼稚園児を招き自然に親しむイベントを開催）
共同取組活動

その他の活動

鯉やうなぎのつかみ取り大会を開催（小学生を中心に毎年７月に田に水を張り鯉やうなぎのつかみ取り大会を開催）
共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○鳥獣害による被害の減少（防止柵1,150mの設置）
○水路・農業道の継続的な維持管理・・・年２～４回
○農地の法面崩壊を未然に防止するための定期的な点検・・・年５回
○「花いっぱい運動」の展開
　・景観作物（あじさい、つつじ、桜等）、緑肥作物（れんげ）の作付け・・合わせて800㎡（300本）
○水田を利用した鯉・鰻つかみどり大会の実施・・・総参加数80名

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○施設野菜や新規作物等の高収益農業に向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区は、西木村南部に位置する山間の高台にあり、区画が10ａ未満の未整備田のほか急傾斜で、高い生産コストを要しながらも農業生産活動を継続してきた。

また、村で従来から高収益農業の展開を図るため、重点作物として取り組んでいる施設野菜（ホウレンソウ）が、近年栽培されるようになっている。

このような中で、直接支払制度の発足により、農地の保全を第一義に目的として、集落全体の農業者の合意形成により、協定を締結した。

２．取り組みの内容

水路の清掃や農道等の草刈りを実施するほか、耕作放棄による農地の荒廃を防止するため、協定代表者のリーダーシップにより集落内での話し合いを行い、ホウレンソウの栽培拡大や新規作物としてソバの作付け等の農業生産の拡大に取り組んでいる。

また、山林に隣接する農地も多いことから多面的機能増進活動として、周辺林地の下草刈りを行うとともに、西木フラワーロードの一貫として集落に沿って走る国道添いに非農家を含めた活動によりマリーゴールドを植栽している。

集落営農計画を作成しソバを作付け

集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県仙北郡西木村　十二峠（せんぼくぐんにしきむら　じゅうにとうげ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
3ha	水稲、ﾎｳﾚﾝｿｳ、ソバ	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
66万円	共同取組活動分	農業生産活動		21%
	（50%）	多面的機能増進活動（下草刈り、景観形成作物等）		29%
協定参加者	農業者　4人			

３．取り組みによる効果

・集落全体として農地保全に対する意識の高揚。
・耕作放棄地の発生防止。
・農地保全を前提にした集落営農計画の策定（施設野菜（ホウレンソウ）の生産拡大や新規作物（ソバ）の作付け等）により高収益農業へ動きだした。

活動内容の概要

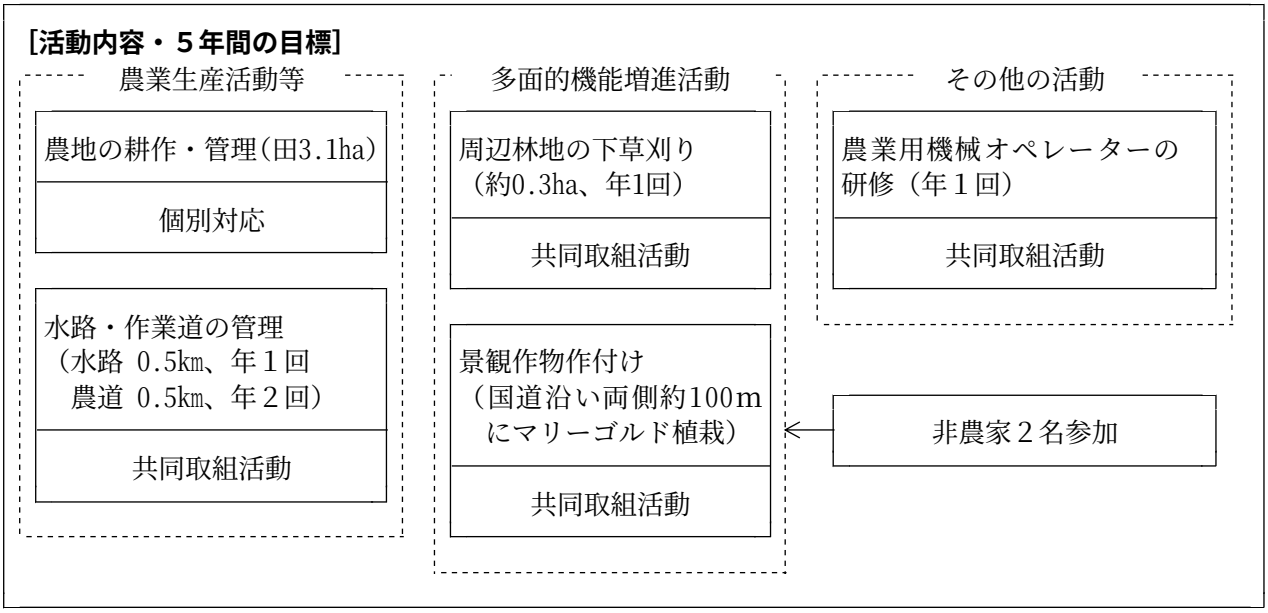

[平成14年度までの主な効果]
○ホウレンソウの栽培　　0.3ａ
○新規作物ソバの作付け　１ha

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○転作でソバの栽培とソバ粉の販売

１．協定締結の経緯

当団地は沢あいの農地で、ほとんどが兼業農家であるため、団地内の道・水路の管理がおぼつかない状況で支障を来たしていた。

そのような中で、直接支払制度が発足し、道・水路の管理の必用性と、高付加価値型農業への取組が集落の担い手活動の目的と合致したことから、本制度に取り組むこととした。

２．取り組みの内容

以前は、転作作物として牧草（0.7ha）が主であったが、景観的にも美しく集落全体の目標である高付加価値型農業を営むため、「ソバ」を約0.4ha作付し、収穫後は製粉したものを町内で販売している。

また、これによりソバ作付けの耕起、播種等の作業受委託（0.2ha）が開始された。

３．取り組みによる効果

ソバの販売により、地域間に交流が生まれた。また、これをきっかけにソバ打ちを習得し、地域内での試食会等を行い、楽しみながら経営を行うことにより、ソバを通じた組合員の話合いや交流もあり、地域内で和気あいあいと活動を行っている。

平成14年度は作付初年度ということもあり、管理が的確に実施出来なかったため、目標収量を下回るなど何点か問題は残しているが、解決に向けた話合いを行っている。また、今後地域への増反を図り、安定収入を得たいとの意欲も出てきている。

ソバの作付け

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県田村郡常葉町（たむらぐんときわまち）　早坂（はやさか）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
2ha	水稲、ソバ	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
47万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		6%
		多面的機能増進活動		41%
		生産性向上・担い手定着		3%
協定参加者	農業者　10人			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田2.2ha)	個別対応
農地法面の点検 （団地内　2.2ha）	法面点検担当者
水路・道路の管理 （水路1.0㎞、道路 1.5㎞ 年３回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （約0.5ha、年1回）	共同取組活動
堆きゅう肥の施肥 （水田　約0.3ha）	個別対応

その他の活動

農作業の受委託(ソバ　0.2ha)	共同取組活動
オペレーターの育成(3名育成)	共同取組活動
高付加価値型農業を営む （水田転作0.8ha うち0.4haソバ作付）	共同取組活動
問題解決に向けた話合い	共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○地域間の交流
○ソバ管理作業の受委託
○ソバ打ちの技術習得
○問題解決に向けた話合い
○楽しみながら経営
○ソバ栽培面積増反により安定収入を得る
○地域内で和気あいあいと活動

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○みんなの手で守り残したい　この風景と農業

１．協定締結の経緯

当地区は、担い手の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が点在しているため、草刈り・害虫防除・水路管理が問題になっていた。

このため、地域で何らかの取組を行う必要があるとの声があり、本制度に取り組むことになった。

協定締結に当たっては、農業委員等が中心になり数回の打ち合わせと個別説明を持ち、地域ぐるみで取り組もうと合意に至った。

また、中山間地の特色を活かし、安心でおいしい米の里づくりを目指すこととした。

２．取り組みの内容

協定者の平均年齢は64歳で、79歳の高齢者もいるが、協定参加者全員で道路（約600m）・水路（約700m）の草刈りを年３回一斉共同作業により管理している。

特に、水路については、おいしい米作りの源となるため、補修や水源確保を行うとともに、消費者がおいしく安心して食べられるよう、化学肥料を控えめにした有機栽培等のほ場研修や調査研究を行っている。

また、機械化が進む中、「ほだがけ」を農村の風物詩として守り、消えゆく農村の景観づくりにも積極的に取り組んでいる。

美しい農村風景を守るため、草刈りを行う協定参加者

集落協定の概要

市町村･協定名	茨城県東茨城郡御前山村　三丸田（ひがしいばらきぐんごぜんやまむら　みつまるた）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
2ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
18万円	共同取組活動分（50%）	農用地に関する事項		17%
		水路・農道の管理		10%
		会議費等		23%
協定参加者	農業者　10人			

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、台風や大雨の際、水路の流れも良くなり、被害を最小限に防ぐことができた。

地区の７割が「ほだがけ」を実施し、農村の美しい景観形成に協力が得られた。

高齢化により耕作放棄されそうな農用地について、農用地の貸借を推進し、これまでに0.75haの水田を耕作放棄から未然に防ぐことができた。

後継者不足により協定に含めない耕作放棄地0.33haが荒廃化し、害虫などの発生源になっていたが、協定参加者が一斉草刈りや水路の補修等を行った結果、害虫防除にも効果が上がっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(田2.3ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  （水路 約0.7km
  農道 約0.6km
  年３回　清掃、草刈り）
  - 共同取組活動
- 水路の補修、水源確保(随時)
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 有機栽培の取組
  （化学肥料を控える
  約0.9ha）
  - 共同取組活動
- 協定に含めない耕作放棄地の一斉草刈り
  （放棄地：約0.3ha）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 美しい農村風景の保存
  （地区の７割が「ほだがけ」を行う）
  - 個別対応
- 農用地の賃貸借の推進
  （田：約0.7ha）
  - 共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に農用地の賃貸借等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業の賃貸借等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○農用地の賃貸借を推進することで、これまでに0.75haの水田を耕作放棄させずにすんだ。

○協定に含めない耕作放棄地0.33haを一斉草刈りや水路の補修等を行った結果、害虫防除にも効果が上がっている。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○地域の特性に適した高収益･高付加価値型作物栽培の展開

１．協定締結の経緯

当地区は、山の中腹にあって、ゆずの栽培を中心とした農業を営んでいる。今回、地域の活性化を目指し、本制度に取り組むこととなった。

協定締結に当たっては、町の職員等が積極的に制度のＰＲを行ったこともあり、比較的容易に合意形成を図ることができた。

また、柑橘類の栽培に適した地域条件を活用して「デコポン」の栽培等を新たに始め、高付加価値型農業を目指すこととした。

２．取り組みの内容

当地区は四方を山で囲まれたその中腹にあり、畑はとても小さいが、水はけがよいという利点があり、柑橘類の栽培に適している。そのため、昔からゆずの栽培が盛んであった。

ところが、ゆずの価格が低迷し、農家の採算が合わなくなってきたので、かわりに、付加価値の高いデコポン栽培に取り組むという協定の方針が固まった。デコポンは４年間で600本を導入し、将来的には「デコポンの小さな産地」にすることを考えている。

また、地区内にある耕作放棄地を復旧（0.22ha）し、ワラビ栽培を始めた。現在は畑一杯にワラビが広がり、これを「日本農園」と名付け、平成15年度からワラビを販売することも検討している。

さらに、協定参加農家にマイタケの原木を配布しており、将来的にはこれも地域の特産にしたいと考えている。

「日本農園」：今後、密集したワラビを観光客に「ワラビ狩り」をしてもらう予定

「デコポン」：たわわに実ったデコポン
夢は「デコポンの小さな産地」

集落協定の概要

市町村･協定名	埼玉県入間郡越生町（いるまぐんおごせまち）　龍ヶ谷（たつがや）			
協定面積	田(7%)	畑(93%)	草地	採草放牧地
8ha	水稲	ゆず、自家用野菜	－	－
交付金額	個人配分分			43%
100万円	共同取組活動分（57%）	役員報酬・会議費等		13%
		法面・水路・農道管理		16%
		生産性向上・担い手定着（新技術、新品種の導入）		28%
協定参加者	農業者　36人			

３．取り組みによる効果

当地区では、「若い人には収穫の喜び」を、そして「年配者には新しい作物に挑戦する機会を」を合い言葉に、共同取組活動を行っている。活動しているその瞬間は、皆が同じ目標を持ち、同じ方向を向いて心が一つになることから、集落のまとまりも世代を越えて芽生えつつある。当地区では、皆が心を一つに通わせ、共同取組活動の中で楽しさを見出し、そして将来の地区の素晴らしい姿を夢見ながら、地域活動が動き始めた。

また、0.22haの耕作放棄地を復旧し、ワラビ栽培を始めた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田0.5ha、畑7.7ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路2㎞、道路5.2㎞、年1回　清掃、草刈り）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約２ha、年１回）
  - 共同取組活動
- 耕作放棄地の解消
  - ・体験農園等の開設　わらび摘取り園 0.2ha
  - ・きのこ栽培　協定参加者の共同栽培
  - 共同取組活動

↕

グリーン・ツーリズムのソフト事業「きのこのオーナー制」との連携

その他の活動

- 植え付け農作物（果樹等）の共同購入（デコポン苗木５年間で600本　舞茸菌床　各世帯へ配布）
  - 共同取組活動
- 農作業の受委託（集落内の耕作放棄農地の草刈り等、他の集落協定参加者が委託を受け実施）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○集落内の農家が農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　0.2ha
　・「わらび」摘取り園（0.2ha、延べ50人参加）
○新規作物の作付けによる地域の活性化
　・デコポン360本（5年間で600本）を作付け
○第三セクターとの連携による都市農村交流の推進
　・きのこオーナー制を実施（年3回イベント開催、80人参加）
　・収穫祭（延べ2,000人参加）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○農業経営の将来を見据えた新規作物の模索

１．協定締結の経緯

当地区は、基幹作物である茶を中心に農業を営んでいた地域である。また、区域内には、茶の生産組合及び該当地権者が全員地元自治会内に在住していたこと、地域が行政からの参加依頼に対して協力的なこと等により本制度に取り組むことができた。

協定締結に当たっては、町と地元農業委員等を中心に地元説明会を数回行った。

なお、問題が生じればその都度打ち合わせを行うなどの連携を保ちつつ、地域の合意形成を図っている。

また、協定締結を進めていた中で、農作物の鳥獣被害や、農業従事者の高齢化率も高い中で、如何にして今後の農業経営が行えるかが一番の問題として挙げられた。よって、作物に対する鳥獣被害が著しい地域にどのような作物が適し、採算性及び農作業時間などの問題を検討し、時代に即した農業を行うことによる様々な事業効果を見込み、本制度導入に踏み切った。

２．取り組みの内容

鳥獣被害が著しく、農業者の営農意欲が衰退しかけている地域の農地をどのように守り、保全していくかの観点から、共同作業の一部として多種多様な農作物を植えることを協定上に位置付けて活動を行っている。

なお、平成14年度実績では、景観植物として以下の作物を道路脇に植え付けることで、地域に見合う作物の選定に向けた取組を行っている。

◎植え付け作物	みかん	５本	プルーン	１０本
	ゆず	７本	イチジク	５本

また、その他の取組として、地域内にある農道３路線を中心に、維持管理のために定期的な共同清掃作業や草刈り等を行い、住み良い農村づくりのための活動に精力的に取り組んでいる。

集落協定の概要

市町村･協定名	神奈川県足柄上郡松田町　大寺（あしがらかみぐんまつだまち　おおてら）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
4ha	－	茶、野菜、栗	－	－
交付金額	個人配分分			0%
34万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬		18%
		水路・農道管理		72%
		生産性向上・担い手定着（新技術、新品種の導入）		10%
協定参加者	農業者　17人			

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、地域環境を守るために、地域の者が共同で行うという意識を再確認し、地域の者が連携しあい農地を保全していこうという役割意識が芽生えている。

さらに、協定締結時（平成13年度）には当地区の一部の参加であったが、現在では隣接地区が追加で参加するなど着実に地域への普及が図られ、農業者の意識が芽生えている。

農道沿いに、地域に見合う作物の選定を試験的に実施（作物：ゆず）

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑4.2ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（大寺農道241m、大寺北農道287m、大寺中央農道241m 年２回　草刈）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（農道沿いに植栽）／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年２回、水路・農道草刈時に確認）／共同取組活動

その他の活動

- 地域に適した農作物の選出／共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○集落協定面積が年々拡大傾向にあり、地域住民並びに関係地権者の農地に対する意識及び危機管理への意識が芽生えている。平成13年度集落協定面積234ａに対し、平成14年度は423ａに拡大された。

○鳥獣被害が著しい地域に適した農作物を試験的に植樹するなど、営農意欲が見られるようになった。